

多文化共生の推進に関する研究会
報告書 2018

2019 年(平成 31 年)3 月

目次

1	はじめに	1
2	地域における多文化共生の取組状況等	2
(1)	在留外国人の状況	2
(2)	多文化共生に係る指針・計画の策定状況	5
(3)	多文化共生に関するアンケート調査	6
(4)	多文化共生に係る国の方針等	11
(5)	これまでの研究会等での議論	13
3	多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法	15
(1)	多文化共生アドバイザー	15
(2)	多文化共生地域会議	16
4	多文化共生の取組事例等	18
(1)	地方自治体の窓口等における多言語対応	18
(2)	児童生徒の教育・日本語学習支援	22
(3)	J E Tプログラムの活用	26
5	おわりに	27
	参考資料	28

1 はじめに

日本における在留外国人数は、2018年6月末時点で約264万人と過去最高となっている。リーマンショックがあった2008年以降減少に転じた時期はあったものの、2013年から再び増加に転じ、総人口に占める在留外国人の割合も過去最高を記録しているとともに、多国籍化も進んでいる。また2019年4月には、新たに外国人材の受入れのための在留資格（「特定技能1号」「特定技能2号」）の創設等を内容とする「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」（平成30年法律第102号）が施行される。

総務省では、地方自治体に対して多文化共生の推進に係る指針・計画の策定及び地方における多文化共生の推進の計画的かつ総合的な実施を促すため、「地域における多文化共生推進プラン」の策定や先進的に取り組む団体の事例をまとめた「多文化共生事例集」の公表などを通じて、地域における多文化共生施策の推進を図ってきた。

外国人住民を取り巻く状況も踏まえ、全国的に多文化共生の推進がますます重要な課題となっていることから、2018年10月に「地域における多文化共生の推進に関する研究会」を設置した。以来4回にわたり研究会を開催し、地方自治体への多文化共生に関するアンケート調査の結果等も踏まえ、多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法について議論を行うとともに、委員による取組事例の発表等を行ってきた。

本報告書は、これらの議論や多文化共生に係る地方自治体等の取組事例を取りまとめたものである。

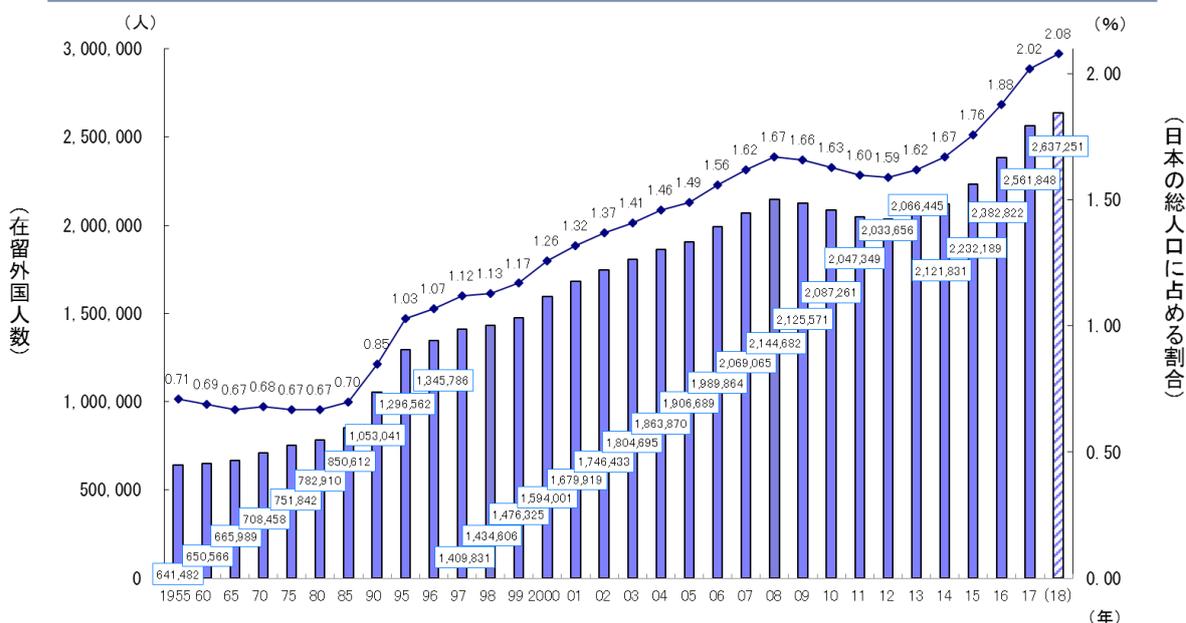
2 地域における多文化共生の取組状況等

(1) 在留外国人の状況

日本における在留外国人数は、2018年6月末時点で約264万人と過去最高となっている。平成の30年間では、リーマンショックや東日本大震災の影響で2008年以降減少に転じた時期はあったものの、2013年から再び増加に転じ、約2.5倍以上の増加となっている。また、総人口に占める在留外国人数の割合も同様の傾向が示されており、過去最高を記録している。

図表1 在留外国人数の推移

○在留外国人数は1990年ごろから大幅に増加していたが、リーマン・ショック(2008年)後減少に転じ、その後再び増加傾向に。

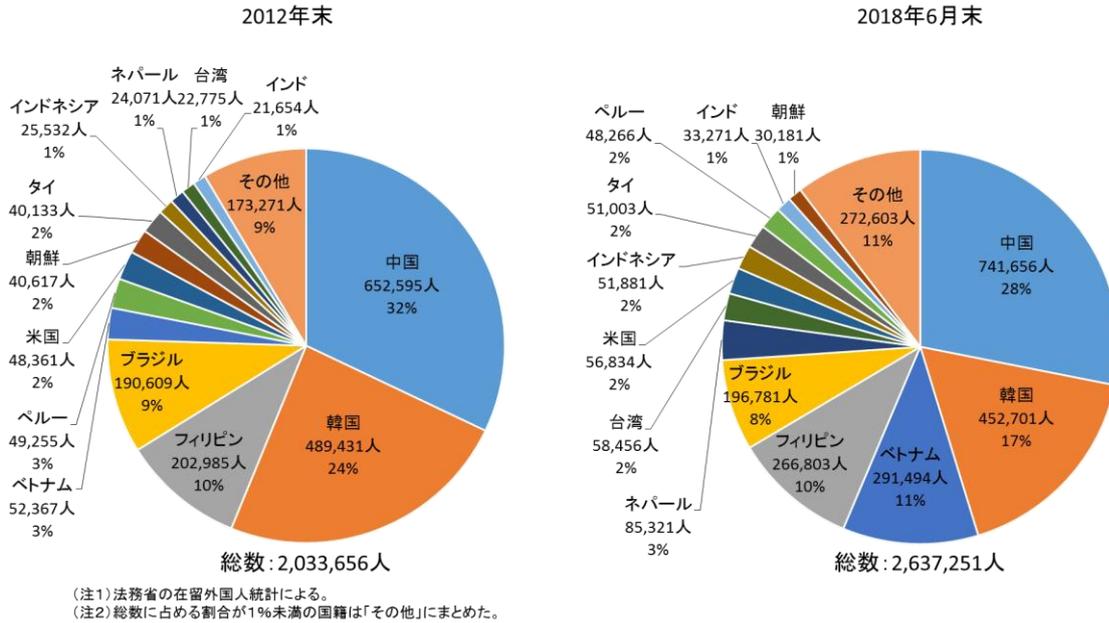


(注1) 在留外国人数は各年12月末現在(法務省在留外国人統計)。「日本の総人口に占める割合」は、総務省統計局「国勢調査」及び「人口推計」による各年10月1日現在の人口を基に算出。
 (注2) 1985年までは外国人登録者数、1990年から2011年までは、外国人登録者数のうち「中長期在留者」に該当し得る在留資格をもって在留する者及び「特別永住者」の数。
 2012年以降は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人数。
 (注3) 2018年は速報値(「在留外国人数」は、6月末現在の数値を使用。「日本の総人口に占める割合」は7月1日現在の数値を使用。)

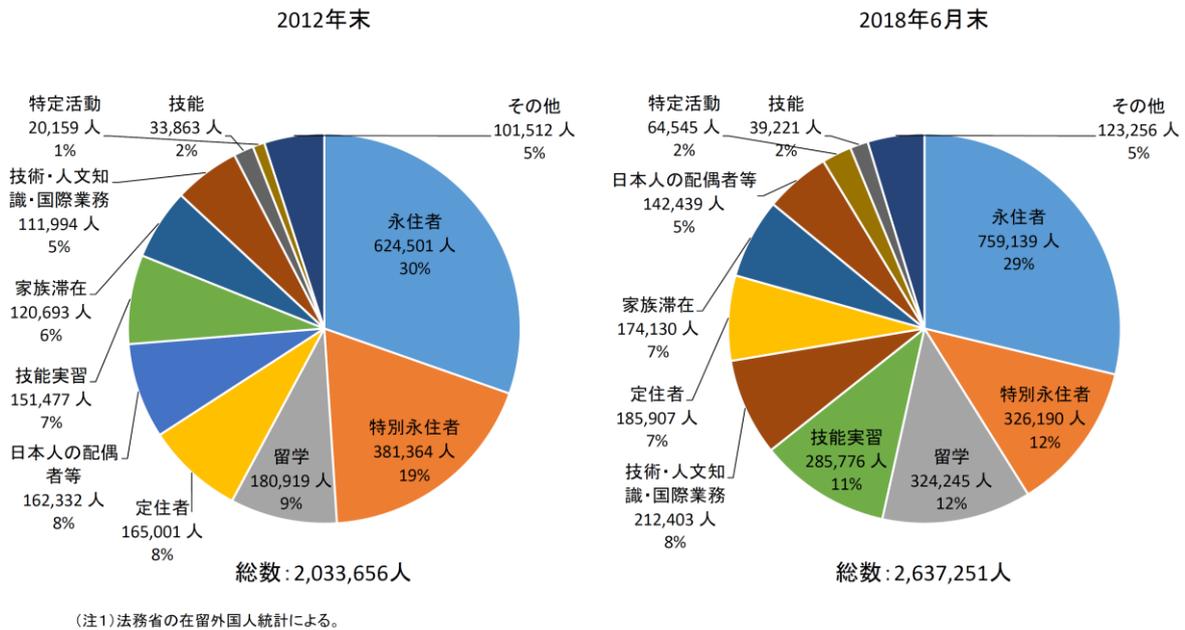
在留外国人の国籍・地域別の推移をみると、中国や韓国、フィリピン、ブラジルに加え、ベトナムやネパール、インドネシア、タイといった東南アジア・南アジア各国が増えてきており、多国籍化も進んでいる。

また、在留外国人の在留資格別の推移をみると、特に「技能実習」や「留学」の在留資格を持つ者が増加傾向にある。

図表2 国籍・地域別在留外国人の割合



図表3 在留資格別在留外国人の割合



さらに、都道府県別外国人住民数の状況については、2018年と2013年を比較すると、全ての都道府県で外国人住民数・外国人住民割合ともに増加しており、全国平均で約26%の増となっていることがわかる。また、大都市部を抱える地方自治体において増加数が全国平均を超える団体が多い一方、地方圏においても増加率が全国平均を超える団体が多くある結果になっている。

図表4 都道府県別外国人住民数の状況(2018年と2013年の比較)

○2018年と2013年の状況を比較すると、全ての都道府県において外国人住民数及び外国人住民割合は増加
※2018年全人口及び外国人人口は、平成30年1月1日、総務省住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数より算出
 ※2013年全人口及び外国人人口は、平成25年3月31日、総務省住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数より算出
 ※全国平均を超える増加数及び増加率を着色

都道府県	増加数 (A-B)	増加率 (A/B)	2018年		2013年		都道府県	増加数 (A-B)	増加率 (A/B)	2018年		2013年	
			全人口	外国人人口 (A)	全人口	外国人人口 (B)				全人口	外国人人口 (A)	全人口	外国人人口 (B)
北海道	10,582	1.50	5,339,539	31,726	5,465,451	21,144	滋賀県	2,484	1.10	1,419,635	26,547	1,419,426	24,063
青森県	1,275	1.34	1,308,707	5,039	1,372,010	3,764	京都府	6,060	1.12	2,563,152	56,951	2,587,129	50,891
岩手県	1,379	1.27	1,264,329	6,550	1,314,180	5,171	大阪府	25,469	1.13	8,856,444	225,269	8,873,698	199,800
宮城県	6,296	1.46	2,312,080	20,099	2,318,692	13,803	兵庫県	8,578	1.09	5,589,708	104,056	5,660,302	95,478
秋田県	180	1.05	1,015,057	3,760	1,076,205	3,580	奈良県	1,041	1.10	1,371,700	11,765	1,405,453	10,724
山形県	555	1.09	1,106,984	6,646	1,155,942	6,091	和歌山県	745	1.13	975,074	6,326	1,016,563	5,581
福島県	3,667	1.40	1,919,680	12,784	1,980,259	9,117	鳥取県	423	1.11	570,824	4,329	588,508	3,906
茨城県	12,725	1.26	2,951,087	61,918	2,997,072	49,193	島根県	2,433	1.46	691,225	7,689	713,134	5,256
栃木県	9,493	1.32	1,985,738	38,843	2,010,934	29,350	岡山県	5,208	1.26	1,920,619	25,594	1,946,083	20,386
群馬県	12,957	1.32	1,990,584	53,508	2,023,382	40,551	広島県	10,756	1.29	2,848,846	48,316	2,873,603	37,560
埼玉県	48,101	1.41	7,363,011	164,182	7,272,304	116,081	山口県	2,245	1.17	1,396,197	15,407	1,447,499	13,162
千葉県	39,146	1.38	6,298,992	143,351	6,240,455	104,205	徳島県	664	1.14	757,377	5,558	785,001	4,894
東京都	136,307	1.35	13,637,346	521,502	13,142,640	385,195	香川県	3,475	1.43	993,205	11,532	1,010,707	8,057
神奈川県	38,993	1.24	9,171,274	198,504	9,083,643	159,511	愛媛県	2,919	1.34	1,394,339	11,591	1,440,117	8,672
新潟県	2,751	1.21	2,281,291	15,561	2,361,133	12,810	高知県	1,108	1.35	725,289	4,257	755,994	3,149
富山県	3,482	1.26	1,069,512	16,644	1,094,827	13,162	福岡県	19,082	1.37	5,130,773	71,036	5,105,427	51,954
石川県	3,143	1.30	1,150,398	13,603	1,163,089	10,460	佐賀県	1,555	1.38	833,272	5,666	853,341	4,111
福井県	1,815	1.16	790,758	13,428	810,552	11,613	長崎県	2,869	1.41	1,379,003	9,857	1,427,133	6,988
山梨県	1,548	1.11	838,823	15,090	863,917	13,542	熊本県	4,629	1.53	1,789,184	13,411	1,825,361	8,782
長野県	2,227	1.07	2,114,140	32,965	2,165,604	30,738	大分県	2,456	1.26	1,169,158	11,876	1,199,401	9,420
岐阜県	4,941	1.11	2,054,349	49,168	2,102,879	44,227	宮崎県	1,698	1.42	1,112,008	5,699	1,141,559	4,001
静岡県	8,731	1.12	3,743,015	82,675	3,809,470	73,944	鹿児島県	2,859	1.47	1,655,888	8,973	1,701,387	6,114
愛知県	45,533	1.24	7,551,840	235,320	7,462,800	189,787	沖縄県	6,237	1.68	1,471,536	15,414	1,437,994	9,177
三重県	6,636	1.16	1,834,269	47,671	1,871,619	41,035	全国平均	11,009	1.26	2,717,175	53,141	2,731,359	42,131

(2) 多文化共生に係る指針・計画の策定状況

総務省では、2006年3月に「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、全国の地方自治体に対し、多文化共生の推進に係る指針・計画を策定するとともに、多文化共生施策の計画的かつ総合的な実施を促してきた。

プランの策定以降、外国人住民が多く住む地方自治体などを中心に多文化共生に係る指針等の策定が進み、2018年4月時点で、都道府県や指定都市、外国人集住都市協議会員都市ではほぼ100%の策定状況となっている。その一方で、市区町村（指定都市除く）では、約4割程度の策定状況となっており、取組に濃淡があるところである。今後、全国の市区町村で多文化共生の取組がますます重要となっていくものと考えられる。

図表5 地方自治体における多文化共生の推進に係る指針・計画の策定状況〔2018(平成30年)4.1時点〕

○ 地方自治体全体:823団体(約46%)が策定

- ・都道府県:45団体(約96%)が策定
- ・指定都市:20団体(100%)が策定
- ・外国人集住都市協議会員都市:15団体(100%)が策定
- ・市区町村(指定都市除く):758団体(約44%)が策定

回答	都道府県	指定都市	市(指定都市除く)	区	町	村	全体	外国人集住都市協議会員都市
1. 多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している	17(36%)	9(45%)	65(8%)	6(26%)	2(0%)	0(0%)	99(6%)	8(53%)
2. 国際化施策一般に関する指針・計画の中で、多文化共生施策を含めている	19(40%)	9(45%)	58(8%)	2(9%)	7(1%)	0(0%)	95(5%)	1(7%)
3. 総合計画の中で、多文化共生施策を含めている	9(19%)	2(10%)	397(51%)	10(43%)	188(25%)	23(13%)	629(35%)	6(40%)
策定している(計)	45(96%)	20(100%)	520(67%)	18(78%)	197(26%)	23(13%)	823(46%)	15(100%)
4. 策定していないが、今後策定の予定がある	2(4%)	0(0%)	19(2%)	3(13%)	17(2%)	1(1%)	42(2%)	0(0%)
5. 策定しておらず、今後策定の予定もない	0(0%)	0(0%)	232(30%)	2(9%)	530(71%)	159(87%)	923(52%)	0(0%)
策定していない(計)	2(4%)	0(0%)	251(33%)	5(22%)	547(74%)	160(87%)	965(54%)	0(0%)
総 計	47(100%)	20(100%)	771(100%)	23(100%)	744(100%)	183(100%)	1788(100%)	15(100%)
自治体数	47	20	771	23	744	183	1788	15

(注1)平成30年4月総務省自治行政局国際室による。(平成30年4月1日現在)

(注2)「外国人集住都市協議会員都市」とは、平成13年に浜松市が中心となって設立された「外国人集住都市協議」の会員都市を指し、平成30年4月1日現在、群馬県太田市・大泉町、長野県上田市・飯田市、岐阜県美濃加茂市、静岡県浜松市、愛知県豊橋市・豊田市・小牧市、三重県津市・四日市市・鈴鹿市・亀山市・伊賀市、岡山県総社市の15団体となっている。

(3) 多文化共生に関するアンケート調査

総務省では、本研究会の開催に先立ち、2018年9月に都道府県、指定都市、中核市等の地方自治体を対象に、多文化共生の取組状況等を把握することを目的にアンケート調査を実施した。(アンケート調査結果の概要は参考資料4を参照)

なお、回答があった536団体のうち、多文化共生に関する指針等の策定済み団体が421団体、未策定団体は115団体であった。

①重点的に取り組んでいる分野

多文化共生に関する指針等の策定済み団体において、現在重点的に取り組んでいる分野に関するアンケートの調査結果は以下のとおりであった。

図表6 多文化共生に関して重点的に取り組んでいる分野 (複数回答)



都道府県では、「防災に関する支援」を挙げた団体が最も多く、「地域における情報の多言語化」、「教育に関する支援」、「地域社会に対する意識啓発」といった分野が続いている。

指定都市では、「地域社会に対する意識啓発」を挙げた団体が最も多く、「地域における情報の多言語化」、「防災に関する支援」、「教育に関する支援」といった分野が続いている。

市区町村では、「地域における情報の多言語化」を挙げた団体が最も多く、「日本語

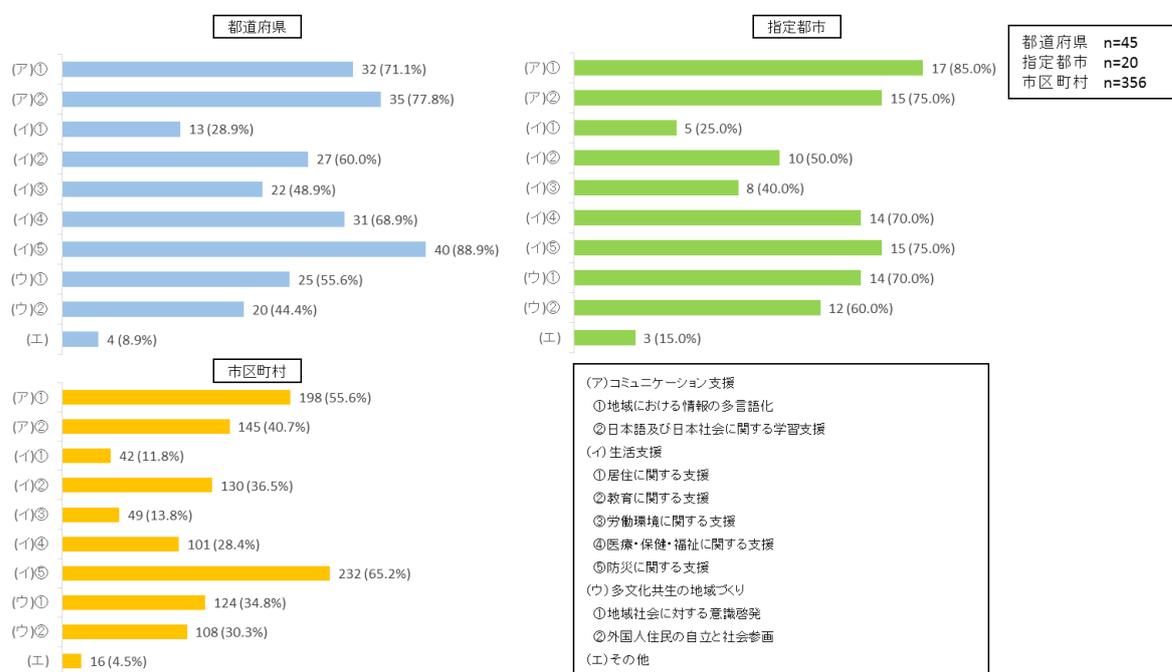
及び日本社会に関する学習支援」、「地域社会に対する意識啓発」、「教育に関する支援」といった分野が続いており、より日常の生活に関連した分野が多く挙げられた傾向であった。

全体としては、順位は異なるものの、多く挙げられた分野としては都道府県・指定都市・市区町村のいずれも同様の傾向であった。

②現在課題と認識している分野

現在課題と認識している分野に関するアンケートの調査結果は以下のとおりであった。

図表7 多文化共生に関して現在課題と認識している分野（複数回答）



都道府県では、「防災に関する支援」を挙げた団体が最も多く、「日本語及び日本社会に関する学習支援」、「地域における情報の多言語化」、「医療・保健・福祉に関する支援」といった分野が続いている。

指定都市では、「地域における情報の多言語化」を挙げた団体が最も多く、「日本語及び日本社会に関する学習支援」、「防災に関する支援」、「地域社会に対する意識啓発」といった分野が続いている。

市区町村では、「防災に関する支援」を挙げた団体が最も多く、「地域における情報の多言語化」、「日本語及び日本社会に関する学習支援」、「教育に関する支援」といった分野が続いている。

全体としては、「①重点的に取り組んでいる分野」での結果と同じく、順位は異なるものの、多く挙げられた分野としては都道府県・指定都市・市区町村のいずれも同様の傾向であった。

③未策定団体における今後の検討状況

指針等の未策定団体（115団体）に対する、今後の検討状況に関するアンケートの調査結果は以下のとおりであった。

図表8 多文化共生に係る指針・計画の策定の検討状況 ※指針等未策定の団体のみ回答

回答のあった536団体中、多文化共生に関する指針・計画等を未策定の団体は115団体(21.5%)で、そのうち、今後策定を予定又は検討している団体は58団体、策定の予定はないと回答した団体は57団体。

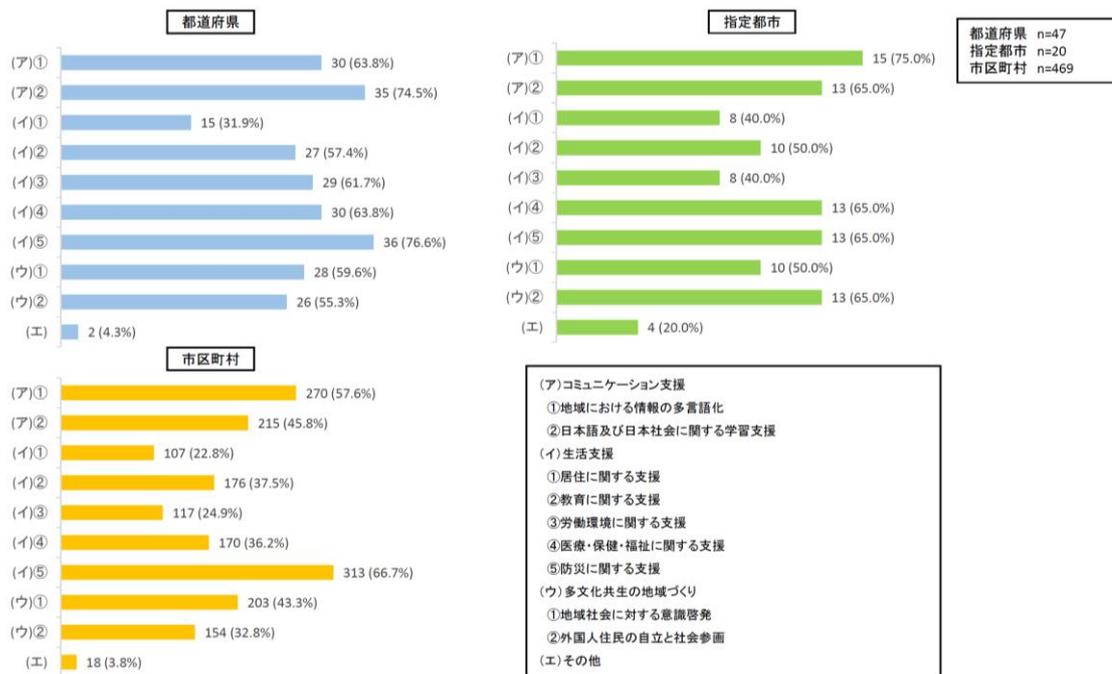
	都道府県	指定都市	市区町村	計
(ア)策定予定である	2	-	4	6
(イ)策定を検討しているが時期は未定	0	-	52	52
(ウ)策定する予定はない	0	-	57	57
計	2	-	113	115

今後策定を予定又は検討していると回答した団体が58団体（約50%）あり、この結果からも今後新たに多文化共生に取り組む団体が増えていこうとしていることがわかる。

④先進的な取組の共有について

指針等の策定・未策定に関わらずすべての団体に対する、先進的な取組の共有に関するアンケートの結果は以下のとおりであった。

図表9 多文化共生に関して先進的な取組を行っている自治体から共有を受けたい分野（複数回答）



・先進的な取組の共有が期待されている分野

都道府県では、「防災に関する支援」を挙げた団体が最も多く、「日本語及び日本社会に関する学習支援」、「地域における情報の多言語化」、「医療・保健・福祉に関する支援」といった分野が続いている。

指定都市では、「地域における情報の多言語化」を挙げた団体が最も多く、「日本語及び日本社会に関する学習支援」、「医療・保健・福祉に関する支援」、「防災に関する支援」「外国人住民の自立と社会参画」といった分野が続いている。

市区町村では、「防災に関する支援」を挙げた団体が最も多く、「地域における情報の多言語化」、「日本語及び日本社会に関する学習支援」、「地域社会に対する意識啓発」といった分野が続いている。

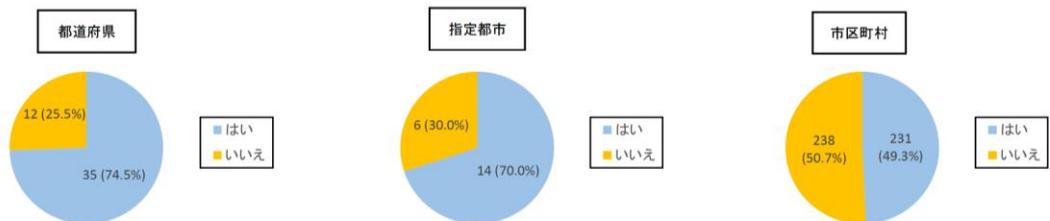
・共有手法について

先進的な取組の共有手法として、「(ア) 先進的な取組を行っている自治体の職員等から助言を受けられるアドバイザー制度」の活用と「(イ) 地域の自治体が集まり、多文化共生にかかる先進的な取組の紹介や団体間での情報共有等を行う会議」への参加に対する意向調査を行った。その結果は以下のとおりである。

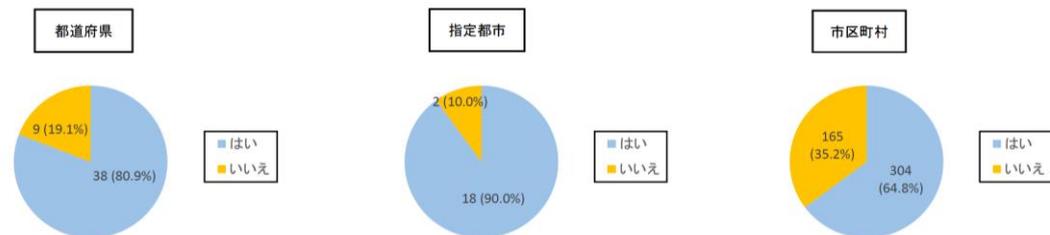
図表10 多文化共生に関して先進的な取組の共有の手法について

(ア)先進的な取組を行っている自治体の職員等から助言を受けられるアドバイザー制度があれば、活用したいと思いますか。

都道府県 n=47
指定都市 n=20
市区町村 n=469



(イ)地域の自治体が集まり、多文化共生に係る先進的な取組の紹介や自治体間での情報共有等を行う会議が開催されれば、参加したいと思いますか。



「(ア) 先進的な取組を行っている自治体の職員等から助言を受けられるアドバイザー制度」については、都道府県・指定都市で7割程度の団体で、市区町村では5割程度の団体で活用の意向が示されている。また、「(イ) 地域の自治体が集まり、多文化共生にかかる先進的な取組の紹介や団体間での情報共有等を行う会議」については、都道府県では8割程度、指定都市では9割の団体で、市区町村では6割を超える団体で参加の意向が示され、地方自治体において先進的な取組の共有に関するニーズが高いことがわかる結果となっている。

(4) 多文化共生に係る国の方針等

2018年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2018」(骨太の方針2018)では、「外国人材の受入れ拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人の生活環境の整備を行うことが重要」とし、外国人との共生に関する記述が盛り込まれた。

また、骨太の方針2018と同日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」でも「地域における多文化共生施策を一層推進する」ことに言及された。

図表11 骨太の方針2018等

経済財政運営と改革の基本方針2018(抄) (「骨太の方針2018」)(平成30年6月15日閣議決定)

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

4 新たな外国人材の受入れ

(3)外国人の受入れ環境の整備

上記の外国人材の受入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。

まち・ひと・しごと創生基本方針2018(抄) (平成30年6月15日閣議決定)

Ⅲ 各分野の施策の推進

1 わくわく地方生活実現政策パッケージ

(3) 地方における外国人材の活用

<概要>

外国人材の地域での更なる活躍を図るとともに、地域における多文化共生施策を一層推進する。

【具体的取組】

◎外国人材の地域での更なる活躍等

・また、地域におけるベストプラクティスの共有・展開や、多文化共生施策の担い手の育成を進めるなど、地域における多文化共生施策を一層推進する。

その後、政府では、法務省において外国人の受入れ環境の整備に関する企画及び立案並びに総合調整を行うこととし、関係行政機関の緊密な連携の下、政府一体となって総合的な検討を行うため、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」が設置された。同会議において、2018年12月末に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が了承され、政府全体で外国人との共生社会の実現に必要な施策を着実に進めていくこととしている。

図表 12 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行) ⇒ 外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組とともに、外国人との共生社会の実現に向けた環境整備を推進する。今後とも対応策の充実を図る。

平成30年12月25日
外国人材の受入れ・共生
に関する関係閣僚会議
総額211億円(注)

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

- 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
○ 「『国民の声』」を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取
- 啓発活動等の実施
○ 全ての人が互いの人権を大切にしたい共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

- 暮らしやすい地域社会づくり
 - 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
○ 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元窓口に関する地方公共団体への支援制度の創設
○ 「多文化共生総合相談センター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備(20億円)
○ 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
○ 多言語音声翻訳システムのフラット化の構築(8億円)と多言語音声翻訳システムの利用促進
 - 地域における多文化共生の取組の促進・支援
○ 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先進的な取組を地方創生推進交付金により支援
○ 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築
- 生活サービス環境の改善等
 - 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等
○ 電話予約や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の病院協議会の設置等により全ての居住者において外国人患者が安心して受診できる体制を整備
 - 地域の警察・消防機関における医療機関への配慮、院内案内の多言語対応の整備
○ 救急隊の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)の充実
○ 三者同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報センターの設置
 - 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
○ 交通安全に関する広域啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
○ 「110番」や事件・事故現場における多言語対応
○ 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人材確保機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応
○ 高齢者、外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機能の整備、住宅情報提供、居住支援等の促進
○ 金融・通信サービスの利用性の向上
○ 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、カイドラインの整備
○ 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

注)予算額は30年度概算(2号)予算、31年度予算の増減額、このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在対策等157億円等がある

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- 悪質な仲介事業者等の排除
 - 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づき情報共有の実施
○ 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
 - 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実
○ 日本での生活・就労に必要となる日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
○ 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
○ 在外公館等による情報発信の充実
- 海外における日本語教育基盤の充実等
 - 日本での生活・就労に必要となる日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
○ 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
○ 在外公館等による情報発信の充実

注)予算額は30年度概算(2号)予算、31年度予算の増減額、このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在対策等157億円等がある

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

- 悪質な仲介事業者等の排除
 - 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づき情報共有の実施
○ 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
 - 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留申請における記載内容の充実
○ 日本での生活・就労に必要となる日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
○ 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
○ 在外公館等による情報発信の充実
- 海外における日本語教育基盤の充実等
 - 日本での生活・就労に必要となる日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
○ 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
○ 在外公館等による情報発信の充実

注)予算額は30年度概算(2号)予算、31年度予算の増減額、このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在対策等157億円等がある

新たな在留管理体制の構築

- 在留資格手続の円滑化・迅速化
 - 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始(112億円)
○ 在留カード番号等を活用した1次申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間～1か月)の履行
 - 在留管理基盤の強化
○ 法務省、厚生労働省等の情報共有の更なる推進による不法滞在等の排除の徹底(5億円)
○ 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
○ 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化(18億円)
- 不法滞在者等の対策強化
○ 警察庁、法務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底(5億円)
○ 技能実習に係る失業者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失業者等の恐害調査・対応

注)予算額は30年度概算(2号)予算、31年度予算の増減額、このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在対策等157億円等がある

(5) これまでの研究会等での議論

総務省では、「地域における多文化共生推進プラン」の策定以降、これまで数次にわたり多文化共生に関する研究会等が開催されてきた。

直近では、2016年に「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」が開催され、「コミュニケーション支援」、「生活支援」、「多文化共生の地域づくり」に加え、「地域活性化やグローバル化への貢献」の4つの項目ごとに多文化共生の優良な取組を掲載した「多文化共生事例集」を公表している。

また、2017年5月から2018年3月まで、「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」を開催し、災害時に行政等から提供される災害や生活支援等に関する情報を整理し、それらの情報と外国人被災者のニーズとのマッチングを行う災害時外国人支援情報コーディネーター（以下「情報コーディネーター」という。）についての提言がなされた。

当該報告書を踏まえ、地方自治体における情報コーディネーターの養成を促進することを目的として2018年度から研修を実施している。

図表13 これまでの「多文化共生の推進に関する研究会」等での議論

「多文化共生の推進に関する研究会」(2005.6～2006.3)

・多文化共生の推進に向けた地方自治体の取組支援を目的に、地域において必要とされる具体的取組について検討
⇒「地域における多文化共生推進プラン」の策定

「多文化共生の推進に関する研究会」(2006.6～2007.3)

・引き続き多文化共生の推進に向けた地方自治体の取組支援を目的に、上記研究会を踏まえ、「防災ネットワークのあり方」「外国人住民への行政サービスの的確な提供のあり方」について検討

「多文化共生の推進に関する意見交換会」(2009.9～2010.3)

・地域の実情に応じた多文化共生の推進に向けた地方自治体の取組を支援するため有識者による意見交換会を開催

「多文化共生の推進に関する意見交換会」(2011.2～3)

・地方自治体における施策の企画及び立案並びに実施に資する情報提供を行うため、先導的取組を行う地方自治体の担当者及び有識者による意見交換会を開催

「多文化共生の推進に関する研究会」(2012.2～2013.3)

・東日本大震災を契機に、外国人住民への災害時の多言語情報提供の必要性等に関する課題が顕在化していることから、災害時における地方自治体の多文化共生に関する取組事例の把握及び課題の解決方法について検討

「多文化共生事例集作成ワーキンググループ」(2016.2～2017.3)

・多文化共生プランの策定から10年を迎えることから、地域における多文化共生施策の更なる推進に資するため、10年間の様々な状況の変化も踏まえつつ、多文化共生の優良な取組を把握し、事例集を作成
⇒「多文化共生事例集」の公表

「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」(2017.5～2018.3)

・災害時、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援するため、現状や課題を把握しつつ、災害時外国人支援情報コーディネーターについて検討

図表14 災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修について

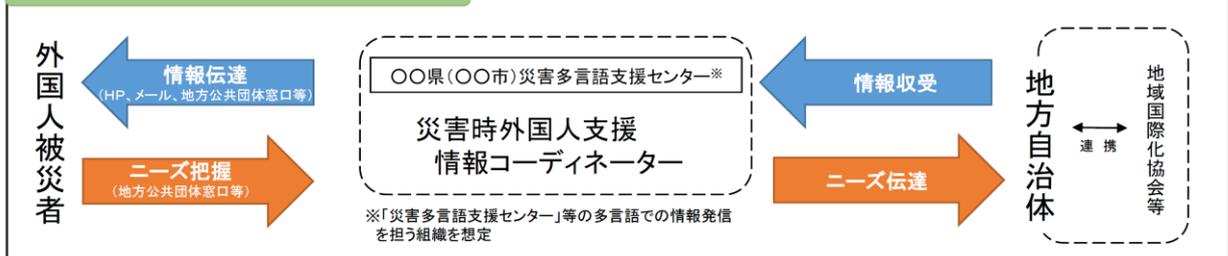
背景・経緯

- 2016年に総務省において「情報難民ゼロプロジェクト」を開催し、同アクションプラン(2016年12月)で、2020年の目指す姿の一つとして、避難所等にいる外国人被災者への情報伝達を支援するコーディネーターの配置が提示。
- 「災害時外国人支援情報コーディネーター制度に関する検討会」(2017年度)において議論。
- 上記検討会での議論を踏まえ、2020年を目途に、まずは都道府県及び指定都市での配置が可能となるよう、「災害時外国人支援情報コーディネーターを養成するための研修」を2018年度から実施することとした。

2018年度研修概要

日程: 2019年2月21日(木)～22日(金)
 場所: 総務省自治大学校
 対象: 地方自治体、地域国際化協会、市区町村の国際交流協会の職員等で、以下のいずれかの要件を満たす者
 ・災害時に外国人支援にかかる対応を行った経験を有する者
 ・「災害時における外国人への支援セミナー」(全国市町村国際文化研修所(JIAM)・一般財団法人自治体国際化協会共催)を修了した者
 受講経費: 無料(ただし、旅費、宿泊費、食費は自己負担)
 参加者数: 57名

[参考]コーディネーターの主な役割(イメージ)



3 多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法

総務省では、これまで「地域における多文化共生推進プラン」や「多文化共生事例集」の普及などを通じて、地域における多文化共生施策の推進を図ってきたが、前述のアンケート調査の結果でも示されているとおり、先進的な取組の共有に対する地方自治体のニーズは高く、今後、先進的な地方自治体の取組事例を横展開し、全国的に市区町村レベルでの取組を一層加速させていくことが求められている。そこで、本研究会では、多文化共生に係る優良な取組の新たな共有手法として、多文化共生に先進的に取り組む地方自治体からの助言や情報共有を促進するアドバイザー制度の創設や、地方自治体が情報共有等を行うための会議の開催に係る仕組みや運用方法等について議論を行った。

(1) 多文化共生アドバイザー

多文化共生の取組を更に推進していくに当たり、これまで先進的に取り組んできた地域の取組を参考としていくことが大切であり、多文化共生に先進的に取り組む地方自治体からの助言やサポートを一層促進するため、以下のとおり「多文化共生アドバイザー」制度の検討を行った。

<多文化共生アドバイザーの対象>

多文化共生施策に先進的に取り組む地方自治体の担当部署又は職員を対象とする。

なお、募集方法としては、総務省から各都道府県に対して照会し、都道府県又は域内市区町村の担当部署又は職員の推薦結果を踏まえ、多文化共生アドバイザーとして登録することが想定される。

<データベースの作成>

多文化共生アドバイザーの活用を希望する地方自治体の参考となるよう、総務省は、アドバイザーとなる地方自治体の担当部署又は職員を一覧としたアドバイザー名簿を作成し、アドバイザーに関する情報提供等を行う。

アドバイザー名簿に掲載する情報としては、部署名（又は氏名）、所属、所属団体の基礎情報のほか、主な対応分野を基本とする。主な対応分野については、前述のアンケート調査の結果を踏まえ、「多言語による情報提供」「教育」「防災」などを含むものとする。

<活用の流れ>

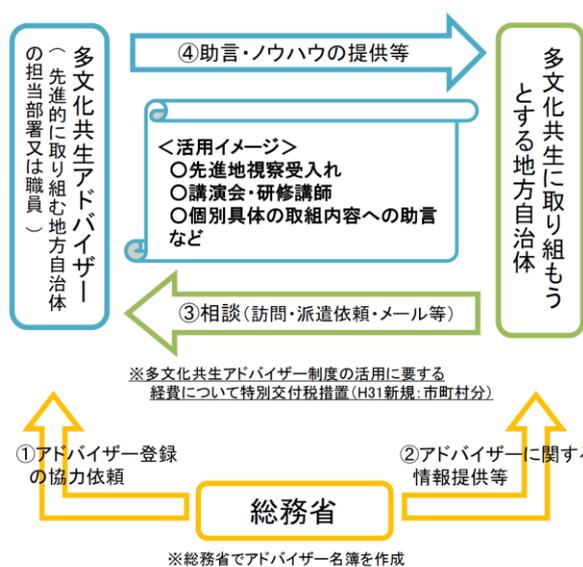
多文化共生アドバイザーの活用を希望する地方自治体は、総務省が作成するアドバイザー名簿を参考にして相談（相手団体への訪問、職員の派遣依頼、メールや電話での問い合わせ等）を行うこととする。なお、アドバイザーの活用に当たっては、必要

に応じ、総務省に対して相談を行うことができる。また、アドバイザーの活用実績については、総務省で蓄積され、全国の地方自治体に共有されるとともに、アドバイザーの活用促進につなげていくことが期待される。

図表15 「多文化共生アドバイザー」制度について

- 多文化共生の取組に関する先進的な知見やノウハウを有する地方自治体の担当部署又は職員を、「多文化共生アドバイザー」として登録
- 多文化共生に取り組もうとする地方自治体が、分野に応じて助言・ノウハウの提供等を受けることができるよう、アドバイザーに関する情報提供を行うなど、その取組を支援

活用の流れ(イメージ)



- ① 総務省は、多文化共生アドバイザーとなる地方自治体の担当部署又は職員を一覧としたアドバイザー名簿を作成し、アドバイザーに関する情報提供等を実施
- ② アドバイザーの活用を希望する地方自治体は、アドバイザー名簿を参考にして、アドバイザーに相談(アドバイザーの活用に当たり、必要に応じ、総務省へも相談可)
- ③ 相談後、活用団体はその結果を総務省に報告
- ④ 総務省は、アドバイザーの活用実績をとりまとめ、活用事例について周知

＜参考:多文化共生アドバイザー名簿(イメージ)＞

No	部署名 氏名	所属	所属団体の基礎情報	主な対応分野
1	●●県 ●●課	—	[総人口] ●●●●●人 [うち、外国人住民数] ●●●●●人 [国籍・地域別外国人住民数(上位3つ)] ①中国(●●●●●人)②ベトナム(●●●●●人) ③フィリピン(●●●●●人) [在留資格別外国人住民数(上位3つ)] ①永住者(●●●●●人)②特別永住者(●●●●●人) ③留学生(●●●●●人)	・コミュニケーション支援 (多言語による情報提供) ・生活支援(教育) ・地域活性化への貢献
2	総務 太郎	●●市 ●●課	[総人口] ●●●●●人 [うち、外国人住民数] ●●●●●人 [国籍・地域別外国人住民数(上位3つ)] ①ブラジル(●●●●●人)②フィリピン(●●●●●人) ③中国(●●●●●人) [在留資格別外国人住民数(上位3つ)] ①永住者(●●●●●人)②定住者(●●●●●人) ③技能実習(●●●●●人)	・多文化共生の地域づくり (意識啓発) ・計画の策定 ・その他(ブラジル人の対応)

(2) 多文化共生地域会議

一定の地域単位で多文化共生に係る現状や課題、今後の方向性等を共有するとともに、有識者・多文化共生アドバイザーによる講演や先進事例の紹介等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図るため、「多文化共生地域会議」の検討を以下のとおり行った。

＜目的＞

本会議は、都道府県が域内市区町村等を対象に開催(地域ブロック単位や複数の都道府県合同での開催も可)し、一定の地域単位で多文化共生に係る情報共有等を行うことによって、地域における多文化共生施策の更なる推進を図ることを目的とする。

<開催形式>

都道府県による開催（地域ブロック単位や複数の都道府県合同での開催も可）を基本とする。なお、本会議の開催を促進するため、総務省においても希望する都道府県との共催（年間5～6ヶ所程度）を行う。

<開催内容（イメージ）>

想定される開催内容は以下のとおりである。

- ・ 国の施策・全国の取組状況等の紹介
- ・ 都道府県内の取組状況等の発表
- ・ 有識者や多文化共生アドバイザー等による講演、先進事例紹介
- ・ グループ討議 等

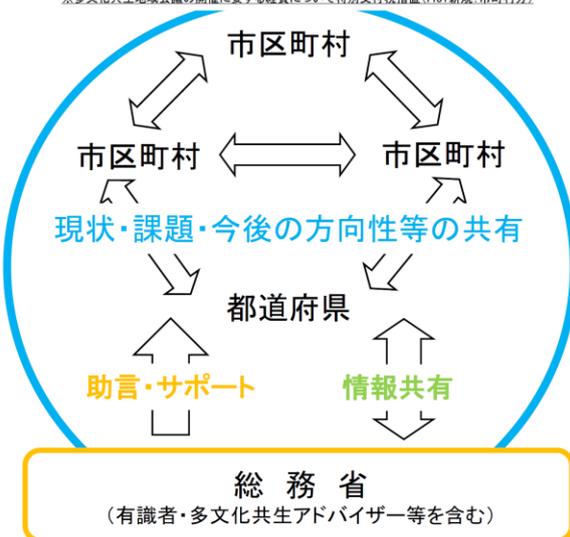
具体的な会議テーマの選定にあたっては、前述のアンケート調査の結果を参考としつつ、開催地域の実情に応じたものとするのが望まれる。

図表16 「多文化共生地域会議」について

- 都道府県が域内市区町村等を対象とした「多文化共生地域会議」を開催（地域ブロック単位や複数の都道府県合同での開催も可）し、一定の地域単位で多文化共生にかかる現状や課題、今後の方向性等を共有するとともに、有識者・多文化共生アドバイザーによる講演や先進事例の紹介等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進を図ることが目的
- 「多文化共生地域会議」の開催を促進するため、総務省においても希望する都道府県との共催（年間5～6ヶ所程度）により本会議を開催

都道府県単位（市区町村が参加・地域ブロック単位等での開催も可）で開催

※多文化共生地域会議の開催に要する経費について特別交付税措置（H31新規：市区町村分）



<開催イメージ>

- 主 催：●●県（地域ブロック単位や複数の都道府県合同での開催も可）
- 参加予定者：
 - 県及び県内市区町村の多文化共生担当課長
 - （必要に応じ、地域国際化協会等の関係団体の参加も可）
- 内 容：
 - ・ 国の施策・全国の取組状況等の紹介
 - ・ 多文化共生にかかる県内の取組状況等の発表
 - ・ 有識者や多文化共生アドバイザー等による講演、先進事例紹介
 - ・ グループ討議 等

<総務省との共催について>

- 希望する都道府県との共催（年間5～6ヶ所程度）を予定
- 共催都道府県の役割：会場候補の選定、会議内容の提案、参加対象団体への通知・とりまとめ 等

4 多文化共生の取組事例等

本研究会では、多文化共生の取組について、地方自治体等に所属する委員から発表いただくとともに、事務局において調査した事例の報告を行った。

その中から、ここでは、主な取組事例として「地方自治体の窓口等における多言語対応」「児童生徒の教育・日本語学習支援」に係る取組事例に加え、近年、多文化共生の観点からも活用が広がっている「JETプログラムの活用」について紹介する。

(1) 地方自治体の窓口等における多言語対応

地方自治体の窓口等における多言語対応の取組事例①（島根県）

<島根県> 総人口※：678,664人 国籍・地域別外国人住民数※（上位3か国）：ブラジル(3,627人)、中国(1,334人)、ベトナム(1,146人)
 ※総人口：平成31年1月1日現在 ※外国人住民数：平成30年12月末現在
 うち、外国人住民数※：8,875人(外国人住民割合：1.31%)

①行政・生活情報の多言語化

（「しまね国際センター」の取組）

■外国語相談

（英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語）

■コミュニティ通訳ボランティア

（英語、中国語、韓国語、タガログ語、ポルトガル語他）

その他ボランティア育成・登録、多言語による生活情報の提供等

②外国人相談体制充実事業

（外国人地域サポーター事業）

外国人住民と行政・支援団体等の橋渡し役として、外国人住民200人以上の7市に「外国人地域サポーター」を知事名で委嘱

i サポーターの活動内容

- ・外国人住民への情報提供
- ・外国人住民の現状・ニーズ把握
- ・市町村や関係団体等との連絡調整
- ・相談窓口の紹介・同行支援

ii 地域数及びサポーター数

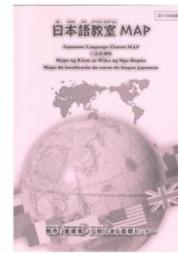
- ・松江、浜田、出雲、益田、大田、雲南、江津の各地域に1～2名

iii 報酬等

- ・無報酬。ただし、活動費として月額5,000円を支給。

【主な効果】

- ・サポーターが知事委嘱の名刺を持つことにより、行政機関、地域企業等への相談がしやすくなり、外国人住民に親身な対応が可能となった。
- ・定期的な連携会議での報告・意見交換により、市の担当者が地域の課題を理解するとともに横連携をして対応しようという意識が出てきた。



■「やさしい日本語」の普及 ■日本語教室マップ作成 ■防災への意識啓発

③県立中央病院における受入体制の整備

i 診察等に利用するテレビ電話通訳システムの導入

- ・ポルトガル語、中国語、英語、ベトナム語等12か国語に対応
- ・詳細なコミュニケーションを必要とする場合に有効

ii 受付等で利用するタブレット案内表示器

- ・ポルトガル語、中国語、英語、ベトナム語
- ・質問・回答を画面選択することにより案内

iii その他の多言語化の取組

- ・ホームページ
- ・外来の院内表示
- ・説明書、同意書等



地方自治体の窓口等における多言語対応の取組事例②（美濃加茂市）

＜岐阜県美濃加茂市＞総人口※：56,972人
うち、外国人住民数：4,942人（外国人住民割合：8.67%）

国籍・地域別外国人住民数※（上位3か国）：
ブラジル（2,127人）、フィリピン（1,953人）、中国（312人）

※平成31年1月1日現在

①行政・生活情報の多言語化

- 外国語版 広報紙の発行
 - 【配布】・市内公共施設
 - ・外国人関連施設（教会・食料品店等）
 - 言語：英語、ポルトガル語
- 外国語版メール「すぐメール」の配信
 - 登録は英語又はポルトガル語を選択
- 外国語版 フェイスブック
 - 生活情報など外国人住民に有用な情報を提供
- 外国語版 ホームページ
 - 美濃加茂市HPより英語かポルトガル語を選択
- 災害時の緊急放送（防災行政無線放送）
 - 言語：日本語、英語、ポルトガル語
- 転入者向けの「ウエルカム・セット」
 - 転入者へ美濃加茂市の各種案内の情報を提供
 - 言語：英語、ポルトガル語



②国際交流員を活用した庁内通訳システムの構築

【概要】

- ・国際交流員の業務の効率化及び外国人市民の自立を促すため、外国人市民が多く利用する部署を庁内通訳システムでつなぎ、国際交流員（5名）とタブレットを通じた通訳を行う。

【運用】

- ・外国人市民が多く利用する担当部署（総合窓口・市民課・税務課・国保年金課・こども課・福祉課・健康課・教育委員会）にタブレットを各1台ずつ配置し、5名の国際交流員（英語・ポルトガル語）が通訳を行っている。
- （端末台数：関係課8台、国際交流員配属課4台（英語・ポルトガル語））



（例）総合窓口



国際交流員所属課

地方自治体の窓口等における多言語対応の取組事例③（浜松市）

＜浜松市＞総人口※：804,780人
うち、外国人住民数：24,336人（外国人住民割合：3.02%）

国籍・地域別外国人住民数※（上位3か国）：

ブラジル（9,321人）、フィリピン（3,829人）、ベトナム（2,619人）

※平成31年1月1日現在

①行政・生活情報の多言語化

- ・転入外国人への窓口での生活情報の提供
- ➡ウェルカムパック（英語版・ポルトガル語版）

【情報提供内容】

- ・多言語生活マップ
- ・小中学校入学案内
- ・個人住民税のあらしり
- ・ごみ、資源物の出し方
- ・自治会活動の案内
- ・地震の説明
- ・交通安全の知識



- ・市ホームページ多言語生活情報サイト「CANAL・HAMAMATSU」の運営（英語・ポルトガル語・やさしい日本語・スペイン語・タガログ語・中国語）



- ・外国語版広報の発行（英語版・ポルトガル語版）



②通訳の配置、ICTの活用

- ・行政窓口での通訳員の配置
 - 対応言語：英語、ポルトガル語
 - 通訳員人数：英語3人、ポルトガル語31人
- ・タブレット端末のテレビ電話機能を活用しての3者間通話



テレビ電話による通訳サービスの様子

③外国人相談対応等の充実

- ・浜松市多文化共生センターの開設
 - 多文化共生コーディネーターなどの専門スタッフを配置し、地域における多文化共生の取組など、外国人市民の定住化に対応したさまざまな支援を包括的に実施



【主な事業】

- ・多言語相談・情報提供
- ・地域共生事業
- ・多文化防災事業
- ・人材育成事業
- ・多様性を生かしたまちづくり
- ・多文化共生理解促進・活動支援事業

地方自治体の窓口等における多言語対応の取組事例④（豊橋市）

＜愛知県豊橋市＞ 総人口※：377,303人 国籍・地域別外国人住民数※（上位3か国）： ※平成31年1月1日現在
 うち、外国人住民数：17,219人（外国人住民割合：4.56%） ブラジル（7,743人）、フィリピン（3,511人）、中国（1,476人）

①行政・生活情報の多言語化

市役所、市民課隣に外国人情報窓口を設置

転入外国人を中心に行政情報の提供・説明

窓口対応言語：ポルトガル語（常設）、タガログ語（週2日）
 （タガログ語についてはH29より週1日→週2日に増加）
 配布資料：ポルトガル語、タガログ語、英語、やさしい日本語



配布



公共交通乗り方案内



納税のしおり



ゴミ捨てマニュアル

②通訳等の配置

・外国人向け相談窓口のほか、外国人対応の多い部署や学校等に通訳等を配置

・通訳が配置されていない場合でも、外国人相談員が同行するなど、安心して市役所を訪れることのできる環境整備を進めている（平成27年度から新たにタガログ語にも対応）

・現在、41名の通訳等を配置

（平成30年度庁内通訳等配置状況）

納税課	1名【ポルトガル語】	住宅課	1名【ポルトガル語】
多文化共生・国際課（外国人相談員）	2名【ポルトガル語】	市営住宅管理センター	1名【ポルトガル語】
多文化共生・国際課通訳	1名【タガログ語】	市民病院	4名【ポルトガル語、スペイン語、英語】
多文化共生・国際課（国際交流員）	1名【英語】	豊橋高等学校	1名【ポルトガル語】
国保年金課	1名【英語、ポルトガル語、スペイン語】	くすのき特別支援学校	1名【ポルトガル語、スペイン語】
こども家庭課	1名【ポルトガル語】	公立小中学校	23名【ポルトガル語、スペイン語、タガログ語】
こども保健課	2名【ポルトガル語】	多文化共生・国際課（フロアアシスタント）	1名【ポルトガル語】

③外国人相談対応等の充実

＜多文化共生・国際課での外国人相談対応＞

多文化共生・国際課において、ポルトガル語（2名）の通訳者を配置し、行政手続き等の相談に対応。相談対応にあたっては、各課や関係機関とも連携しながら、きめ細かな対応をとっている。その他、英語（1名）、タガログ語（1名）通訳者も各課への手続きや相談時に付き添い、通訳対応を実施。

＜外国人情報窓口の設置＞

初めて来日した外国人や他市から転入した外国人に対して、ポルトガル語や「やさしい日本語」により、ごみ分別や生活上のルール、行政情報などを紹介する窓口を市民課に設置。

＜市営住宅外国人相談＞

住宅課窓口や豊橋市市営住宅管理センターにおいて、ポルトガル語で入居にかかる相談等に対応。

＜豊橋市国際交流協会での外国人相談対応＞

地域在住の日系ブラジル人を対象に、日常生活の困りごとに対応するため、ポルトガル語による各種の相談対応を実施。



地方自治体の窓口等における多言語対応の取組事例⑤（綾瀬市）

＜神奈川県綾瀬市＞ 総人口※：85,120人 国籍・地域別外国人住民数※（上位3か国）： ※平成31年1月1日現在
 うち、外国人住民数：3,672人（外国人住民割合：4.31%） ベトナム（817人）、ブラジル（568人）、スリランカ（427人）

①行政・生活情報の多言語化

・あやせトウデイの発行（外国人向け情報誌、年3回発行）

対応言語：9言語（英語、中国語、ハンガール、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、ラオス語）

・市内日本語教室の周知案内のやさしい日本語化

・多言語デジタルブックシステムを利用した「広報あやせ」、「市民便利帳」の多言語配信

対応言語：8言語（英語、中国語、ハンガール、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語）

・市ホームページの多言語翻訳（Web自動翻訳システム「Myサイト翻訳」サービス）

対応言語：7言語（英語、中国語、ハンガール、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、タイ語）



あやせトウデイ



音声翻訳アプリ利用の様子

②通訳の配置、多言語音声翻訳アプリ「Voice Tra」の活用

〔通訳の配置〕

・市役所内の各種手続きでの支援を行うため、ベトナム語・ポルトガル語・スペイン語の3言語に対応した通訳を月1回配置

〔多言語音声翻訳アプリ「Voice Tra」の活用〕

・2017年11月から、多言語音声翻訳アプリ「Voice Tra」の活用を開始するとともに、Voice Tra技術を活用した自治体向け音声翻訳システムの実証実験に協力

・現在、外国人対応の多い部署等（総合案内、市民課、子育て支援課、保険年金課、健康づくり推進課、課税課、収納課、福祉総務課、障がい福祉課、高齢介護課、教育指導課、学校教育課）にて7台のタブレットを共同使用

・利用に対する抵抗を無くすために、窓口課等の職員を対象に操作説明会を開催
 システム概要、使い方のコツの説明と実演等



操作説明会の様子

地方自治体の窓口等における多言語対応の取組事例⑥（甲府市）

＜山梨県甲府市＞ 総人口※：188,777人
うち、外国人住民数：5,322人(外国人住民割合：2.89%)

国籍・地域別外国人住民数※(上位3か国)：
中国(1,498人)、韓国(1,037人)、ベトナム(511人)

※平成31年1月1日現在

①行政・生活情報の多言語化

- ・多言語配布
生活ガイドブック、自治会加入マニュアル
対応言語：5言語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語)
防災マニュアル
対応言語：5言語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、タガログ語)

②多言語音声翻訳アプリ「Voice Tra」の活用

- ・2017年5月からVoice Traの活用を開始するとともに、同年11月からVoice Tra技術を活用した自治体向け音声翻訳システムの実証実験に協力
- ・現在、外国人対応の多い5カ所(総合案内、市民課、健康増進課子ども支援課と子ども保育課駅前窓口センター)で対応

③外国人相談対応等の充実

[外国人相談員の配置]

- ・配置人数：3人(対応言語：英語1人、中国語1人、韓国語1人)
- ・平日午前9時から午後4時まで外国人相談窓口を開設
- ・「おもてなしの心」で「やさしい日本語」を使い、わかりやすく説明
- ・行政相談(庁内)の通訳で各担当窓口へ帯同
- ・行政関連の多言語パンフレットの設置

[やさしい日本語・異文化体験サロンの開催]

- ・内容：やさしい日本語会話(初級日本語講座)
異文化体験(日本文化・社会習慣の体験や知識の習得)
- ・講師：外国人相談員、多文化共生担当職員、外部講師、職員
- ・会場：市役所市民活動室
- ・実績：平成30年度全8日(昼の部と夜の部の2回/日)開催

平成29年度相談状況

国籍別	相談内容	在留	戸籍	医療	年金	住宅	就労	税金	妊娠出産	就学	医療	自動車	消費生活	その他	計
中国		228	43	82	15	33	27	35	21	29	24	17	7	42	603
韓国		126	23	76	11	12	1	25	5	5	6	10	11	44	355
フィリピン		84	34	27	3	15	11	5	14	7	7	5	6	14	232
ベトナム		47	7	6	0	3	0	4	0	0	0	5	0	1	73
ブラジル		26	10	6	0	3	4	3	0	5	1	2	2	5	67
インド		20	0	4	2	0	0	2	0	0	0	1	0	1	30
タイ		45	12	9	2	0	0	1	6	3	3	1	0	2	84
その他		205	29	47	6	13	19	23	6	14	9	23	11	24	429
計		781	158	257	39	79	62	98	52	63	50	64	37	133	1873

音声翻訳アプリ利用の様子



地方自治体の窓口等における多言語対応の取組事例⑦（一宮市）

＜愛知県一宮市＞ 総人口※：385,609人
うち、外国人住民数：6,102人(外国人住民割合：1.58%)

国籍・地域別外国人住民数※(上位3か国)：
フィリピン(1,620人)、中国(1,492人)、韓国・朝鮮(1,013人)

※平成31年1月1日現在

①行政・生活情報の多言語化

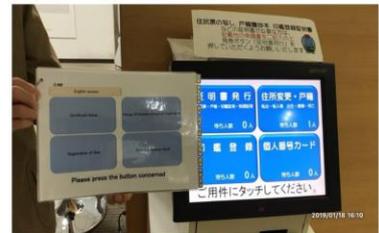
- ・市ウェブサイトの多言語翻訳
対応言語：3言語(英語、中国語、韓国語)
- ・一宮市ごみ分別アプリ「ゴミチェッカー」の配信
対応言語：4言語(英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語)
- ・番号発券機タッチパネル用の言語別案内シート(市民課・保険年金課窓口で活用)
対応言語：12言語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、フランス語、ヒンディー語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、ネパール語、ロシア語)
- ・国際交流ニュース「かけはし」の多言語化
対応言語：3言語(英語、中国語、韓国語)
発行頻度：年3回

②「テレビ電話による通訳サービス」の導入

- ・導入時期：2016年5月から尾張地区で初めて「テレビ電話による通訳サービス」を導入
- ・導入台数：タブレット端末合計10台(本庁舎窓口：6台、分庁舎、保健センター：4台)
庁舎外での活用のためSIM内蔵タブレット端末を平成31年度導入予定(1台)
- ・対応言語：12言語(英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、フランス語、ヒンディー語、スペイン語、ベトナム語、フィリピン語、タイ語、ネパール語、ロシア語)
(対応言語以外の言語の方が来庁時は多言語音声翻訳アプリ(Voice Tra)にて対応)
- ・導入効果：通訳の同伴が必要だった導入前に比べ、外国人の方が1人でも来庁しやすくなった
窓口時間の短縮、職員の事務負担の軽減

年度別相談件数実績(平成28年5月～平成30年12月末まで) 韓国語、タイ語、フランス語、ヒンディー語、ロシア語は実績なし

	英語	中国語	ポルトガル語	スペイン語	フィリピン語	ベトナム語	ネパール語
平成28年度	23	9	10	1	4	1	0
平成29年度	39	18	20	9	15	9	1
平成30年度	35	42	22	28	20	13	2



番号発券機タッチパネル用の言語別案内シート



テレビ電話による通訳サービス活用の様子

(2) 児童生徒の教育・日本語学習支援

児童生徒の教育・日本語学習支援の取組事例① (京都府)

<京都府> 総人口※: 2,598,643人
うち、外国人住民数※: 56,948人 (外国人住民割合: 2.2%)

国籍・地域別外国人住民数※ (上位3か国):

※総人口: 平成30年1月1日現在
※外国人住民数: 平成29年12月末現在

■日本語教室の設置と教材の普及

○入門、初級者を対象としたモデル日本語教室の開設

対象者: 府内在住の外国籍住民等

実績: 90レッスン

○「生活のために必要な日本語」を意識したカリキュラムや教材の開発

内容: モデル日本語教室で下記資料を試用し、内容を改善

- ・日本語教室テキスト(学習者用)
- ・テキスト使用に当たったの指導書(指導者用)
- ・テキスト翻訳版(英語、中国語、韓国・朝鮮語、スペイン語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語)

○地域日本語教室への活動支援

・府内の国際交流協会や日本語教室と研修会を開催

実績: 8回

・日本語教室同士の連携を深めるための機会と場を提供

実績: 3回

○子どもの教育支援

・内容: 学校からの希望に対応し、一定期間、母語支援員を派遣

・実績: 支援員の派遣 10件

翻訳依頼 11件

相談対応・情報提供(支援員派遣校除く) 10件



日本語教室の様子1



日本語教室の様子2

児童生徒の教育・日本語学習支援の取組事例② (島根県)

<島根県> 総人口※: 678,664人
うち、外国人住民数※: 8,875人 (外国人住民割合: 1.31%)

国籍・地域別外国人住民数※ (上位3か国):

※総人口: 平成31年1月1日現在
※外国人住民数: 平成30年12月末現在

■日本語学習機会の提供

背景

- ・日本語教室数 20カ所、教室不在市町村 7/19
- ⇒ 距離的、時間的に通えない住民も多い
- ・過去10年間で3カ所減少
- ⇒ 日本語講師の担い手の高齢化、不足

訪問型日本語学習事業の展開へ

学習対象者

- ・日本語教室が遠くて通えない、日本語教室の開設時間に行くことが出来ない外国人住民

内容

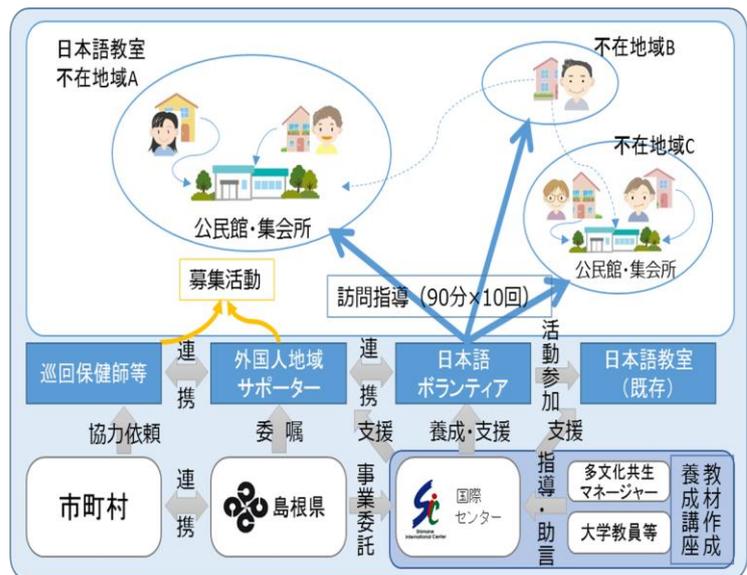
- ・県独自教材(やさしい日本語、中国語、英語、ポルトガル語、ベトナム語)を使用した講座90分×10回

講師

- ・養成講座を受講したボランティア

実施場所

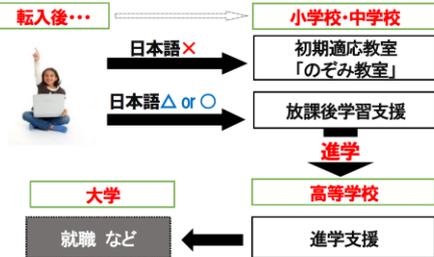
- ・公民館・集会所や個人宅等



児童生徒の教育・日本語学習支援の取組事例③ (美濃加茂市)

＜岐阜県美濃加茂市＞総人口※：56,972人 国籍・地域別外国人住民数※（上位3か国）： ※平成31年1月1日現在
 うち、外国人住民数：4,942人（外国人住民割合：8.67%） ブラジル（2,127人）、フィリピン（1,953人）、中国（312人）

外国人児童生徒入学の流れ



■のぞみ教室(初期適応指導教室)

【対象】小学生～中学生 ※日本語を話すことができない児童生徒

【目的】転入してきた外国人児童生徒に対して、日本の生活様式や文化などになじめない時期に、学校教育で必要な生活指導や初期的な日本語の指導を一定期間集中的に行うことで、市内の小・中学校での学校生活に適應できるようにする。

【内容（生徒）】①日本の学校での生活様式や文化、生活のまきり
 ②学校生活上必要となる最小限の日本語
 ③算数、数学、音楽、図工、体育、体験学習 等

【内容（保護者）】①教育相談(就学情報の提供も含む)
 ②日本(市)の小・中学校の概要



日本語指導が必要な外国人児童生徒数 平成30年4月1日現在

	合計	小学校						中学校				
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
外国人児童生徒数	432	41	57	57	62	45	44	308	38	37	40	118
日本語指導必要数	308	27	30	28	30	21	20	156	13	18	24	53
日本語指導必要率	50%	66%	53%	48%	48%	47%	46%	51%	38%	48%	59%	45%

	合計	ポルトガル語		フィリピン語		中国語		スペイン語		その他						
		小	中	小	中	小	中	小	中	小	中					
外国人児童生徒数	308	118	173	61	234	118	53	171	11	1	12	4	0	1	1	
日本語指導必要数	156	53	81	27	108	70	24	94	3	1	4	2	0	2	0	1
日本語指導必要率	51%	46%	47%	44%	46%	50%	45%	55%	5%	100%	20%	50%	0%	50%	0%	100%

■外国人児童生徒学習支援事業(放課後学習支援)

【対象】公立学校に通う外国人児童生徒

【目的】児童生徒の就学意欲を維持し、公立学校での授業を理解できるよう支援

【内容】家庭学習や学科の補習、進学指導

【実施日】太田地区：小・中学生 水・金 18:30-20:30(小・中学生 別室)
 古井地区：小・中学生 火・木 16:30-18:00(小学生) 18:30-20:30(中学生)

【場所】生涯学習センター(太田地区)
 上古井交流センター(古井地区)

児童生徒の教育・日本語学習支援の取組事例④-1 (浜松市)

＜浜松市＞総人口※：804,780人 国籍・地域別外国人住民数※（上位3か国）： ※平成31年1月1日現在
 うち、外国人住民数：24,336人（外国人住民割合：3.02%） ブラジル（9,321人）、フィリピン（3,829人）、ベトナム（2,619人）

①外国人子ども教育支援推進事業(教育委員会)

【公立小中学校に在籍する外国人児童生徒数】 平成30年5月1日現在

区分	全児童生徒数	うち、外国人児童生徒数
小学校 97校	43,068人	1,186人(2.8%)
中学校 49校	20,269人	541人(2.7%)
計	63,337人	1,727人(2.7%)

○学校への支援者の配置・派遣

《バイリンガル支援者》

・初期適応サポーター(10人) ・初期適応支援員(5人)
 ・就学支援員(14人) ・就学サポーター(25人)

《日本語・学習支援者》

・日本語・学習支援者(NPOへ委託) ・外国人児童生徒教科指導員(40人)
 《指導・助言》
 ・外国人児童生徒相談員(5人)

○ライフコース(成長の道すじ)を見据えた支援

・相談員による就学ガイダンス ・入学準備ガイダンス
 ・進路について語る会 ・ロールモデルとの出会い
 ・ステップアップクラス

○ICTの配置

タブレット端末を使用し、外国人児童生徒等及び保護者に対して、母語での通訳支援と翻訳支援を実施
 ・テレビ電話機能を活用してのバイリンガルによる相談対応
 ・多言語アプリを活用しての多言語相談対応



タブレット端末使用イメージ

②日本語学習支援事業

○浜松市外国人学習支援センターの開設

外国人の大人から子供までを対象とした総合的な学習支援の施設の拠点として日本語教室や日本語ボランティア養成講座などを市民協働により実施。
 施設1階に学習支援センター機能を備え、施設2階では南米系外国人学校が外国人の子供の教育を実施。

【主な事業】

・外国人市民を対象とした日本語教室
 ・日本語学習支援ボランティア養成講座
 ・NPO等支援団体と連携した地域日本語学習支援
 ・多文化理解・交流のための講座やイベント
 ・外国人支援者を対象としたポルトガル語講座
 ・外国につながる次世代の学習支援



外国人市民を対象とした日本語教室



外国人学校での授業風景

【市内南米系外国人学校(3校)に在籍する児童生徒数】 平成30年5月1日現在

小学生	中学生	計
197人	163人	360人

児童生徒の教育・日本語学習支援の取組事例④ー2（浜松市）

＜浜松市＞ 総人口※：804,780人 国籍・地域別外国人住民数※（上位3か国）： ※平成31年1月1日現在
 うち、外国人住民数：24,336人（外国人住民割合：3.02%） ブラジル（9,321人）、フィリピン（3,829人）、ベトナム（2,619人）

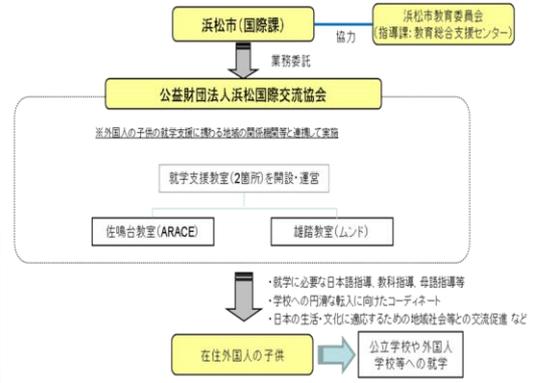
③外国人の子供の不就学ゼロ作戦事業



④定住外国人の子供の就学促進事業

外国人の子供の就学促進のため、外国人の子供の教育支援に係る関係機関と連携し、不就学の外国人の子供の学びの場を確保するとともに、公立学校や外国人学校等教育機関への就学につなげるために必要な支援を実施。

- 【主な事業】
- 不就学の外国人の子供が就学に必要な日本語、教科若しくは母語及び学習習慣確保指導のための教室の開催
 - 不就学の外国人の子供の学校への円滑な転入に向けたコーディネート
 - 不就学の外国人の子供が日本の生活・文化に適応するための地域社会等との交流促進



児童生徒の教育・日本語学習支援の取組事例⑤（豊橋市）

＜愛知県豊橋市＞ 総人口※：377,303人 国籍・地域別外国人住民数※（上位3か国）： ※平成31年1月1日現在
 うち、外国人住民数：17,219人（外国人住民割合：4.56%） ブラジル（7,743人）、フィリピン（3,511人）、中国（1,476人）

①外国人児童生徒教育相談員等の充実

- 「外国人児童生徒教育相談員」「外国人児童生徒教育スクールアシスタント」「登録バイリンガル」の3種類の支援者を設定し、外国人児童生徒をフォロー
- 庁内に外国人児童生徒相談コーナーを設置し、外国人児童生徒教育相談員として、以下を配置
 - ・外国人児童生徒コーディネーター1名（ポルトガル語対応、非常勤嘱託職員）
 - ・日本語教育巡回相談員7名（日本人）
 - ・バイリンガル常駐相談員7名（ポルトガル語5名、タガログ語2名）
 - ・バイリンガル巡回相談員4名（ポルトガル語2名、タガログ語1名、スペイン語1名）
- 巡回相談員は、相談コーナーを拠点に市立小中学校を巡回し、通訳対応や教諭からの相談対応も実施
- 外国人児童生徒の多い市立小中学校には、外国人児童生徒教育スクールアシスタントを5名配置
- そのほか、上記相談員等を補完する形で、登録バイリンガル35名が通訳ボランティアとして活動



（「みらい」修了式）

②日本語初期支援校「みらい」の実施（平成30年新規事業）

- 来日して間もない外国籍の中学生や外国人学校から市内に編入した生徒たちの日本語指導を集中的に行う初期支援校「みらい」を市立豊岡中学校に設置し、2018年4月9日に開校
- 外国籍生徒は、居住校区に学籍を置きながら、市立豊岡中学校において、週4日間160時間にわたり、日本語の読み書き、会話などを中心に指導を受ける機会を提供
- 指導は、豊岡中学校の教諭2名に加え、ポルトガル語、タガログ語の相談員、教室運営を行うコーディネーターを配置
- 11月末現在、延べ36名の外国籍生徒が活用（うち現在通級中6名）（内訳 ブラジル：24名、フィリピン：11名、中国：1名）

市立小中学校	児童生徒数	うち、外国人児童数
小学校 52校	21,576名	876名(4.1%)
中学校 22校	11,455名	402名(3.5%)
計	33,031名	1,278名(3.9%)
小学校名	児童数 A	外国人児童数 B(B/A)
多米小学校	736名	116名(15.8%)
岩田小学校	750名	115名(15.3%)
中野小学校	464名	65名(14.0%)
汐田小学校	412名	61名(14.8%)
岩西小学校	496名	56名(11.3%)
飯村小学校	773名	42名(5.4%)
市立小中学校	児童生徒数	うち、外国人児童数
小学校 52校	21,019名	1,264名(6.0%)
中学校 22校	10,473名	574名(5.5%)
計	31,492名	1,838名(5.8%)
小学校名	児童数 A	外国人児童数 B(B/A)
岩田小学校	824名	184名(22.3%)
多米小学校	747名	144名(19.3%)
汐田小学校	484名	99名(20.5%)
飯村小学校	731名	79名(10.8%)
岩西小学校	532名	69名(13.0%)
中野小学校	417名	58名(14.0%)

児童生徒の教育・日本語学習支援の取組事例⑥（仙台観光国際協会）

＜仙台市＞総人口※：1,060,700人
うち、外国人住民数：12,233人（外国人住民割合：1.15%）

国籍・地域別外国人住民数※（上位3か国）：
中国（3,752人）、韓国（1,963人）、ベトナム（1,650人）

※平成30年5月1日現在

①外国につながる子どもと家族の支援

＜外国につながる子どもサポート相談デスク＞

- ・教育委員会、学校、家族からの依頼でコーディネーターを派遣
- ・転入学時の手続きや面談等の通訳
- ・支援計画、学習方法のアドバイス
- ・学校向け日本語学習教材・外国語教材等の貸出



＜日本語を母語としない子どもと親のための進路ガイダンス＞

- ・市民団体、外国人市民、大学、行政等との協働による実施
- ・毎年情報を更新して「進路ガイドブック」を作成（6言語）



進路ガイドブック

＜小中学生のための夏休み教室＞

- ・小中学生の状況にあわせて日本語・教科学習
- ・大学生、留学生がボランティアとして多数参加



夏休み教室チラシ

＜小学校入学準備講座＞

- ・小学校入学前の子どもを持つ家族を対象とした説明会
- ・教員から学校生活や家庭学習について説明
- ・子育て経験のある外国人市民からのアドバイスなど



入学準備講座チラシ



ガイドブック「日本の小学校」

②生活オリエンテーションの実施

＜留学生を対象とした出前型オリエンテーション＞

- ・日本語学校、専門学校、大学の依頼により生活オリエンテーションを実施
- ・内容は相談により日本の習慣・マナー、交通ルール、ゴミ、防災など
- ・オリエンテーションを通して留学生受入機関との関係を構築



出前型オリエンテーションチラシ

＜テーマ別オリエンテーション＞

- ・日本語講座の一環として、定期的にテーマ別オリエンテーションを実施
- ・テーマは、防災、健康、税金、仕事、ゴミ、在留資格、買い物など多様
- ・講師の行政職員が外国人市民の声をきく機会にもなっている



テーマ別オリエンテーション

開催日時	開催場所	講師	参加人数
2018年10月10日	仙台市立中央図書館	仙台市消防局	15名
2018年11月15日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	12名
2019年1月10日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	10名
2019年3月15日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	11名
2019年5月10日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	13名
2019年7月15日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	14名
2019年9月10日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	12名
2019年11月15日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	11名
2020年1月10日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	10名
2020年3月15日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	11名
2020年5月10日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	12名
2020年7月15日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	13名
2020年9月10日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	14名
2020年11月15日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	15名
2021年1月10日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	16名
2021年3月15日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	17名
2021年5月10日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	18名
2021年7月15日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	19名
2021年9月10日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	20名
2021年11月15日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	21名
2022年1月10日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	22名
2022年3月15日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	23名
2022年5月10日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	24名
2022年7月15日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	25名
2022年9月10日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	26名
2022年11月15日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	27名
2023年1月10日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	28名
2023年3月15日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	29名
2023年5月10日	仙台市立中央図書館	仙台市健康センター	30名

③日本語学習支援

＜協働による日本語学習機会の確保＞

- ・市民団体や大学生サークル、地域の市民センターと協力し、託児付きや夜間開催、子ども教室などなるべく多様な日本語学習の場を提供
- ・各講座の広報や運営資金の協力、年1回の情報交換会開催

＜日本語ボランティアの育成＞

- ・外国人市民の日本語学習をサポートするボランティアを育成
- ・外国人市民への紹介、スキルアップ研修会の開催

＜日本語学習教材の収集・貸出＞

- ・日本語学習教材を収集し、図書室にて貸出



日本語教室のチラシ（上）と授業風景（下）

(3) JETプログラムの活用

JETプログラムを地域における多文化共生の分野で活用する事例が増えてきている。

JETプログラムとは、地域における国際交流の推進や外国語教育の充実のため、総務省・外務省・文部科学省と（一財）自治体国際化協会が協力して実施している外国青年招致事業である。同プログラムには3つの職種があるが、特に、国際交流員（CIR）については、高い日本語能力を有する人材を選考しており（平成30年度：257の地方自治体等が任用、39か国、472人）、主には、姉妹都市などの関係を通じた海外の地方自治体との交流において活用する事例が中心であるが、外国人住民の増加等を背景に、近年では、多文化共生に関する業務に従事するなど地域の国際交流の幅広い分野で活躍している。

そうした地域におけるニーズの高まり等を踏まえ、2018年8月、JETプログラムの一層の活用促進について、総務省等から地方自治体に対し通知を発出しているところである。こうした総務省等での動きに合わせ、（一財）自治体国際化協会では、全国30団体におけるCIRの様々な活用事例をまとめた「国際交流員（CIR）活用事例集2018」を2018年10月に公表している。

JETプログラム参加者の任用に要する経費等については所要の地方財政措置が講じられているところであり、各地域において、多文化共生という観点からのCIRの活用についても積極的に検討することが望まれる。

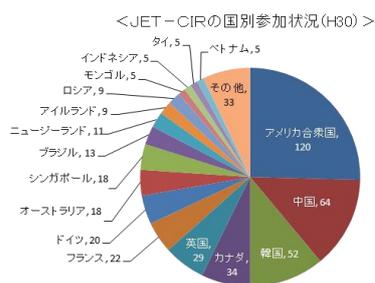
図表17 JETプログラムの一層の活用について（平成30年8月29日事務連絡）

CIR(国際交流員)について

- ・高い日本語能力(N2以上)を有する人材を選考し、近年では、**インバウンド対策**や**海外販路開拓**、**多文化共生等**の業務に従事するなど、地域の国際交流の幅広い分野で活躍(平成30年度:257自治体等が任用、39か国、472人)
- ・「主に国際経済交流分野で外国人材を活用したい地方公共団体」と「その分野の業務に関心がある応募者」とのマッチングに配慮したあっせん対応を今年度から開始するなど、**インバウンドや海外販路開拓等に従事するCIRの活用を促進**



海外の旅行会社との商談会に臨むカナダ人CIR (兵庫県豊岡市) 窓口で外国人住民へ説明するアメリカ人CIR (広島県福山市)



SEA(スポーツ国際交流員)について

- ・スポーツを通じた国際交流活動に従事するSEAについて、東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に係るホストタウン事業での活用を促進
(平成30年度:秋田県-フィジー(ラグビー)、山形県長井市-タンザニア(陸上)、滋賀県米原市-ニュージーランド(フィールドホッケー)、京都府京丹波町-ニュージーランド(フィールドホッケー)、佐賀県-フィジー(ラグビー)、大分県-ニュージーランド(フィールドホッケー))

ALT(外国語指導助手)について

- ・小学校・中学校・高等学校の外国語活動や外国語科の授業等で活躍(平成30年度:993自治体等が任用、30か国、5,044人)
- ・新学習指導要領の実施(小学校は平成32年度より、中学校は平成33年度より全面実施。高等学校は平成34年度より年次進んで実施。)を踏まえ、JET-ALTの更なる活用を促進

5 おわりに

総務省では、これまで「地域における多文化共生推進プラン」の策定や「多文化共生事例集」の公表などを通じて、地域における多文化共生施策の推進を図ってきた。地域においては、それぞれの実情を踏まえて様々な取組が展開されているが、在留外国人の増加や多国籍化に伴い、全国的に一層積極的な対応が求められている。

政府では、外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議が設置され、昨年末に「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」が取りまとめられた。地方自治体では、教育や医療保健・福祉、行政情報の多言語化など各省庁の施策等を活用しながら多文化共生に取り組んでいくことになるが、多文化共生の取組を更に推進していくにあたっては、これまで先進的に取り組んできた地域の取組を参考としていくことが大切である。本報告書でとりまとめた新たな共有手法である「多文化共生アドバイザー」の創設や「多文化共生地域会議」の開催等を通じて、地域における多文化共生施策の更なる推進が図られていくことが望まれる。

各地方自治体においては、こうした施策を効果的に活用しながら、地域の実情に応じた多文化共生の取組が一層推進されることを期待する。

參考資料

「多文化共生の推進に関する研究会」開催要綱

1 趣旨

近年、外国人住民の更なる増加に加え、多国籍化や高齢化等も引き続き進展している。さらに、政府においては、外国人材の受け入れ拡大のための新たな在留資格の検討が進められているなど、外国人住民を取り巻く状況は一層変化していくことが見込まれる。

総務省においては、これまで、「地域における多文化共生推進プラン」を策定し、また昨年3月には優良な取組事例を集めた「多文化共生事例集」を公表するなど、地域における多文化共生施策を推進してきたところ。近年の状況を踏まえ、地域における多文化共生施策の更なる推進のため、有識者による研究会を開催し、以下のテーマについて検討を行う。

2 名称

本研究会は、「多文化共生の推進に関する研究会」（以下「研究会」という。）と称する。

3 テーマ

- ・ 地域における多文化共生にかかる全国の取組状況の分析
- ・ 先進的に取り組む地方公共団体の協力を得ながら、優良な取組を普及・展開するなど、地域における多文化共生施策の更なる推進に向けた方策の検討 等

4 構成及び運営

- (1) 研究会の構成員は、別添「構成員名簿」のとおりとする。
- (2) 研究会には、座長1名をおく。
- (3) 座長は、会務を総理する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、関係団体等に研究会への出席を求め、意見を聴取すること及び説明を求めることができる。
- (5) 研究会は、非公開とするが、研究会終了後に配付資料を公表するとともに、速やかに議事概要を作成し、これを公表することとする。
ただし、配付資料については、座長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

5 開催期間

平成30年10月から本年度末頃までとする。

6 庶務

庶務は、総務省自治行政局地域政策課国際室において行う。

附 則

この要綱は、平成30年10月23日から施行する。

多文化共生の推進に関する研究会

構成員名簿

(五十音順：敬称略)

大里 誠治 美濃加茂市市民協働部地域振興課職員

日下 純子 島根県環境生活部文化国際課長

佐藤 宏明 浜松市企画調整部国際課長

シャンル・シェン 江東区国際交流員（C I R）

須藤 伸子 （公財）仙台観光国際協会国際化事業部国際化推進課長

田村 太郎 （一財）ダイバーシティ研究所代表理事

山田 圭則 京都府知事直轄組織国際課長

座長 山脇 啓造 明治大学国際日本学部教授

横田 宗親 （一財）自治体国際化協会多文化共生部長

多文化共生の推進に関する研究会 開催実績

第1回（平成30年10月23日（火） 11：00～12：30）

- （1）検討会の開催要綱について
- （2）地域における多文化共生の現状等について
- （3）多文化共生に関するアンケート調査の実施について
- （4）多文化共生にかかる優良な取組の共有手法について
- （5）研究会の今後の進め方について

第2回（平成30年12月6日（木） 16：00～17：30）

- （1）総務省による自治体ヒアリングの結果報告（豊橋市）について
- （2）委員による自治体等の多文化共生の取組報告について
 - ・ 島根県の取組について
 - ・ 浜松市の取組について
 - ・（公財）仙台観光国際協会の取組について
- （3）多文化共生にかかる優良な取組の共有手法について
- （4）その他

第3回（平成31年1月31日（木） 16：00～17：30）

- （1）多文化共生に関するアンケート調査結果の報告について
- （2）委員等による多文化共生の取組の報告について
 - ・ 京都府の取組について
 - ・ 美濃加茂市の取組について
- （3）多文化共生にかかる優良な取組の共有手法について
- （4）報告書の取りまとめに向けて
- （5）その他

第4回（平成31年3月5日（火） 16：00～17：30）

- （1）多文化共生の取組事例について
- （2）研究会報告書（案）について

多文化共生に関するアンケート 調査結果

平成31年1月31日
総務省自治行政局国際室

多文化共生に関するアンケート調査 概要

1 調査目的

外国人住民の増加、多国籍化や高齢化等の進展、外国人材の受け入れ拡大のための新たな在留資格の検討が進められていることを踏まえ、地域における多文化共生施策の更なる推進のため、地方公共団体における多文化共生の状況等を把握することを目的に実施。

2 調査期間

平成30年9月19日～平成30年10月9日

3 調査方法

電子メールによる調査

4 回答団体(536団体)

・調査対象団体

- ①都道府県(47団体)
- ②指定都市(20団体)
- ③中核市(54団体)
- ④その他市区町村(281団体)

「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」(平成30年1月1日現在)において、
「外国人住民数の上位100団体」又は「外国人住民の割合が全国平均(1.96%)以上の団体」を抽出

・上記①～④のほか、任意に回答のあった市町村

多文化共生に関する指針・計画等の策定状況について

回答のあった536団体中、多文化共生に関する指針・計画等を策定している団体は421団体(78.5%)、未策定の団体は115団体(21.5%)。

	都道府県	指定都市	市区町村	合計
多文化共生に関する指針・計画等を策定している団体 (内、多文化共生に関する指針・計画を単独で策定している団体)	45 (17)	20 (9)	356 (61)	421 (87)
未策定団体	2	0	113	115
計	47	20	469	536

2

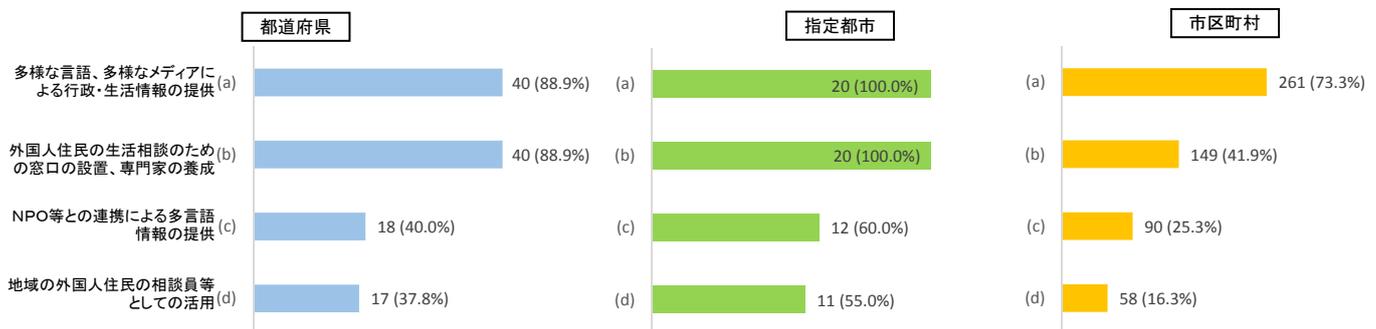
I 多文化共生に関する取り組み状況 ※指針等策定済み団体のみ回答

(1) 多文化共生に関して現在取り組んでいる分野(複数回答)

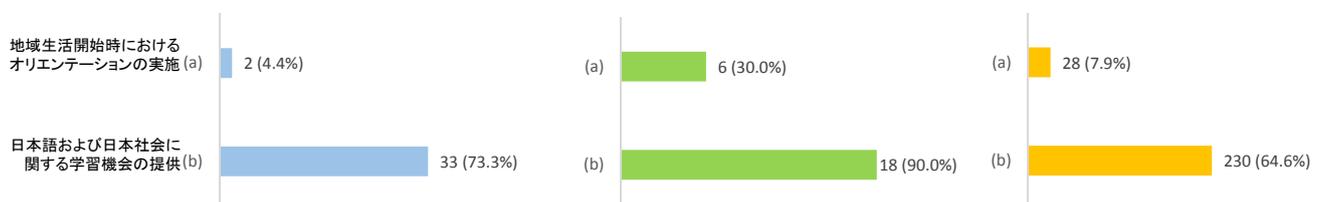
(ア)コミュニケーション支援

① 地域における情報の多言語化

都道府県 n=45
指定都市 n=20
市区町村 n=356



② 日本語及び日本社会に関する学習支援

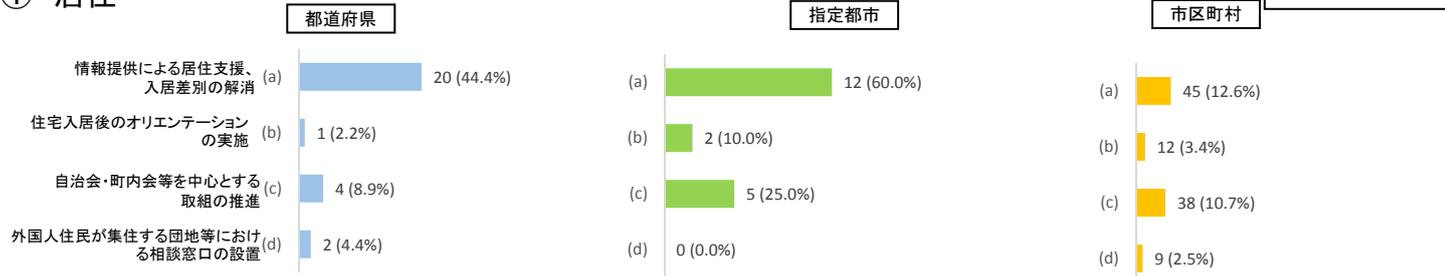


I 多文化共生に関する取り組み状況 ※指針等策定済み団体のみ回答

(1) 多文化共生に関して現在取り組んでいる分野(複数回答)

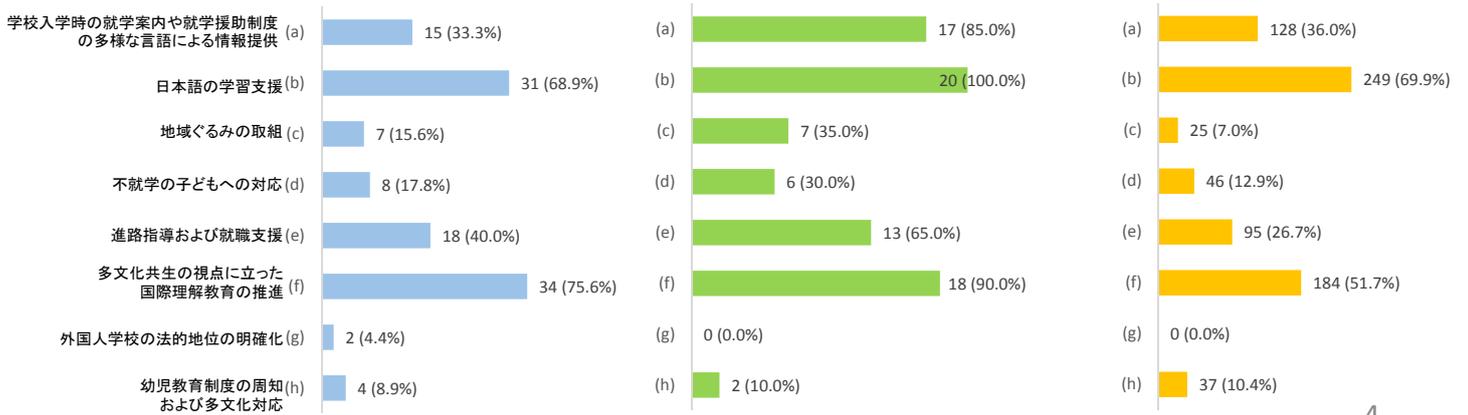
(イ)生活支援

① 居住



都道府県 n=45
指定都市 n=20
市区町村 n=356

② 教育



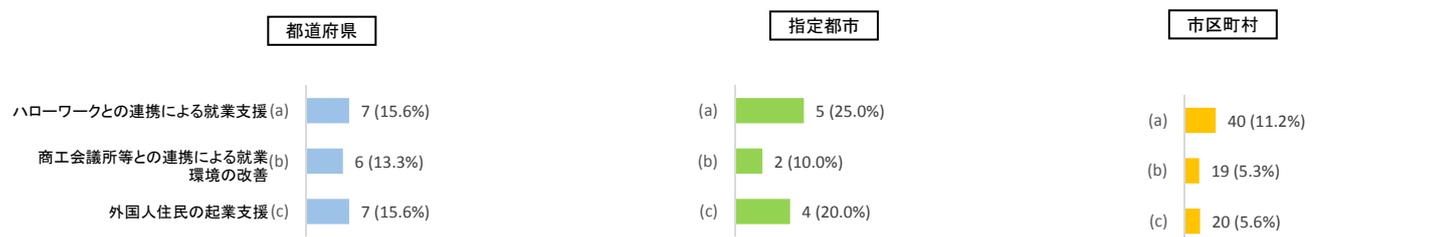
4

I 多文化共生に関する取り組み状況 ※指針等策定済み団体のみ回答

(1) 多文化共生に関して現在取り組んでいる分野(複数回答)

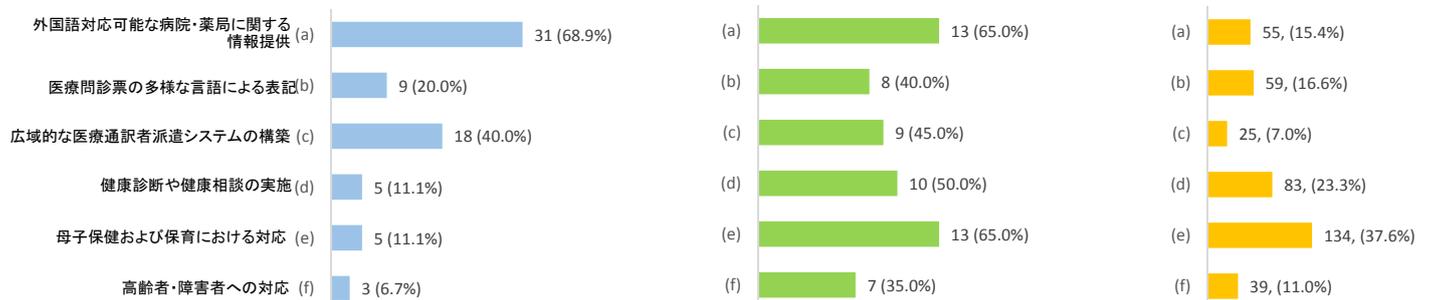
(イ)生活支援

③ 労働環境



都道府県 n=45
指定都市 n=20
市区町村 n=356

④ 医療・保健・福祉



5

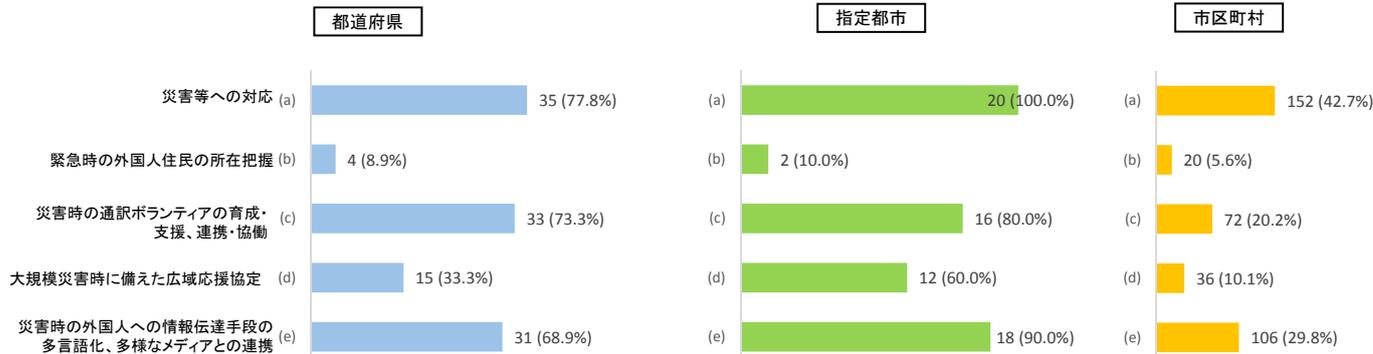
I 多文化共生に関する取り組み状況 ※指針等策定済み団体のみ回答

(1) 多文化共生に関して現在取り組んでいる分野(複数回答)

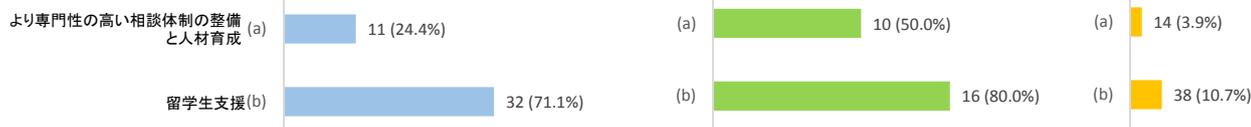
(イ)生活支援

⑤ 防災

都道府県 n=45
指定都市 n=20
市区町村 n=356



⑥ その他



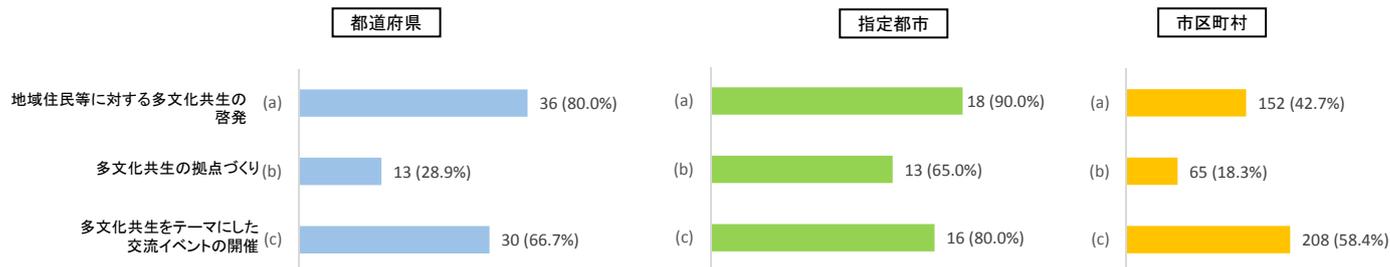
I 多文化共生に関する取り組み状況 ※指針等策定済み団体のみ回答

(1) 多文化共生に関して現在取り組んでいる分野(複数回答)

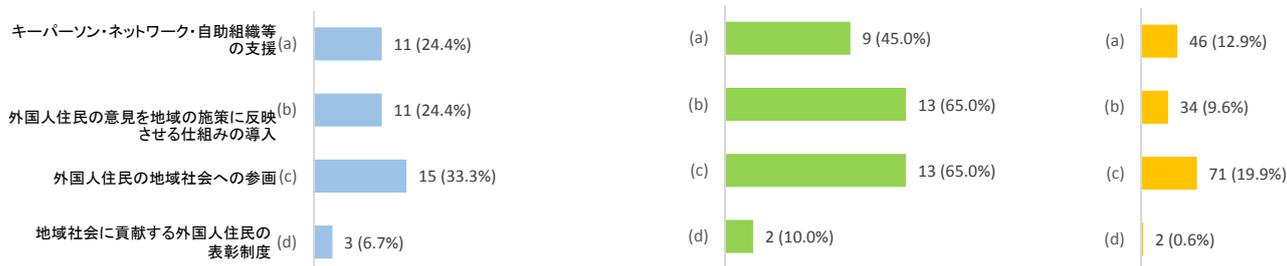
(ウ)多文化共生の地域づくり

① 地域社会に対する意識啓発

都道府県 n=45
指定都市 n=20
市区町村 n=356



② 外国人住民の自立と社会参画



I 多文化共生に関する取り組み状況 ※指針等策定済み団体のみ回答

(2) (1)の分野のうち、重点的に取り組んでいる分野(複数回答)



I 多文化共生に関する取り組み状況 ※指針等策定済み団体のみ回答

(3) 特に重点的に取り組んでいる分野の概要(記述回答) ※一部を抜粋

都道府県

- 県や市町の行政情報等を多言語で一元的に発信するホームページの開設や全市町で外国人相談窓口の開設の支援等を行っている。(ア)-①
- 日本語講師の育成のため、日本語指導の基礎を学ぶ講座を実施。(イ)-②
- 防災訓練や防災スタディツアーを実施。(イ)-⑤
- 災害時相談支援ネットワーク会議を開催し、平時よりネットワーク構築に努める。(イ)-⑤
- 多文化共生の拠点づくりとして、文化庁の事業として地域日本語教室の空白地域に専門家を派遣することで各地に日本語学習環境が整備されるよう事業を推進している。(ウ)-①

指定都市

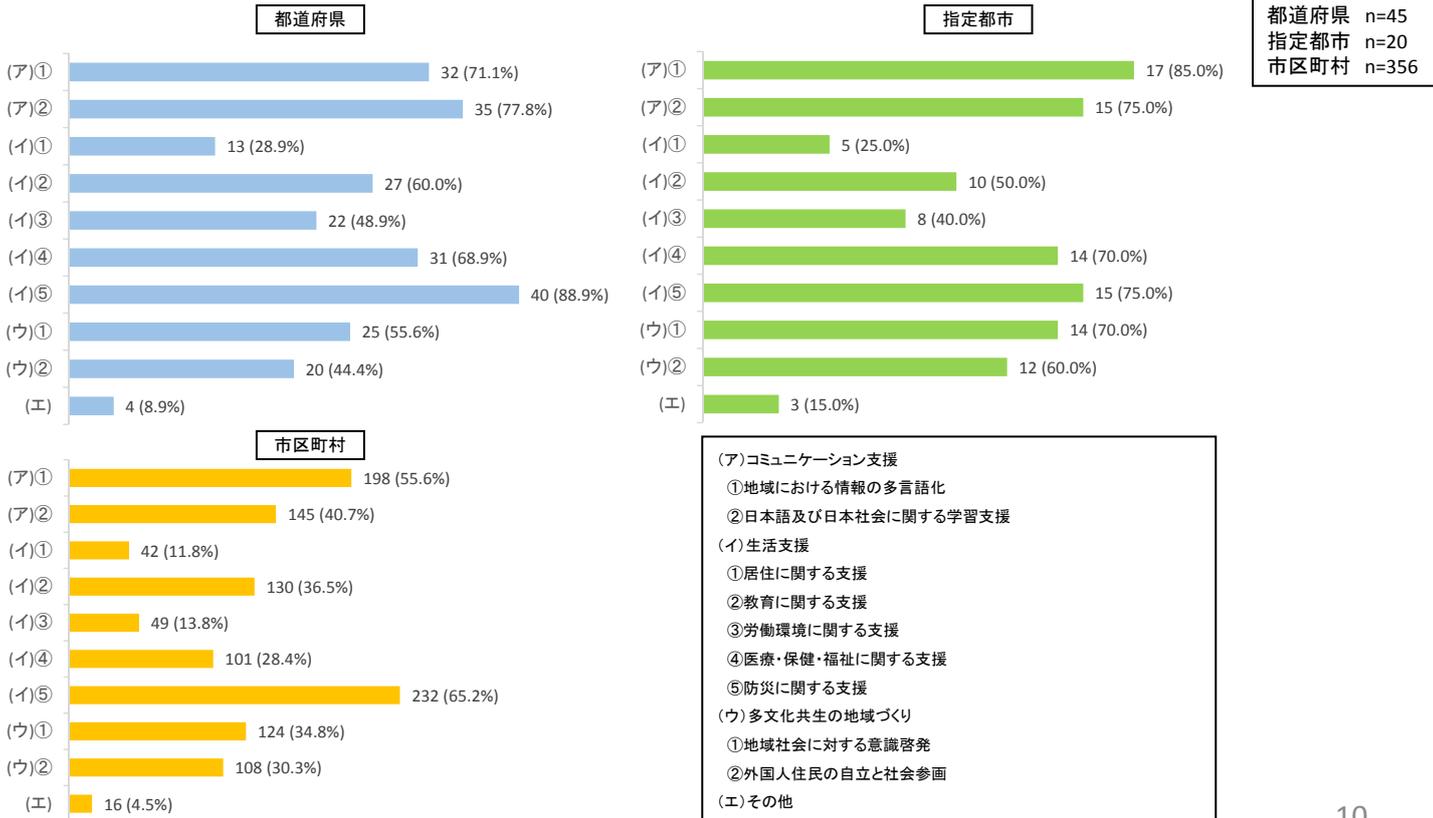
- 多言語による情報提供、多言語による相談対応(一般相談、専門家相談、行政通訳派遣(日本語によるコミュニケーションが困難な外国人市民を対象に、役所や学校に行政通訳ボランティアを派遣))(ア)-①
- 関係機関と連携し、就学に課題を抱える外国人の子供の学びの場を確保するとともに、公立学校や外国人学校などの教育機関への就学につなげるために必要な支援を実施するなど不就学を生まない取組の推進。(イ)-②
- 災害時において言語、文化及び習慣の違いから避難行動要配慮者となる外国人を支援するシステムを構築。他にも、関係機関・団体と連携し、外国人を対象とした防災訓練や災害対応の説明会・ワークショップなどを開催している。(イ)-⑤
- 地域住民、留学生、外国人支援団体等が参加するワークショップを開催し、ともに生きる社会のルールをテーマに意見交換し、相互理解を深めることで、身近な地域での多文化共生の取り組みを促進。(ウ)-①

市区町村

- ホームページ等の多言語化対応及びタブレット端末によるテレビ電話通訳サービスを活用した相談業務を実施している。(ア)-①
- 行政機関において各種手続きや相談等を行う際、通訳を必要とする外国籍市民に対し通訳ボランティアを同行することで同市民が円滑に手続き、相談等が行われ公平なサービスが受けられるためのサポートを行う行政通訳窓口同行サービスを実施している。また、国際交流協会が覚書を交わした病院等と医療通訳ボランティアの派遣を実施しており、本市はその支援を行っている。(ア)-①
- 外国人親子の子育て支援事業や外国人児童を対象とした日本語初期指導教室を開催している。(ア)-②
- 外国人児童生徒相談コーナーに外国人児童生徒教育相談コーディネーターが常駐し、教職員や児童生徒、保護者に対する支援を行っている。また、外国人児童生徒が多い小学校に「国際クラス」を設置して取り出し授業を行っている。また本年度からは、中学校における初期支援校において、各中学校から集めた外国人児童生徒に対して集中的な日本語教育も行っている。(イ)-②
- 安心して子育てをしていただけるように、外国語での母子手帳を作成し、お渡ししている。健診の受診率を高められるよう啓発活動に力を入れている。(イ)-④
- やさしい日本語・英語・中国語・韓国語の4か国語版の多言語防災ガイドブックを作成し、災害発生時に外国籍を有する市民の安全も確保できるように努めている。また、災害時多言語コールセンターを設置することで安全・安心に暮らせるまちづくりを推進している。(イ)-⑤
- 広報による情報発信及び外国籍町民会議(外国籍住民が日ごろの生活の中で疑問に思うこと・困っていることなどについて聞き取りし、質疑応答をする)(ウ)-①

I 多文化共生に関する取り組み状況 ※指針等策定済み団体のみ回答

(4) 現在課題と認識している分野(複数回答)



I 多文化共生に関する取り組み状況 ※指針等策定済み団体のみ回答

(5) 現在課題と認識している分野の概要(記述回答) ※一部を抜粋

都道府県

- 県内の各地域で外国人県民の集住度に差があり、県内の全ての地域で情報の多言語化を推し進めるのが難しいこと。(ア)-①
- 外国人児童生徒の増加に伴い、日本語指導に携わる指導者の育成及び学校への配置が、喫緊の課題である。(イ)-②
- 在住外国人が災害に備えるための啓発ツールや災害時情報伝達ツールの多言語化は進んでいる一方で、実際災害が起こったときの県・国際交流協会・市町村の行動計画が未策定。(イ)-⑤
- 多文化共生の地域づくりを行うため、市町村をモデル地域に設定しフォーラム等を開催しているが、市町村による独自の取組までの浸透が図られていない。(ウ)-①

指定都市

- 多くの国・地域から外国人が転入しており、情報提供が課題となっている。(ア)-①
- 日本語学習支援について、市民団体に頼っている部分が多く、市民団体構成員の高齢化等により今後の継続的な運営に不安がある。(ア)-②
- 支援を要する児童生徒の増加及び支援が必要な言語の多様化への対応。(イ)-②
- 避難情報のメールが日本語のみで漢字も多く外国人には理解できない、また被災者支援情報についてホームページの自動翻訳機能により多言語で提供しているが、言葉の問題から情報が届きにくい外国人がいたことから、災害時に外国人にどのように情報を届けるかが課題と考えている。(イ)-⑤
- 外国籍住民と地域社会との接点が少ないことが課題。(ウ)-①
- 外国人市民と地域との接点やともに楽しむ場の創出に向けた、外国人住民の中でのキーパーソンの発掘。(ウ)-②

市区町村

- 近年、外国人住民の多国籍化が進んでおり、基礎自治体毎に、多言語対応することはコスト面、効率性の観点からも困難。(ア)-①
- 日本語教室の実施にあたり、講師が不足している。(ア)-②
- 本市で実施している外国人市民相談事業では5割以上が医療・健康に関するものであり、その中でも病院で治療内容の説明などに通訳を求めるものが多い。高度な知識を要し、医療過誤などの補償リスクがある医療通訳については、本市規模で単独で配置することは困難であると考えており、医療通訳対応できる府立病院や府の医療通訳ボランティア等との連携が必要だと考えている。イ-④
- 災害発生時に外国人住民へ緊急情報をいかに迅速に分かりやすく伝えるか、試行錯誤している段階にあり、確固たる伝達方法を確立できていない。(イ)-⑤
- 外国人市民の中には、災害の少ない国の出身者も多く、災害に関する知識が不足している。(イ)-⑤
- 外国人住民の日本語が不十分であることや、日本人と外国人がお互いの文化・習慣を十分に理解していないことから生じる地域のトラブルが問題であるため、外国人に対して日本語や日本の文化・習慣を学習する機会を多く提供することや、日本人の異文化理解を促進するため多文化共生の啓発に力を入れる必要がある。(ウ)-①
- 日本人と外国人が交流するイベントなどでは、外国人の参加が少ない。また外国人の自立を促す施策が不十分などの課題がある。(ウ)-②

II 指針・計画未策定自治体の状況 ※指針等未策定の団体のみ回答

(1) 多文化共生に係る指針・計画等の策定の検討状況

回答のあった536団体中、多文化共生に関する指針・計画等を未策定の団体は115団体(21.5%)で、そのうち、今後策定を予定又は検討している団体は58団体、策定の予定はないと回答した団体は57団体。

	都道府県	指定都市	市区町村	計
(ア) 策定予定である	2	-	4	6
(イ) 策定を検討しているが時期は未定	0	-	52	52
(ウ) 策定する予定はない	0	-	57	57
計	2	-	113	115

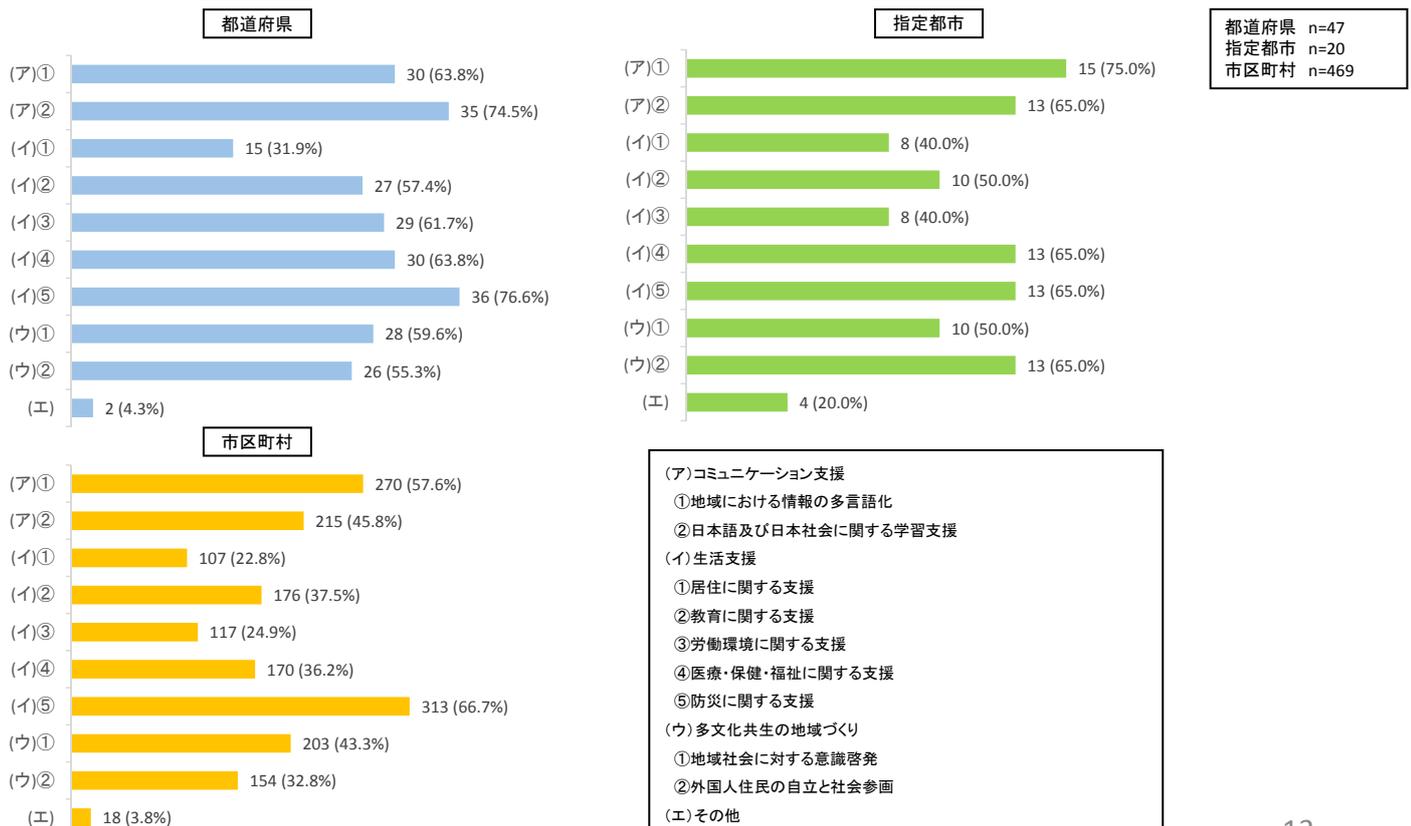
(2) 多文化共生に係る指針・計画等の策定の予定がないと回答した理由 ※一部を抜粋

- 必要性を感じていないため。
- 現状で策定の気運、要望がないため。
- 関係機関や諸団体と連携が取れていないため、策定には至っていない。
- 季節的に技能実習生が30%に及ぶが、多くの場合約半年の実習後帰国するため指針・計画の策定まで至っていない。
- 外国人の殆どが一時的な農業研修生であるため

12

III 先進的な取り組みの共有について ※指針等の策定、未策定に関わらずすべての団体で回答

(1) 先進的な取り組みを行っている自治体から共有を受けたい分野を教えてください(複数回答)



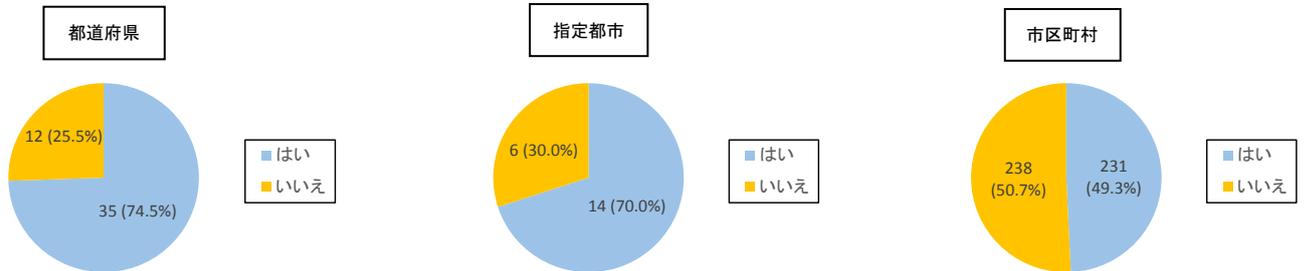
Ⅲ 先進的な取り組みの共有について

※指針等の策定、未策定に関わらずすべての団体で回答

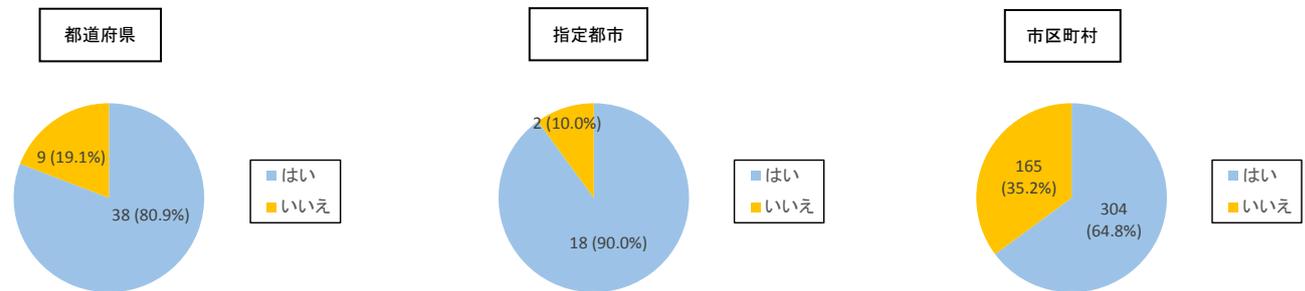
(2) 先進的な取り組みの共有の手法について

(ア) 先進的な取り組みを行っている自治体の職員等から助言を受けられるアドバイザー制度があれば、活用したいと思いますか。

都道府県 n=47
指定都市 n=20
市区町村 n=469



(イ) 地域の自治体が集まり、多文化共生にかかる先進的な取り組みの紹介や自治体間での情報共有等を行う会議が開催されれば、参加したいと思いますか。



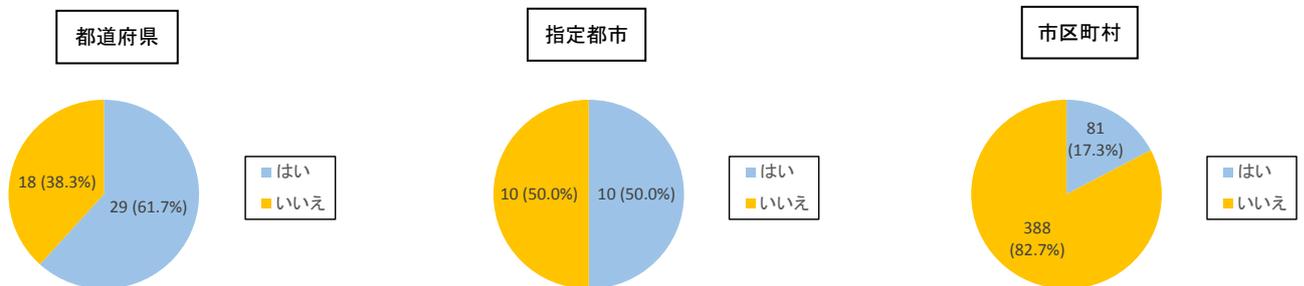
14

Ⅲ 先進的な取り組みの共有について

※指針等の策定、未策定に関わらずすべての団体で回答

(3) 多文化共生の分野でCIR(国際交流員)を活用したい意向はありますか。

都道府県 n=47
指定都市 n=20
市区町村 n=469



<参考> 回答団体におけるCIR任用状況

	都道府県	指定都市	市区町村	計
回答団体数	47	20	469	536
C I R任用団体数	44 (93.6%)	16 (80%)	62 (13.2%)	122 (22.7%)

多文化共生施策の更なる推進に係る新たな地財措置について

- 在留外国人の一層の増加が見込まれる中、多文化共生の推進は、地方公共団体にとって、ますます重要な課題。
- 総務省では、地方公共団体が多文化共生施策を推進していくに当たり生じる財政負担について、新たな地方財政措置を講じることとしている。

<新たな地方財政措置の創設>

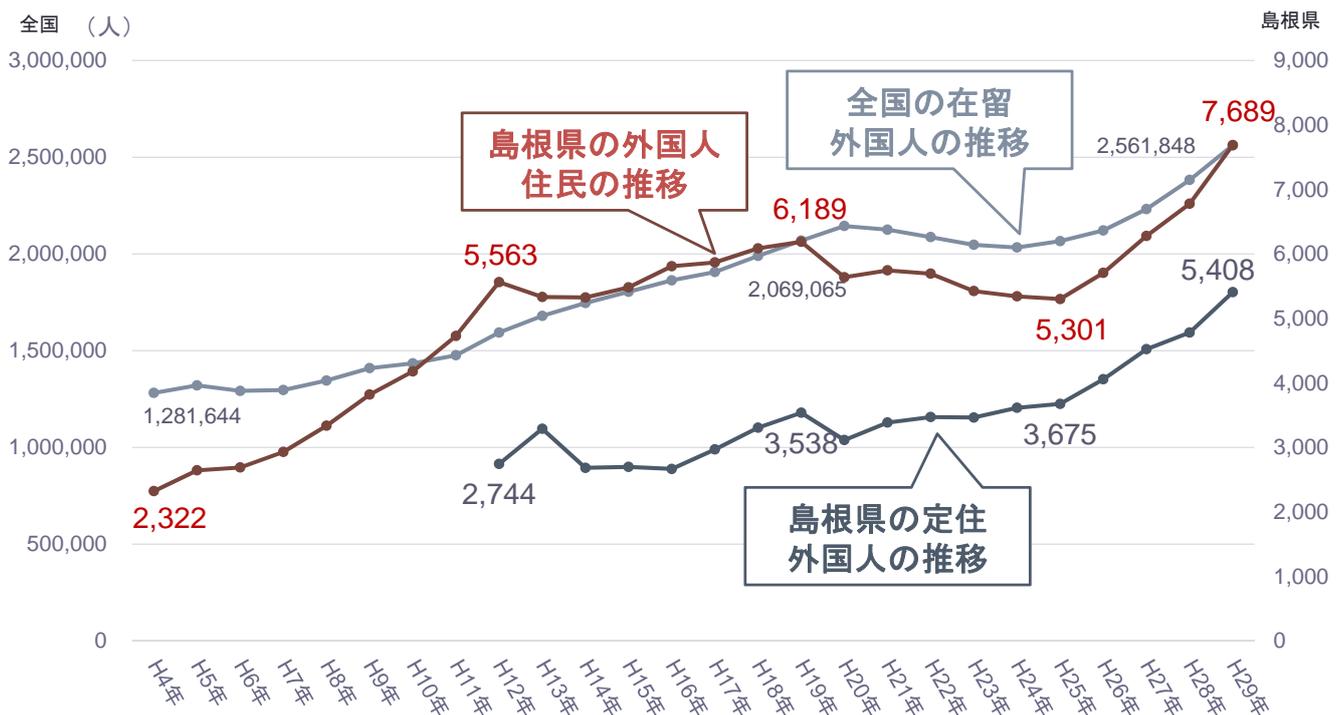
措置項目	地財措置(H31～)
<p>(1)一元的相談窓口の整備</p> <p>外国人受入環境整備交付金事業(法務省所管)の地方負担分</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】(法務省)外国人受入環境整備交付金の措置概要 (H31当初予算額(案) 10億円)</p> <p>対象団体: 都道府県、指定都市及び外国人が集住する市町村(特別区を含む。) ※全国約100か所</p> <p>対象経費: 一元的相談窓口体制の維持・運営に要する経費</p> <p>交 付 額: 必要経費の1/2(限度額1千万円)</p> </div>	<p>(都道府県分)</p> <p style="text-align: center;">普通交付税措置</p> <hr/> <p>(市町村分)</p> <p style="text-align: center;">特別交付税措置</p>
<p>(2)行政情報・生活情報の多言語化の推進 (地方単独事業分)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="background-color: yellow; display: inline-block; padding: 2px;">措置概要</p></div> <p>対象団体: 市町村(上記(1)の対象団体の交付金対象経費を除く。)</p> <p>対象経費: 通訳業務の委託費、翻訳機器(タブレット端末)の配備に要する経費、行政・生活情報の翻訳に要する経費 等</p>	<p>(市町村分)</p> <p style="text-align: center;">特別交付税措置</p>
<p>(3)多文化共生アドバイザー制度・多文化共生地域会議への支援</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="background-color: yellow; display: inline-block; padding: 2px;">措置概要</p></div> <p>対象団体: 全市町村</p> <p>対象経費: 多文化共生アドバイザーの活用に関する経費(旅費等)、多文化共生地域会議の開催に要する経費 等</p>	<p>(市町村分)</p> <p style="text-align: center;">特別交付税措置</p>

島根県の多文化共生推進の取り組み

島根県環境生活部文化国際課

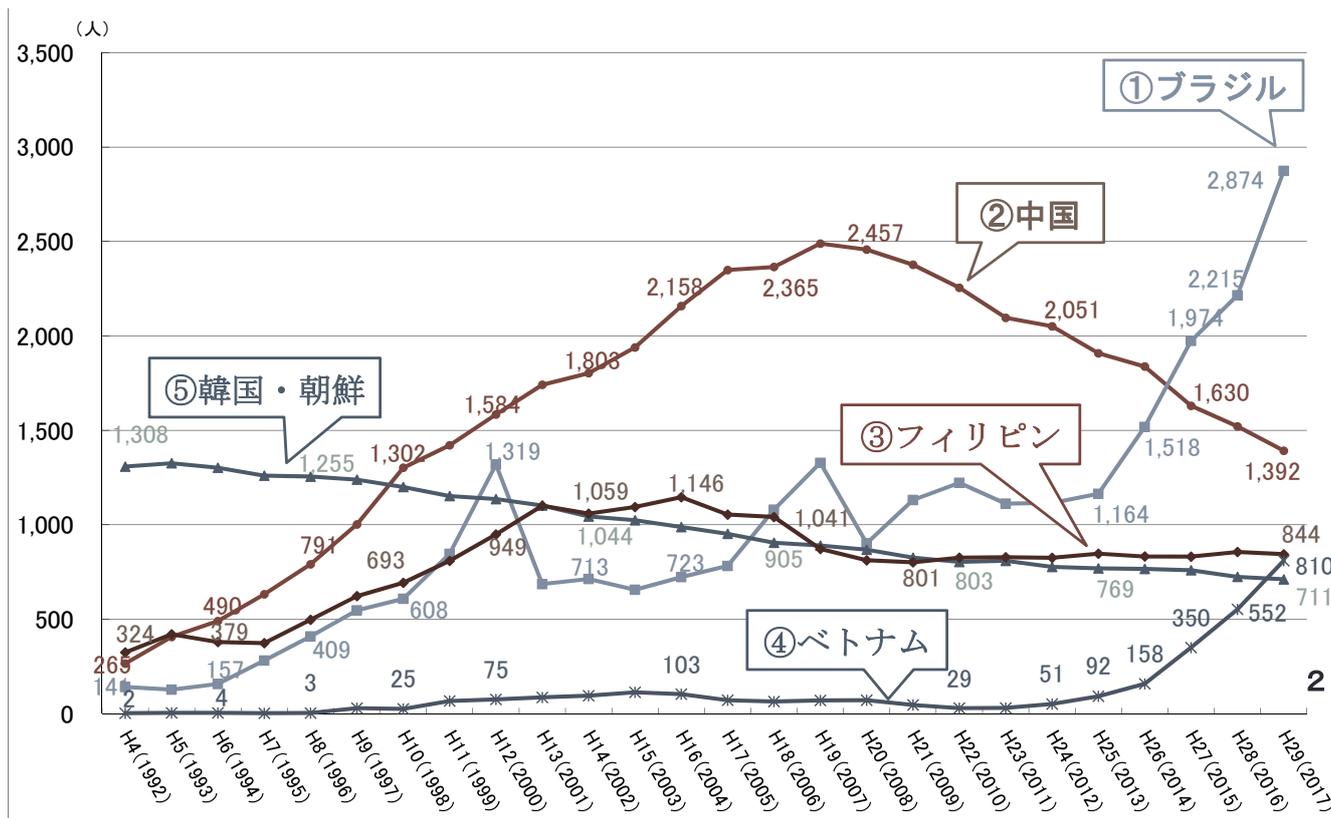
課長 日下純子

島根県の外国人住民人口の推移(H29末)



(注) 定住外国人は、在留資格別の「永住者」「特別永住者」「定住者」「配偶者等」で算出

主な国籍別外国人住民人口の推移



島根県の主な多文化共生推進施策

(「しまね国際センター」の取組)

- 外国語相談
(中国語、タガログ語、英語、ポルトガル語)

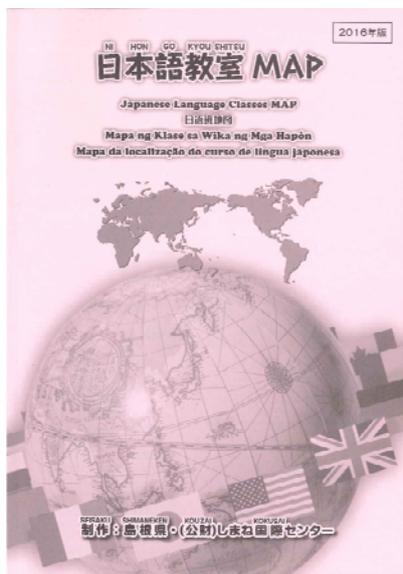


- コミュニティ通訳ボランティア
(中国語、タガログ語、韓国語、英語、ポルトガル語)



その他ボランティア育成・登録、多言語による生活情報の提供等

島根県の主な多文化共生推進施策



- 「やさしい日本語」の普及
- 日本語教室マップ作成
- 防災への意識啓発

4

島根県の主な多文化共生推進施策

■外国人相談体制充実事業 (外国人地域サポーター事業)

➤ 外国人住民と行政・支援団体等の橋渡し役として、外国人住民200人以上の7市に「外国人地域サポーター」を知事名で委嘱

- ① サポーターの活動内容
 - 外国人住民への情報提供
 - 外国人住民の現状・ニーズ把握
 - 市町村や関係団体等との連絡調整
 - 相談窓口の紹介・同行支援
- ② 地域数及びサポーター数
 - 松江、浜田、出雲、益田、大田、雲南、江津、各地域1~2名
- ③ 報酬等
 - 無報酬。ただし、活動費として月額5,000円を支給。

5

島根県の主な多文化共生推進施策

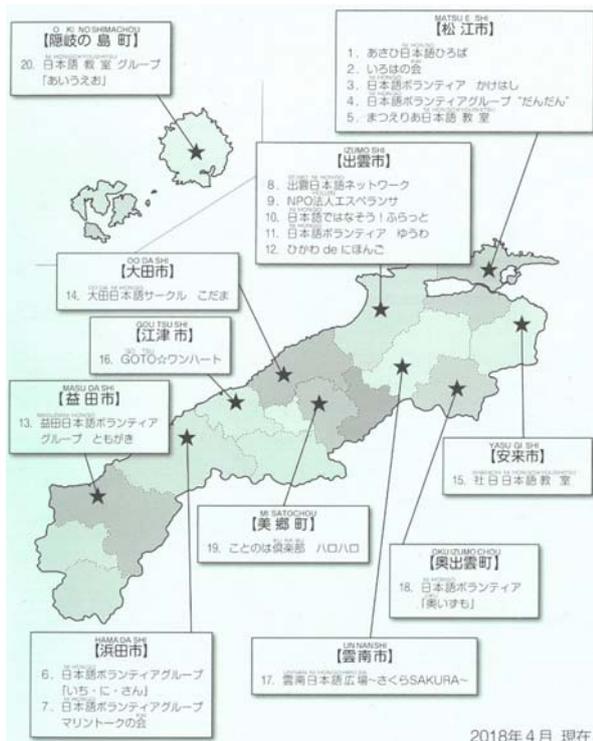
■外国人相談体制充実事業 (外国人地域サポーター事業)

【主な効果】

- サポーターが知事委嘱の名刺を持つことにより、行政や相談窓口への同行、地域企業への相談がしやすくなった。これにより、外国人住民に親身な対応が可能となった。
- サポーターからの相談により、市の担当者が地域の問題を把握するようになり、市の担当者の意識が変わってきた。
- 4半期毎の連携会議(サポーター、県、市、国際センター)での報告・意見交換により、横連携をして対応しようという意識が出てきた。

6

日本語学習機会の提供



- ・日本語教室数 20カ所
- ・教室不在市町村 7/19
⇒ 通えない住民も多い
(距離的、時間的)
- ・過去10年で3カ所減少
⇒ 高齢化、担い手不足
(時間、お金の負担感)

➡ 訪問型日本語学習事業を展開

7

日本語教室不在地域における日本語学習機会の創出事業

◆学習対象者

日本語教室が遠く通えない、日本語教室の開設時間に行くことができない外国人住民

◆内容

県独自教材(やさしい日本語、中国語、英語、ポルトガル語、ベトナム語)を使用した講座90分×10回

※あくまでも日本語

日本語を学ぶきっかけづくり

◆講師

養成講座を受講したボランティア

日本語ボランティアの裾野を広げる

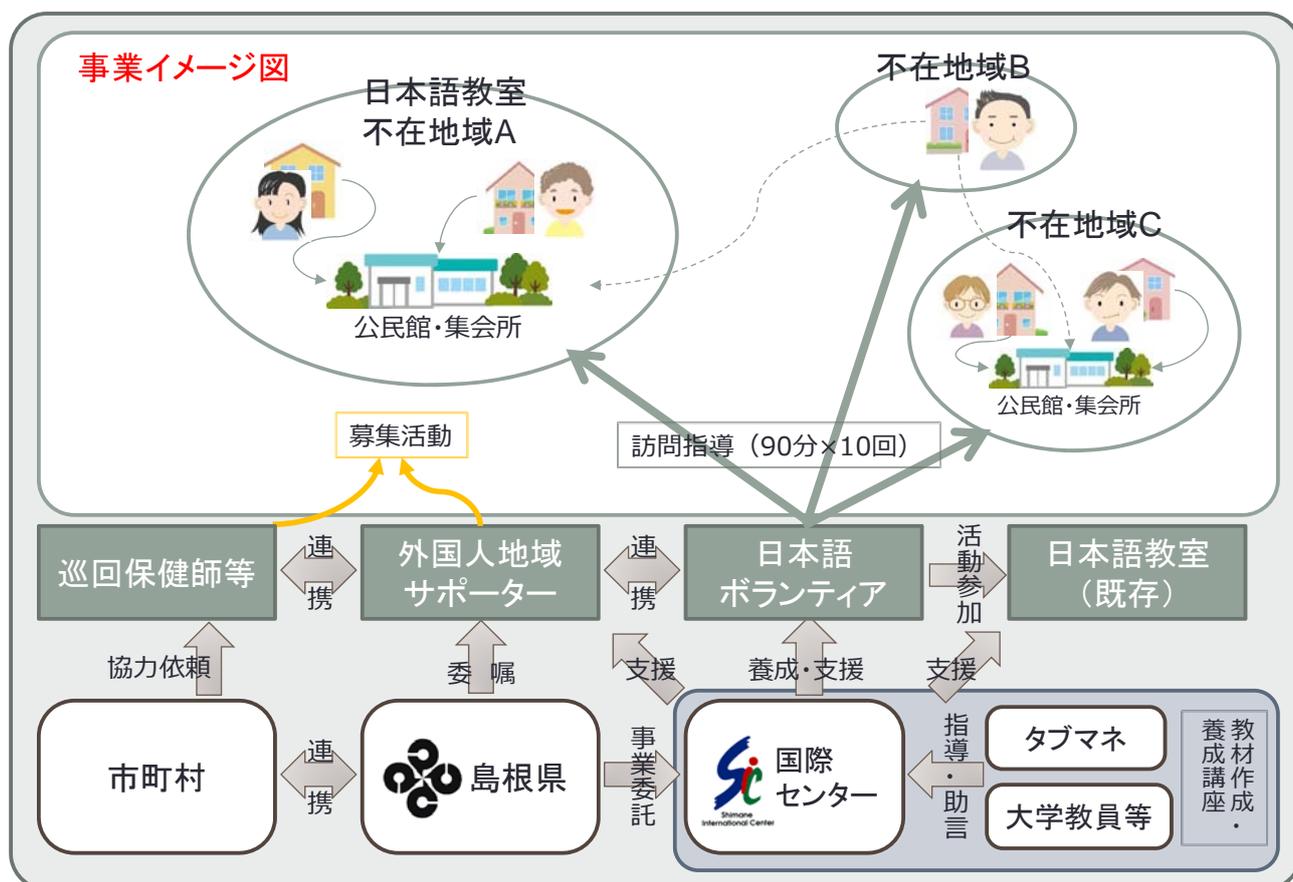
◆実施場所

公民館・集会所や個人宅

孤立しがちな外国人住民との交流づくり

8

事業イメージ図



9

来年度の多文化共生推進施策(検討案)

■外国人相談体制充実事業 (外国人地域サポーター事業)

- 「外国人地域サポーター」に**外国人住民**を追加
 - ➡ 外国人住民が抱える課題やニーズをより把握しやすくする
 - ➡ 外国人住民のリーダー的役割として地域住民との橋渡しを担ってもらう

10

来年度の多文化共生推進施策(検討案)

■日本語教室不在地域における 日本語学習機会の創出事業

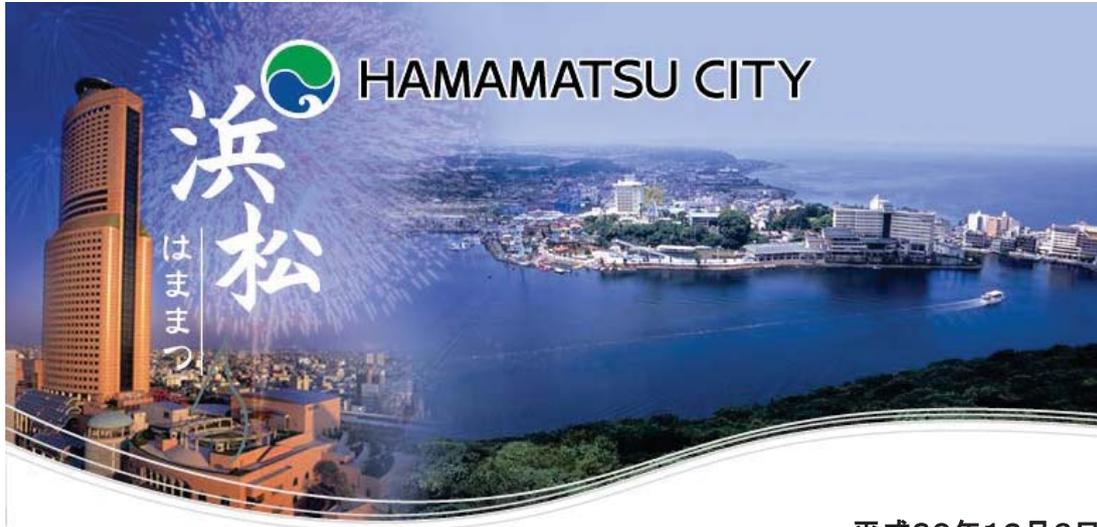
- 外国人を雇用する**企業への訪問日本語学習**を展開
(日本語習得支援を要望する声が多い)
 - ➡ 日本語教室に時間的に通えない外国人住民に日本語学習の機会を提供
 - ➡ 企業との連携を推進することにより、実態や課題等の把握 ⇒ 解決へと繋げる

11

来年度の多文化共生推進施策(検討案)

- 多言語生活支援情報サイトに動画を活用
(日本語学習にも活用できるもの)
- 多言語による相談体制を拡充
- 市町村との連携による、各地域での多文化共生意識の醸成イベント等の実施
- 防災ハンドブックの刷新 など

浜松市の多文化共生の取組み



平成30年12月6日
浜松市企画調整部国際課



★ 日本一ブラジル人の多いまち

現状

- 市には約2万4千人の外国人市民が居住
- 特にブラジル人は9千人を超え、全国の都市で最多
- 日本で3番目の総領事館が設置

背景

1990年の出入国管理及び難民認定法の改正施行

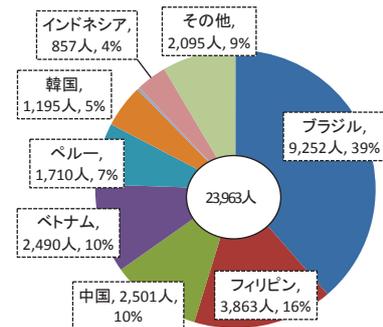
～日系人（3世とその家族まで含む）の入国と就労が容易に～

ブラジル人などの南米日系人をはじめとした外国人市民が大幅に増加



地域社会での外国人市民との言語や生活習慣・文化等の違いから生じる摩擦や課題が顕在化

- 言語・・・意思疎通が図れず、コミュニケーション不足
- 社会保障・・・雇用保険や健康保険・年金への未加入 など
- 雇用・・・多くが派遣・請負など間接雇用であり不安定
- 教育・・・受入体制が未整備、不登校や不就学の発生
- 外国人登録・・・登録内容と居住実態が乖離
- 地域トラブル・・・ごみ出し、騒音、駐車場 など



※浜松市における外国人市民数（2018年10月1日現在）



★ 浜松市の多文化共生施策

(1) 行政での多言語支援

窓口への通訳の配置

行政情報の多言語化

市HP
広報紙
行政文書
パンフレット、チラシ
多言語生活情報サイト
サイン
防災情報 など

(2) 拠点施設の開設

多文化共生センター
多言語相談の実施
(生活相談・法律相談・メンタルヘルス相談 など)
情報提供
外国人集住自治会への支援 など

外国人学習支援センター
日本語教室の開催
日本語学習者等支援者の養成
地域日本語学習支援 など

(3) 子供の教育

公立小中学校の取り組み
相談員・就学サポーターの配置
初期適応・母国語支援
日本語学習支援
就学・進学ガイダンス など

不就学・就学促進への取り組み
外国人の子供の不就学ゼロ作戦事業
定住外国人の子供の就学促進事業
外国人学校への支援 など

(4) 連携・発信事業

外国人集住都市会議への参加 都市・自治体連合(UCLG ASPAC)への参加
インターカルチュラル・シティ・ネットワークへの加盟 サンパコンテストの開催

(5) 第2次浜松市多文化共生都市ビジョンの策定

- ⇒異なる文化を持つ市民がともに構築する地域
- ⇒多様性を都市の活力と捉え、発展していく地域
- ⇒誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域

※(公財)浜松国際交流協会

相談事業
日本語学習支援
外国につながる子供支援
地域共生事業
多文化防災事業
多様性を生かしたまちづくり
担い手の育成と支援
情報提供事業 など

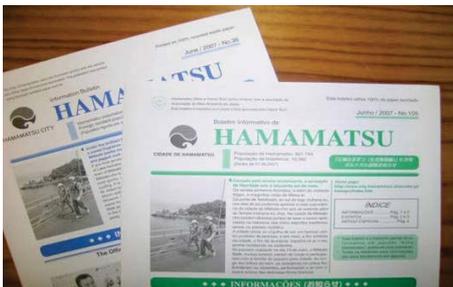
関係団体との連携

2



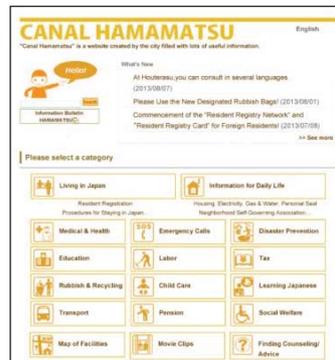
(1) 行政での多言語支援

多言語による行政情報や生活情報の提供



外国語版広報はままつ

(英語・ポルトガル語)



カナル・ハママツ

(英語・ポルトガル語
やさしい日本語・スペイン語
タガログ語・中国語)



ウェルカムパック

(英語版・ポルトガル語版)

- ・多言語生活マップ
- ・小中学校入学案内
- ・個人住民税のあらまし
- ・ごみ、資源物の出し方
- ・自治会活動の案内
- ・地震の説明
- ・交通安全の知識



(2) 拠点施設の開設

- ① 浜松市多文化共生センター
- ② 浜松市外国人学習支援センター
- ※ 浜松国際交流協会との連携による施設運営



多言語による生活相談や情報提供、日本語教室など、さまざまな多文化共生施策を実施



＜浜松市多文化共生センター＞

- 多文化共生コーディネーターなどの専門スタッフを配置し、地域における多文化共生の取組など、外国人市民の定住化に対応したさまざまな支援を包括的に実施

＜浜松市外国人学習支援センター＞

- 外国人の大人から子供までを対象とした総合的な学習支援の施設の拠点として日本語教室や日本語ボランティア養成講座などを市民協働により実施

4



(3) 子供の教育

公立小中学校の取り組み（浜松市教育委員会）

(1) 学校への支援者の配置・派遣

＜バイリンガル支援者＞

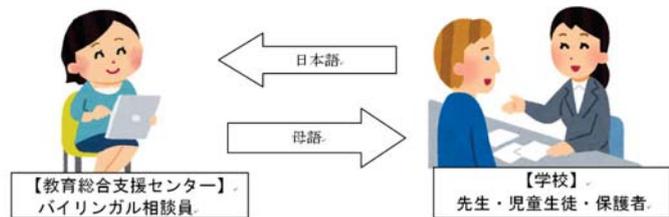
- ① 初期適応サポーター
- ② 初期適応支援員
- ③ 就学支援員
- ④ 就学サポーター

＜日本語・学習支援者＞

- ① 日本語・学習支援者
- ② 外国人児童生徒教科指導員

＜指導・助言＞

外国人児童生徒相談員



(2) ライフコース（成長の道すじ）を見据えた支援

- ① 相談員による就学ガイダンス
- ② 入学準備ガイダンス（10月）
- ③ 進路について語る会（6月）
- ④ ロールモデルとの出会い（適宜）
- ⑤ ステップアップクラス

(3) ICTの配置

外国人児童生徒等及び保護者に対して、タブレットを使用し、母語での通訳支援と翻訳支援を行う。

5



(3) 子供の教育

外国人の子供の不就学ゼロ作戦事業

浜松モデル

① 転入時等の就学案内

② 就学状況の継続的な把握

- ・新小学校1年生を対象とした調査(年度始め1回)
- ・転入者を対象とした調査(2ヶ月毎)
- ・公立小中学校、外国人学校等の退学者を対象とした調査(2ヶ月毎)

※学齢期の外国人の子供を対象とした学齢簿に準ずる名簿の整備
(住民基本台帳システムと連動した学齢簿システムの活用)

③ 就学に向けてのきめ細かな支援

④ 就学後の定着支援

関係機関と連携しオール浜松体制で
外国人の子供の不就学を生まない「浜松モデル」を推進



6



(3) 子供の教育

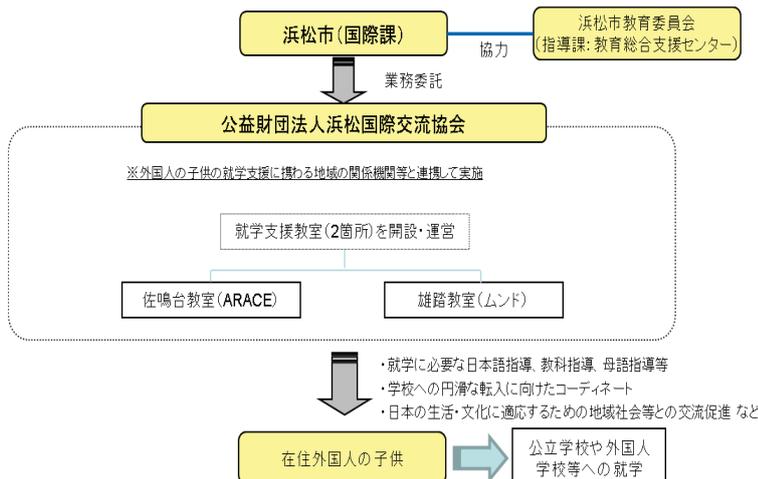
定住外国人の子供の就学促進事業

■ 目的

外国人の子供の就学促進のため、外国人の子供の教育支援に係る関係機関と連携し、不就学の外国人の子供の学びの場を確保するとともに、公立学校や外国人学校等教育機関への就学につなげるために必要な支援を実施していきます。

■ 事業内容

- 不就学の外国人の子供が就学に必要な日本語、教科若しくは母語及び学習習慣確保指導のための教室の開催
- 不就学の外国人の子供の学校への円滑な転入に向けたコーディネート
- 不就学の外国人の子供が日本の生活・文化に適応するための地域社会等との交流促進



7



(4) 連携・発信事業

外国人集住都市会議への参加

設立の背景

外国人市民の定住化が進むなかで社会保障や教育などの課題が顕在化

- これまでの国レベルでの受入れ態勢（法律や制度）では実態に追いつかない
- 地方自治体の取組では限界がある



国による法制度の整備、本国の制度整備・支援、関係機関との連携が必要



2001年本市の提唱により

外国人集住都市会議の設立

<活動内容>

- 多文化共生に関する知見やノウハウを共有
- 国に対する継続的な政策提言 など



取組の成果

- 内閣府への日系定住外国人施策推進室の設置
- 外国人の住民基本台帳制度の開始 など

8



(4) 連携・発信事業

インターカルチュラル・シティ・ネットワークへの加盟

※インターカルチュラル・シティ・プログラム=欧州諸都市において2008年に国際機関である欧州評議会の主導により始まった都市政策。

移住者や少数者によってもたらされる文化的多様性を脅威ではなく、むしろ好機と捉え、都市の活力や革新、創造、成長の源泉とする、多様性の利点を生かした取組を推奨。



- 2017年10月、欧州を中心に世界120都市以上が参加する、文化的多様性をまちづくりに生かす取組を進める都市間ネットワークであるインターカルチュラル・シティ・ネットワークへ加盟
- 外国人支援を中心とした取組にとどまらず、外国人市民によってもたらされる文化的多様性を都市の活力とした新たな文化の創造・発信や地域の活性化に引き続き取り組む

誰もが活躍できる多文化共生都市・浜松の実現を目指す

9



(5) 第2次浜松市多文化共生都市ビジョンの策定

第2次浜松市多文化共生都市ビジョン

- ・2013年に多文化共生施策の指針となる「浜松市多文化共生都市ビジョン」を策定（2018年改訂）
- ・外国人市民に対する課題解決や支援の取組にとどまらない、多様性を生かした取組の実践
- ・重点施策として「多様性を生かしたまちづくり」を位置づける

目指す将来像

相互の理解と尊重のもと、創造と成長を続ける、ともに築く多文化共生都市

目指す方向性

- 1 異なる文化を持つ市民がともに構築する地域
- 2 多様性を都市の活力と捉え、発展していく地域
- 3 誰もが安全・安心な暮らしを実感できる地域

重点施策

- ◇外国人市民のまちづくりへの参画促進
- ◇多様性を生かした文化の創造・地域の活性化
- ◇防災対策
- ◇次世代の育成・支援

課題の整理

- ◆外国人市民の地域社会での活躍促進...全ての市民が果たすべき義務を遂行し、得られるべき権利を享受することができ、外国人市民も社会の構成員としてまちづくりに主体的に参画できる環境整備が必要
- ◆将来を担う次世代の育成・支援...子供たちが自らの持つ力を十分に発揮し、地域社会を支える役割を担う人材となるよう育成・支援に取り組むことが必要
- ◆安全・安心して暮らせる社会づくり...雇用環境をはじめとする生活基盤や災害対策による安全・安心な暮らしを実感できる地域づくりが必要



多文化共生の推進に関する研究会（第2回）

地域の状況と多文化共生の取り組み

（公財）仙台観光国際協会(SenTIA) 須藤伸子

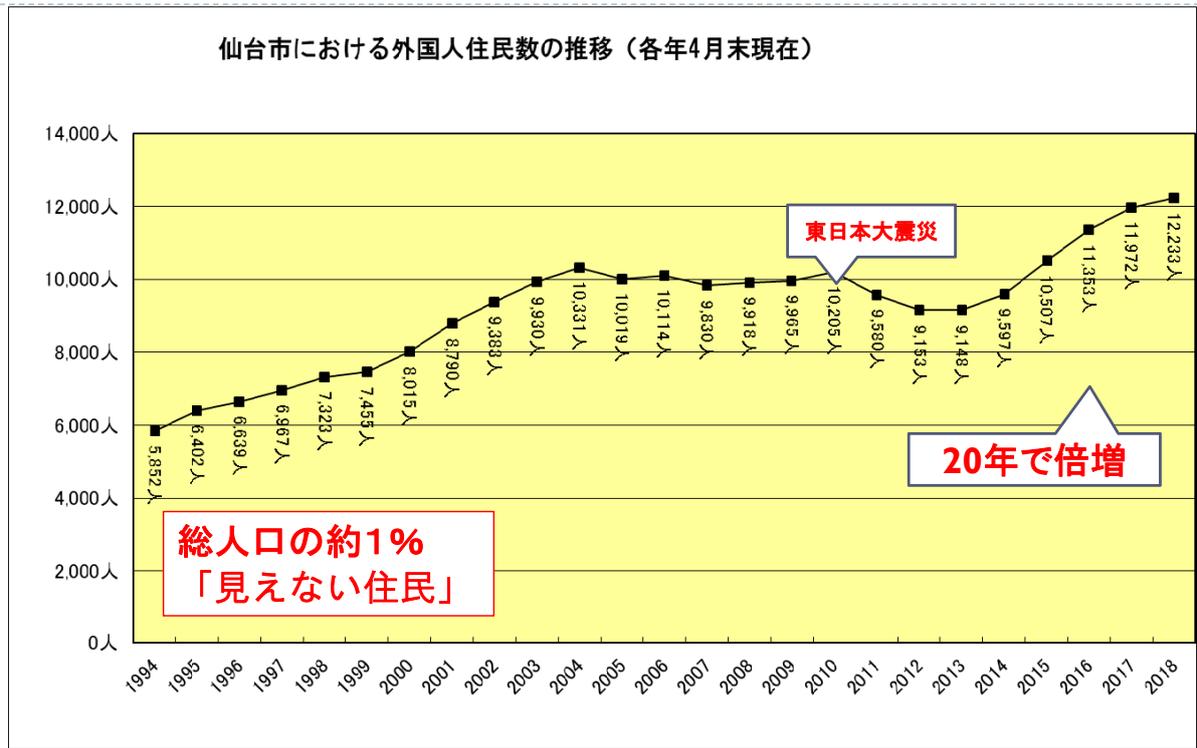
（公財）仙台観光国際協会(SenTIA)

2015年

仙台国際交流協会(1990年～)と
仙台観光コンベンション協会が統合

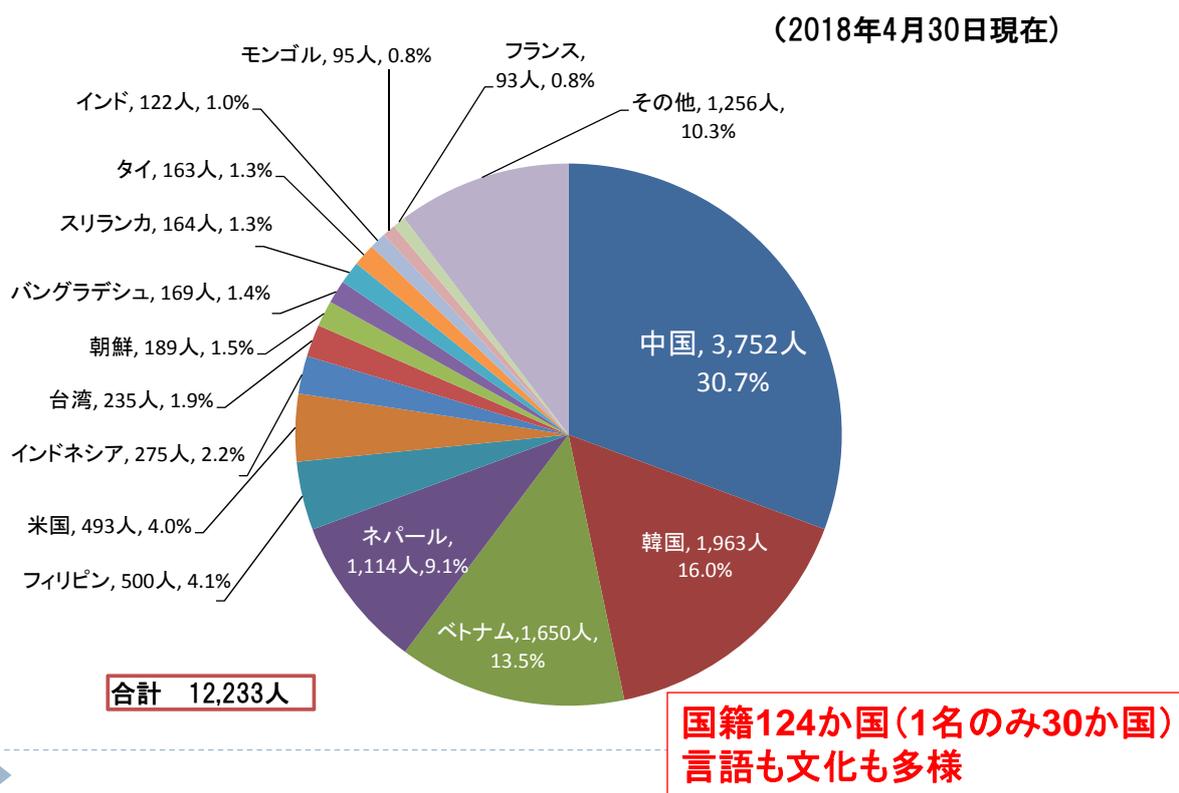
- 観光・物産振興、青葉まつり
- コンベンション誘致、MICE
- フィルムコミッション
- 多文化共生、国際交流事業

仙台市の外国人住民



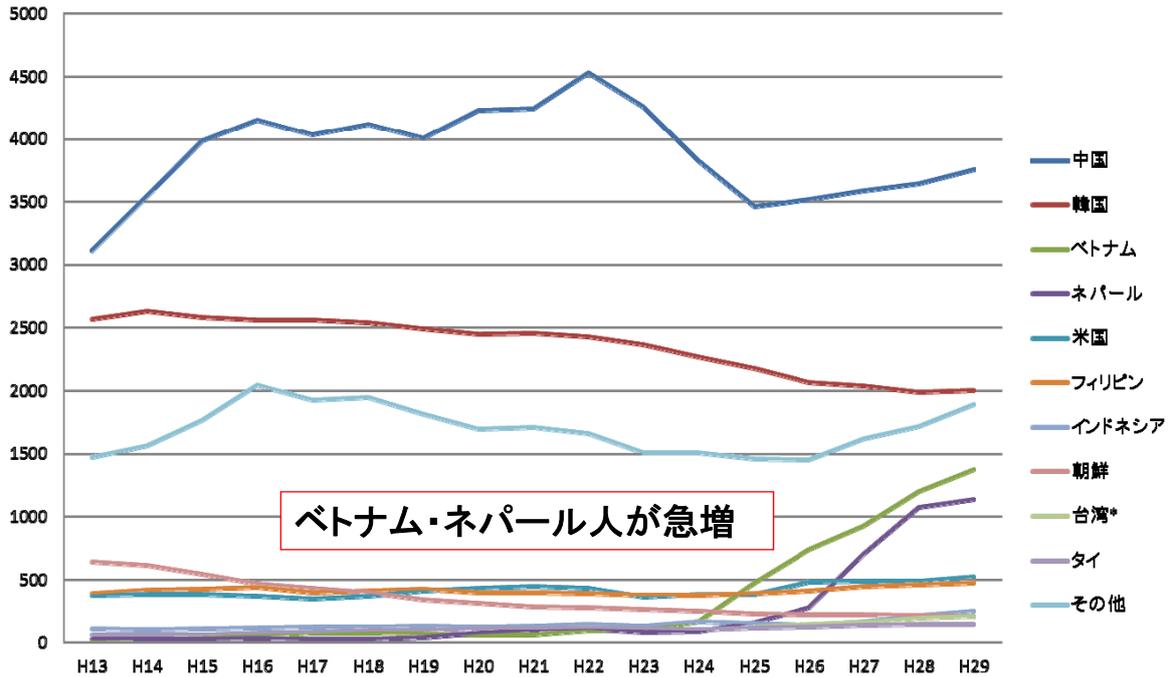
2

仙台市の外国人（国籍別）



3

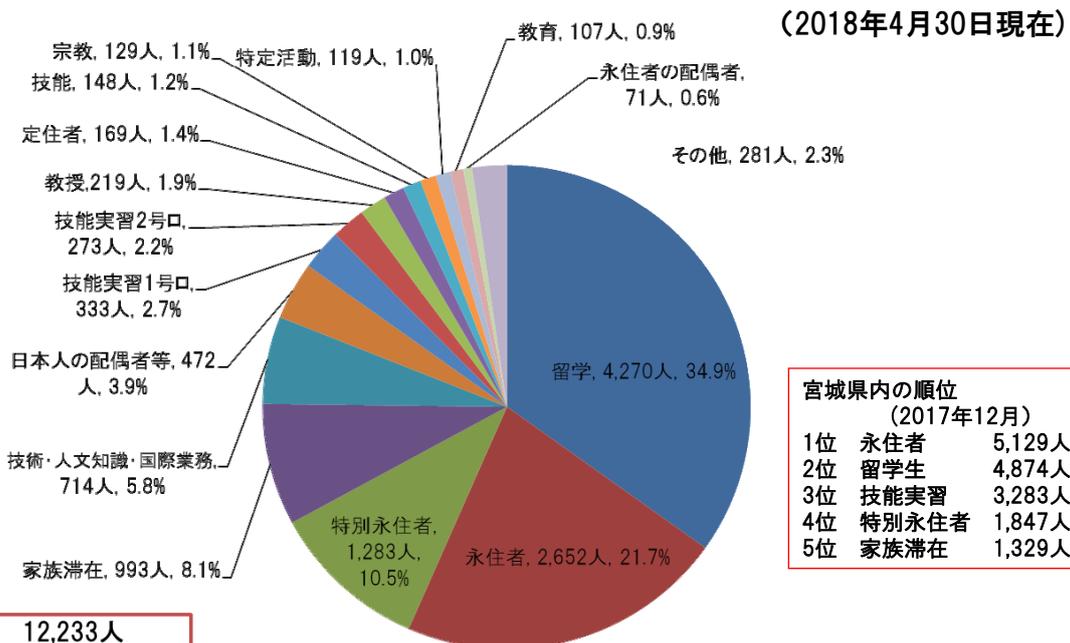
国籍別外国人数の推移



4

(各年4月末現在、仙台市統計より)

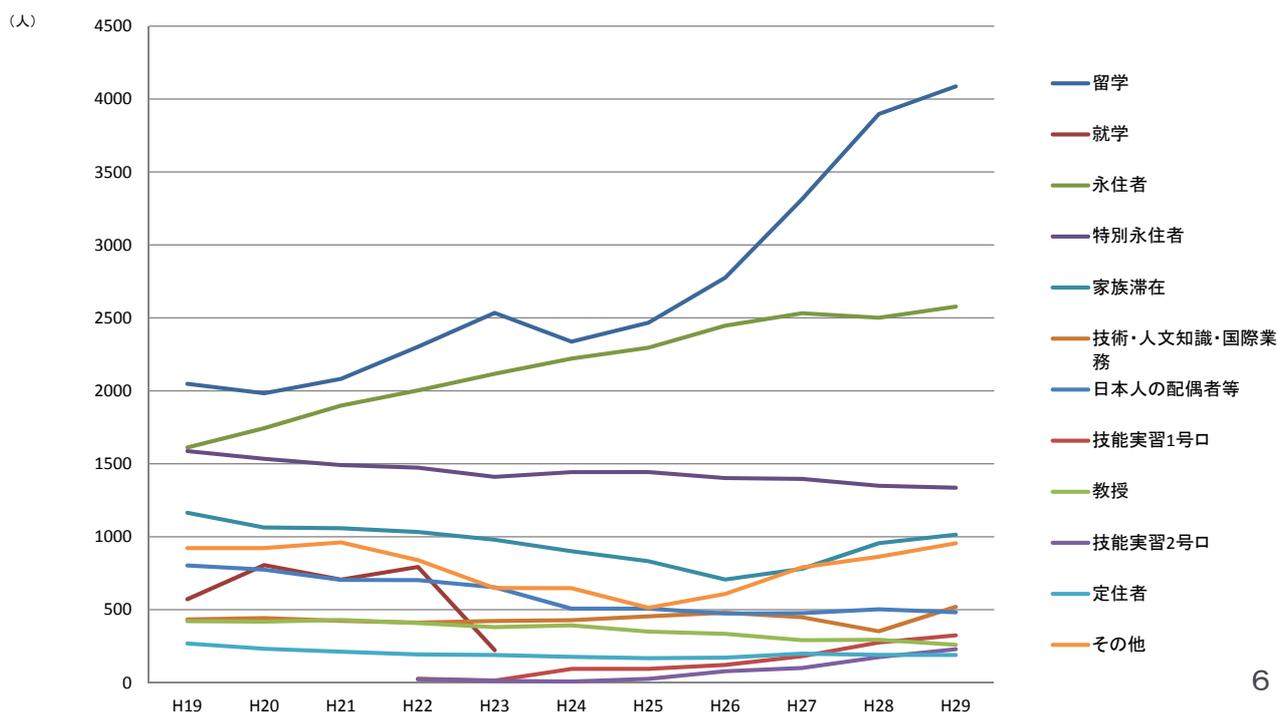
仙台市の外国人(在留資格別)



5

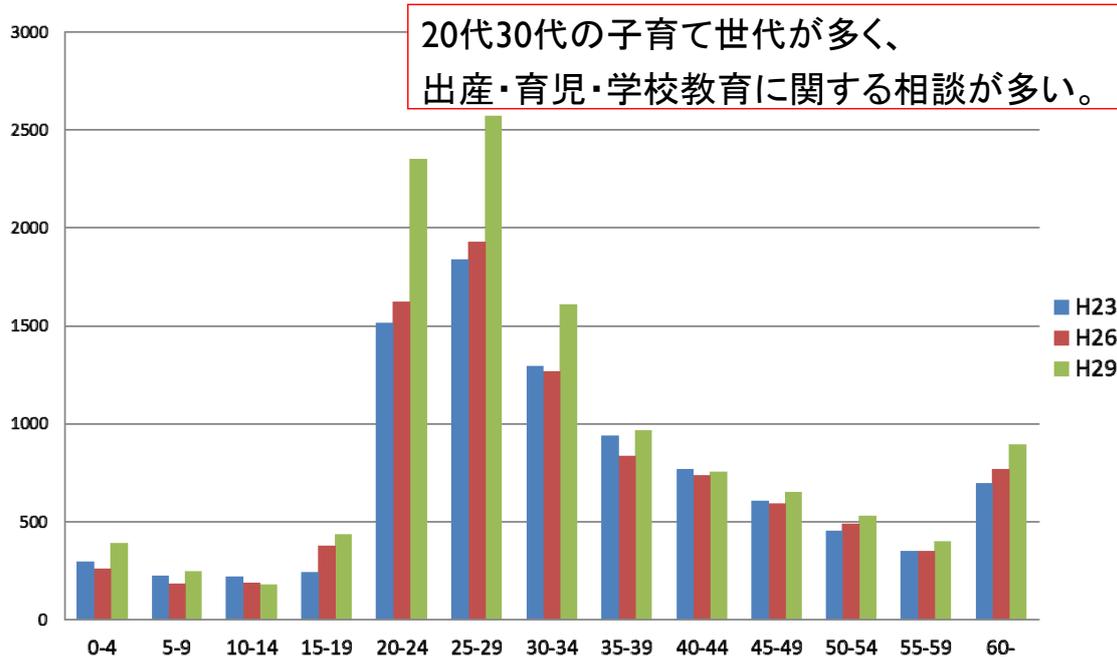
留学生とその家族など流動人口が多い

在留資格別外国人数の推移



6

仙台市の外国人(年齢別)



7

(2017年仙台市調査より)

日本語学校、専門学校



8

日本語学校
専門学校



学校との連携

募集型で実施していた生活オリエンテーションを留学生を対象とした出前型で実施。

実績：実施24回 受講約1,500名（平成29年度）

内容：日本の習慣・マナー、交通ルール、ゴミ分別、防災、税金・年金、健康、情報収集など

メリット：学校・学生の状況を知る
行政や地域との連携

課題：依頼のない学校へのアプローチ



9

行政との連携

外国語ガイドブックやDVDを行政担当課で作成
外国人対応のある部署の職員研修

- ▶ 多言語資料:「ゴミ出しルール動画」(6言語)
「交通安全ポスター」(2種類、6言語)
- ▶ 職員研修:戸籍、保険年金、家庭健康、住宅、保健
自治会長、民生委員(調整中)
- ▶ メット:行政職員の視点で企画、予算継続
協会は多文化・多言語に関するのアドバイス



10

災害時の外国人旅行者支援

(1)「仙台市災害時外国人旅行者支援検討会」

【仙台市】防災、広報、観光、誘客、交通、国際

【協会】観光、コンベンション、国際、総務

(2)「仙台駅周辺帰宅困難者対策連絡協議会」

- ▶ 協議会及び訓練に参加し、外国人被災者の状況や災害
多言語支援センターの活動について情報提供
- ▶ 民間企業参加の訓練
外国人支援についてアドバイス



11

今後の課題と方針

- ▶ 日本人住民への情報提供、意識改革
- ▶ 受入校や企業、行政との連携
- ▶ 外国人住民の活躍
- ▶ 先進地域、全国の事例活用
- ▶ ITの活用
- ▶ 職員の専門性向上

京都府の多文化共生の取組み

平成31年1月31日(木)



京都府知事直轄組織国際課
国際課長 山田 圭則

目次

①はじめに

☆人口から見る京都府

②京都府の国際化の現状

☆外国人住民数データ等から見る京都府

③京都府の多文化共生に係る施策

☆基本的な考え方から個別の取組みまで

①はじめに

☆人口から見る京都府

2

人口から見る京都府

○京都府は人口のおよそ47人に1人が外国籍府民

- ・京都府の人口・・・約259万8千人(平成30年1月1日時点)
- ・京都府の外国人住民数・・・約5万4千人(平成29年12月末時点)



人口のおよそ2.1%
が外国籍府民

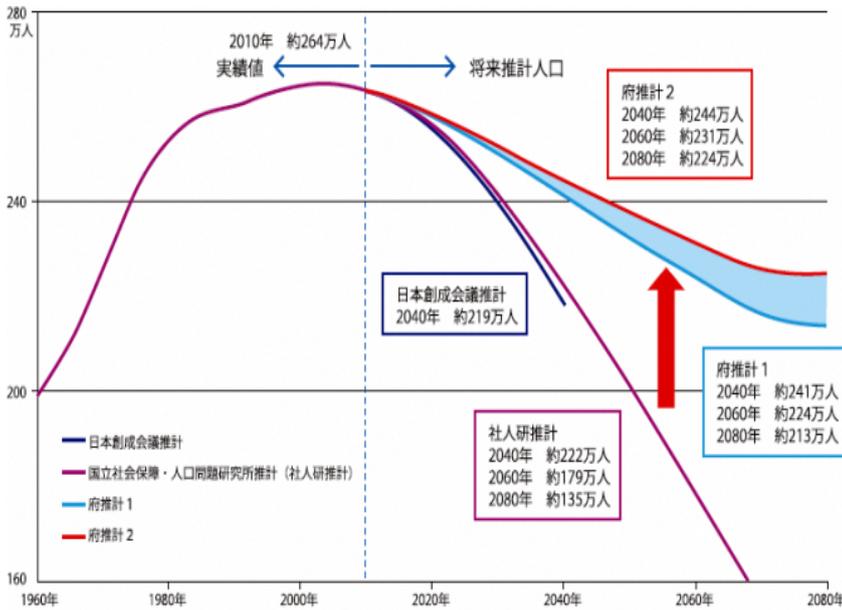
※ほぼ同時期の日本の総人口あたりの総外国人住民数を見ると、およそ49人に1人が外国人という状況

- ・日本の総人口・・・約1億2,670万6千人(平成29年10月1日時点)
- ・国内総外国人住民数・・・約256万1千人(平成29年12月末時点)

→総人口に対する外国人住民数の割合は、全国水準程度である

3

京都府の総人口の将来推計



注: 推計の仮定条件

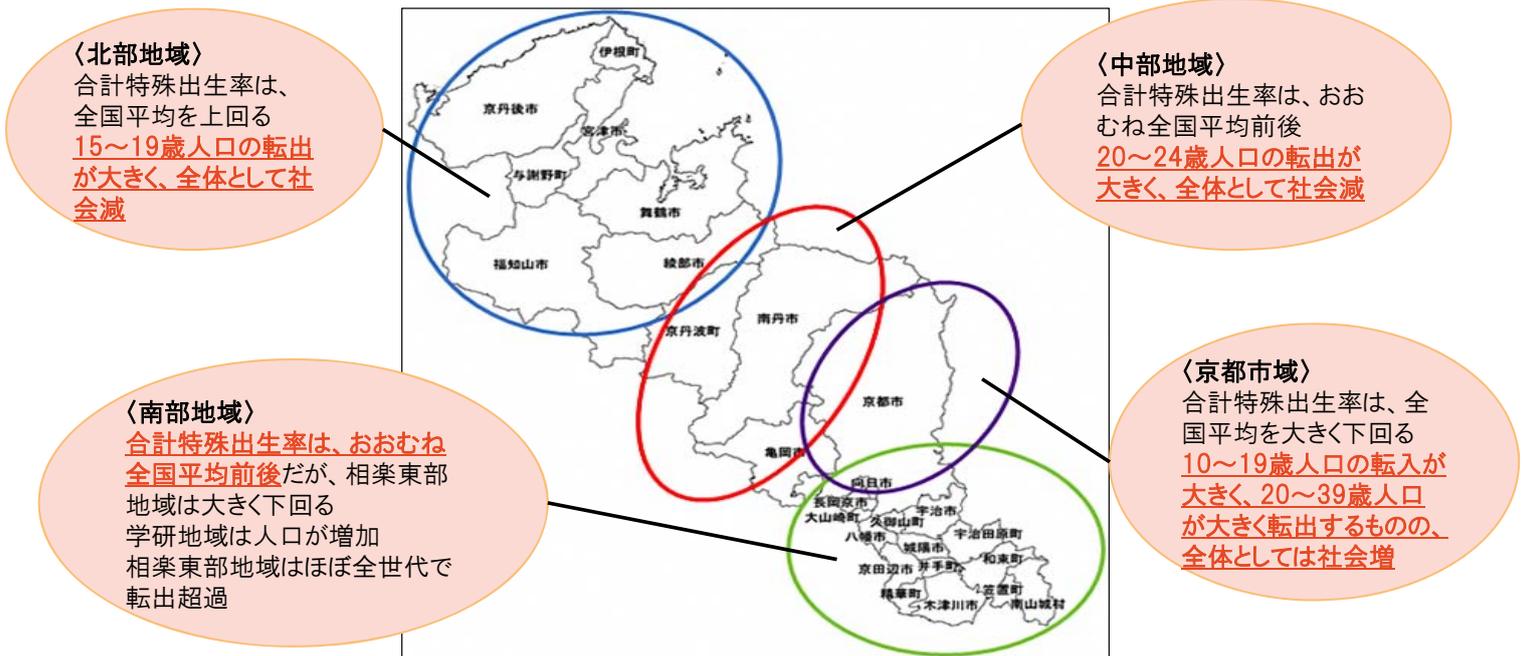
【府推計1】

- ・合計特殊出生率は、国の長期ビジョンで示された2020年=1.6、2030年1.8、2040年=2.07と同じ仮定
- ・社会移動は、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)と同じ仮定(2005~2010年の国勢調査に基づく純移動率(各年代ごとに算出)が、2015~2020年までに定率で0.5倍に縮小し、その後は一定)

【府推計2】

- ・合計特殊出生率は、府推計1と同じ仮定
- ・社会移動は、2030年に社会減の地域が解消し、2040年以降は5年単位で北・中部地域で3,600人の転入増が続くと仮定

地域間で大きく異なる人口動向



人口から見る京都府(まとめ)

- 京都府の総人口は2004年の約265万人をピークに、本格的に減少。
- 合計特殊出生率は、2017年には1.31と全国では44位。
- 働く若い世代である20代・30代の人口が、東京圏などに流出。
- 一方で、総人口に対する外国籍府民数は全国平均程度の水準。

現状は、 ○ <u>人口の減少(少子化)</u> ○ <u>府外への労働力の流出</u> などが深刻	一方で、 <u>外国籍府民数は全国平均程度</u> であり	今後は、 <u>入管難民法の改正により、外国籍府民数は更に増加する見込み</u> である
---	-------------------------------------	--



京都府では、少子化などが深刻化している一方で、外国籍府民数が人口の一定数を占めていることから、これまで積極的に多文化共生の推進に取り組んできたところ。政府が新たな労働力として外国人材を受入れていく方針を掲げているなかで、京都府としては、今後も受入れに向けた多文化共生関連施策の検討・実施を進めていく方針。

②京都府の国際化の現状

☆外国人住民数のデータ等から見る京都府

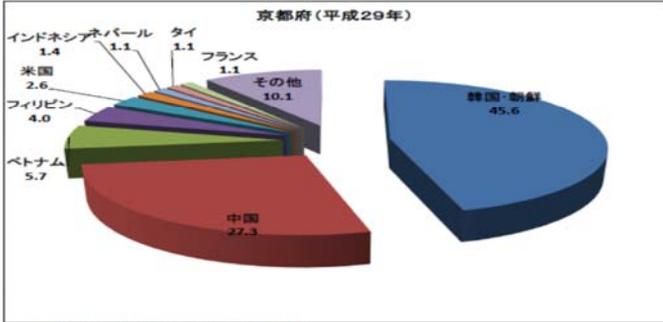
京都府国籍別外国人住民数の推移(H15年～)

京都府国籍別外国人住民数の推移

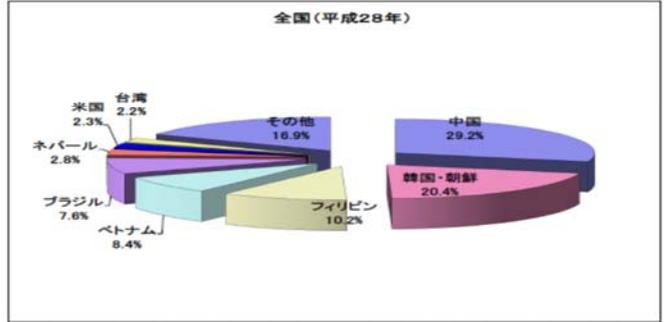
年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
韓国・朝鮮	37,676	36,410	35,506	34,569	33,489	32,691	31,943	31,211	30,466	29,544	28,788	28,026	27,414	26,716	25,962
中国	9,925	10,085	10,337	10,642	10,954	11,213	11,554	12,115	12,627	12,835	12,891	13,004	13,721	14,380	15,585
ベトナム	133	159	189	239	252	299	298	319	347	458	732	967	1,534	2,236	3,246
フィリピン	2,525	2,505	2,280	2,132	2,100	2,059	2,128	2,042	1,962	1,887	1,856	1,880	1,952	2,114	2,242
米国	1,282	1,294	1,361	1,375	1,310	1,291	1,315	1,240	1,236	1,221	1,189	1,250	1,276	1,311	1,430
インドネシア	397	417	461	433	364	366	346	370	404	389	387	521	646	740	838
ネパール	59	65	74	77	99	123	166	184	226	283	287	317	338	459	635
タイ	262	289	330	373	379	406	431	408	496	481	489	526	535	545	626
フランス	242	251	307	303	316	348	363	377	374	388	380	437	494	566	603
その他	4,316	4,377	4,516	4,555	4,430	4,451	4,534	4,475	4,439	4,336	4,336	4,626	5,058	5,331	5,781
合計	56,817	55,852	55,361	54,698	53,693	53,247	53,078	52,741	52,577	51,822	51,822	51,554	52,968	54,398	56,948

出典：京都府国際課調査

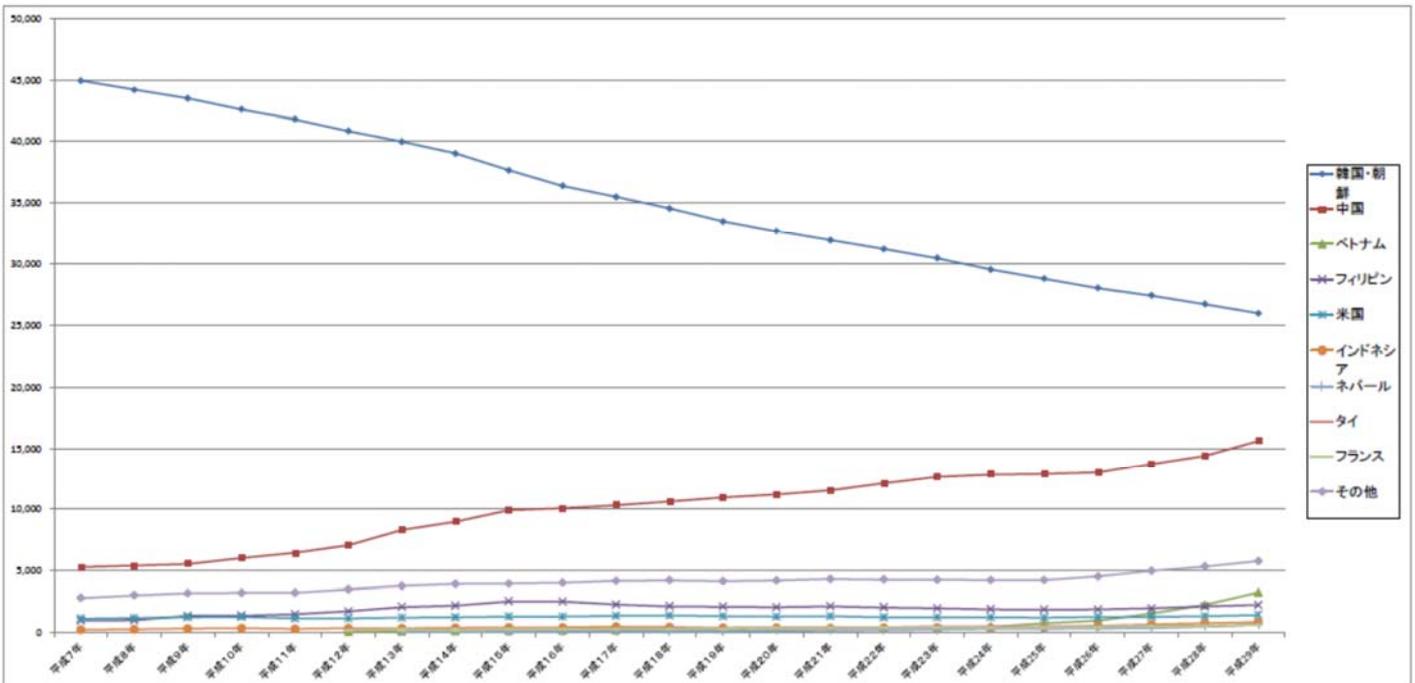
※統計数値は各市町村の報告に基づくもの



※京都府については、「中国」に「台湾」を含む。



京都府国籍別外国人住民数の推移(H7年～)

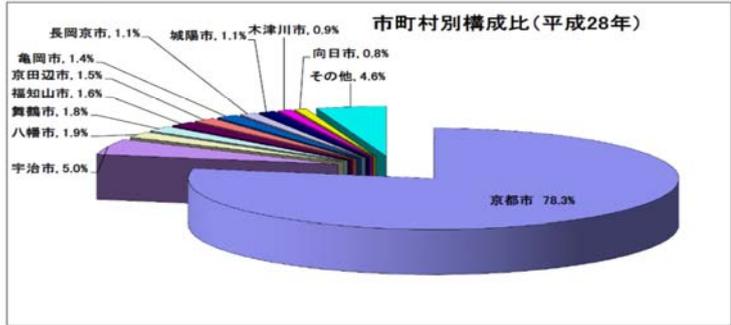
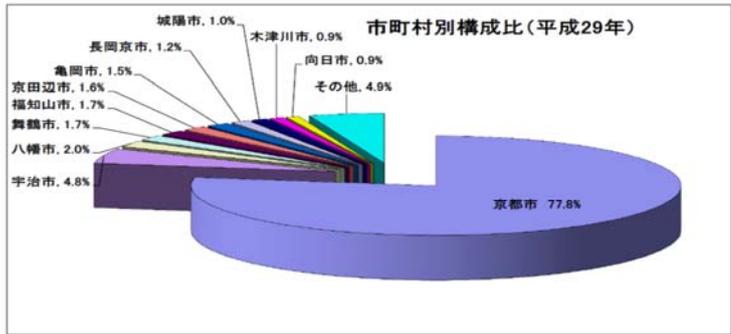


京都府市町村別外国人住民数の推移

京都府市町村別外国人住民数

市町村名	平成28年		平成29年	
	登録者数	構成比	登録者数	構成比
京都市	42,567	78.3%	44,282	77.8%
宇治市	2,734	5.0%	2,731	4.8%
八幡市	1,003	1.9%	1,089	2.0%
舞鶴市	980	1.8%	993	1.7%
福知山市	875	1.6%	956	1.7%
京田辺市	809	1.5%	885	1.6%
亀岡市	779	1.4%	878	1.5%
長岡京市	617	1.1%	701	1.2%
城陽市	579	1.1%	597	1.0%
木津川市	506	0.9%	526	0.9%
向日市	444	0.8%	495	0.9%
その他	2,505	4.6%	2,815	4.9%
合計	54,398	100.0%	56,948	100.0%

出典：京都府国際課調査
 ※統計数値は各市町村の報告に基づくもの
 (注)構成比は、少数点第2位を四捨五入



京都府市町村別外国人住民数の推移



京都府の国際化の現状(まとめ)

平成23年まで外国人住民数は増減の波があったが、平成24年以降は一貫して増加傾向

<p>○国籍別</p> <ul style="list-style-type: none">・住民数が最も多い「韓国・朝鮮」は減少傾向・<u>「中国」は依然として増加傾向</u>・<u>直近の15年間で「ベトナム」は約19倍、「ネパール」は約7倍と大幅に増加</u>	<p>○市町村別</p> <ul style="list-style-type: none">・<u>住民数の8割が京都市に集住</u>・その他、京都大学のキャンパスがある宇治市や<u>大規模な工場がある八幡市、舞鶴市、福知山市等を中心に在住している傾向</u>
---	--



- 「韓国・朝鮮」については、全国的に特別永住者の日本国籍への帰化や死亡者数が増えており、特別永住者が多い京都府でもその影響を受けていることが考えられる。
- 現在の傾向が続けば、およそ10年後には「中国」が「韓国・朝鮮」を上回ることが予想される
- 「ベトナム」や「ネパール」は政府が受入れ拡大を進めている国であり、今後も増加することが予想される

③京都府の多文化共生に係る施策 ☆基本的な考え方から個別の取組みまで

基本的な考え方の原点(多文化共生の定義)

総務省 多文化共生の推進に関する研究会の報告書では、多文化共生について、下記のとおり定義されているところ

本研究会においては、地域における多文化共生を

「国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと」

と定義し、その推進について検討を行った。

(総務省 多文化共生の推進に関する研究会 報告書～地域における多文化共生の推進に向けて～ より抜粋)

14

基本的な考え方(明日の国際交流推進プラン)

現在は、

○グローバルな課題に対応し、「京都の持つ「強み」」や「京都ならではの特色」を活かした国際交流を進めるため、京都府が全庁的に取り組む指針として平成21年12月に策定

○外国籍府民との共生施策の推進については、以下の点などに取り組むこととした。

- ・外国籍府民共生施策懇談会などでの外国籍府民との様々な意見交換の場を積極的に設ける
- ・新型インフルエンザや大地震などの緊急時の情報提供、伝達体制の構築をはじめ多言語生活相談の充実
- ・日本語指導ボランティアの育成 等

今後は、

○平成30年4月に西脇知事が就任し、新府総合計画の策定を進めているところ

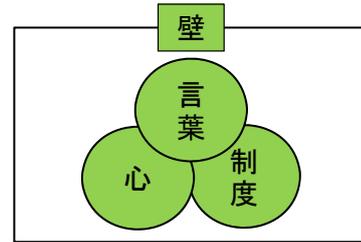
→新府総合計画の策定を進めつつ、必要に応じて、現行の国際交流推進プランの改定等を行うことを検討中。

15

多文化共生社会の実現に向けた課題と認識

外国籍府民が抱える3つの課題

「言葉の壁」、「心の壁」、「制度の壁」



さまざまな人が一緒に地域に暮らすようになってきていることを、従来からその地域で暮らす人は認識すべきであり、これまで地域で培われてきた考え方や習慣とは異なる考え方や習慣を理解する姿勢が重要

また、

異文化に対する理解を深めるとともに地域での「つきあい」「つながり」を醸成することが重要

16

多様な価値が共存する京都へ向けた主な施策

① 多文化共生社会づくりの推進

→京都府外国籍府民共生施策懇談会の開催、京都府名誉友好大使任命事業の実施(外国人留学生の活用)

② 「生活者」としての外国籍府民支援の充実

→日本語ボランティアの育成、子どもの教育支援、地域(市町村等)での活動(外国籍市民との交流)支援、生活情報の提供

③ 大規模な自然災害発生時の対応

→防災訓練・研修の実施、FM放送やホームページによる災害時の情報提供、防災ガイドブックの配布、災害時外国人サポーターの登録、育成

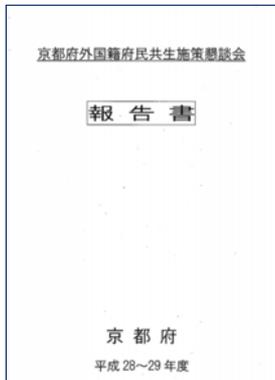
17

①-1 京都府外国籍府民共生施策懇談会

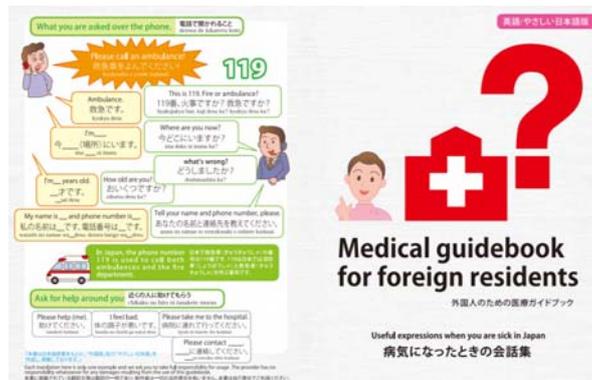
○外国籍府民に関する諸問題や取り組むべき課題等について意見を求める機関として平成20年に設置

○生活支援、防災、医療・福祉、多文化共生・協働のための地域づくりなど多岐に渡り議論。

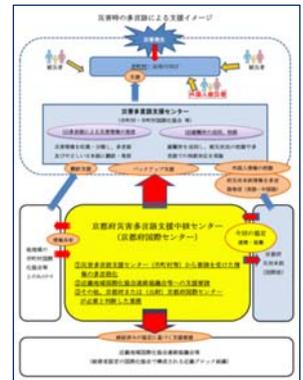
○各テーマ毎に知事へ報告書を提出し、実現可能なものから着手



報告書



外国人のための医療ガイドブック



災害時の多言語支援体制の整理

①-2 京都府名誉友好大使任命事業

○京都で学ぶ外国人留学生のなかから、京都府と出身国・地域の「かけ橋」になろうという熱意のある方を任命

○平成4年度～ 任命者累計 325名(50ヶ国・地域)

○様々な国際交流活動の実施

(小・中学校での多文化理解授業、料理教室、語学教室など)



任命式の様子



小学校での母国文化紹介



料理教室の様子

京都府の多文化共生推進の拠点 『公益財団法人 京都府国際センター』

様々な国籍、価値観や文化をもった府民が相互理解を深め、お互いを尊重し合いながら暮らせる**多文化共生社会の実現に向けて**、市町村国際交流協会、地域の日本語教室や行政機関等、関係者の皆様と協働しながら、**様々な事業に取り組もうと、1996年7月1日に設置された京都府の外郭団体(地域国際化協会)**



(公財)京都府国際センターの事業体系

<団体の設立目的>

府民、市町村、民間団体等との連携・協力により、「多文化共生の社会づくり」を始めとした地域の国際化を推進

多文化共生のための地域づくり

災害時支援事業

- ・災害時サポーター研修
- ・外国籍府民向け防災研修、訓練
- ・支援者ネットワークの構築

日本語学習支援事業

- ・モデル日本語教室の実施
- ・日本語モデル教材の作成、周知
- ・ボランティア養成講座・研修会
- ・地域日本語教室のネットワーク構築

多文化共生の啓発

- ・多文化共生セミナーの実施
- ・府民イベント(あすkyoフェスタ)への出展

外国人児童等教育支援事業

- ・学校関係者、支援者向けガイドブックの作成、周知
- ・母語サポーター派遣モデル事業

留学生等支援事業

- ・留学生、外国籍府民等からの各種相談への対応

多言語による情報発信

- ・ホームページ、メルマガ、携帯メール、フェイスブック
- ・センターニュース(年4回)の発行

国際理解・国際協力

国際協力の推進

- ・JICA京都デスクの配置
- ・国際協カステーションの開催

国際理解の推進

- ・国際交流員による公開講座

②外国人住民のための日本語学習支援

○日本語教室の設置と教材の普及

・入門、初級者を対象とした日本語教室を開設

・外国人住民に日本語の学習機会を提供するとともに、「生活のために必要な日本語」を意識したカリキュラムや教材を開発

・府内の日本語教室への普及を図る

○地域日本語教室への活動支援

・府内の国際交流協会や日本語教室と研修会を開催

・地域のニーズに応じたボランティアを育成したり、日本語教室同士の連携を深めるための機会と場を提供



22

③災害時外国人支援

○外国人住民への意識啓発と情報提供

・地震などを経験したことのない外国人住民に対し、防災研修・訓練を府内各地域で実施

・防災ガイドブックの配布(多言語)と多言語による防災情報を発信

○災害時支援体制の構築

・外国語通訳や翻訳が可能なボランティア(災害時外国人サポーター)の登録を行い、研修会を通じた知識や技能の向上を図る。

・市町村国際交流協会や市町村と定期的にワーキング会議を開催し、研修会や情報交換、「災害多言語支援センター設置・運営訓練」を実施。



23

京都府の多文化共生に係る施策(まとめ)

【多様な価値が共存する京都へ向けた主な施策】

「生活者」としての外国籍府民支援の充実
外国人住民のための日本語学習支援

多文化共生社会づくりの推進
京都府外国籍府民共生施策懇談会
京都府名誉友好大使任命事業

大規模な自然災害発生時の対応
災害時外国人支援

【多文化共生社会の実現に向けた認識】

これまで地域で培われてきた考え方や習慣とは異なる考え方や習慣を理解する姿勢が重要
異文化に対する理解を深めるとともに地域での「つきあい」「つながり」を醸成することが重要

【外国籍府民が抱える3つの課題】

「言葉の壁」、「心の壁」、「制度の壁」

【基本的な考え方(明日の国際交流推進プラン)】

グローバルな課題に対応し、「京都の持つ「強み」」や「京都ならではの特色」を活かした国際交流を進める

○府域の広い範囲で、積極的に各種の多文化共生施策に取り組んでいるところではあるが、人員体制や地理的な要因等により、支援が行き届いていないところもあるというのが現状

○入管難民法が改正されたことなどにより、来年度以降、外国人住民の増加が更に加速することが予想される

→国の補助金等も積極的に活用しつつ、引き続き、関係機関と連携した外国人住民支援の充実に取り組んでいきたい

ご清聴
ありがとう
ございました。



「だれもが仲よくできるまちづくり」

(多文化共生推進プランの基本理念)

minokamo

平成31年1月31日(木)
岐阜県 美濃加茂市 市民協働部
地域振興課 多文化共生係

外国人住民の割合

平成31年1月1日現在

総人口 (外国人住民を含む)
56,972人

男:28,243人(49.6%)

女:28,729人(50.4%)



外国人住民数
4,942人

男:2,503人(51%)

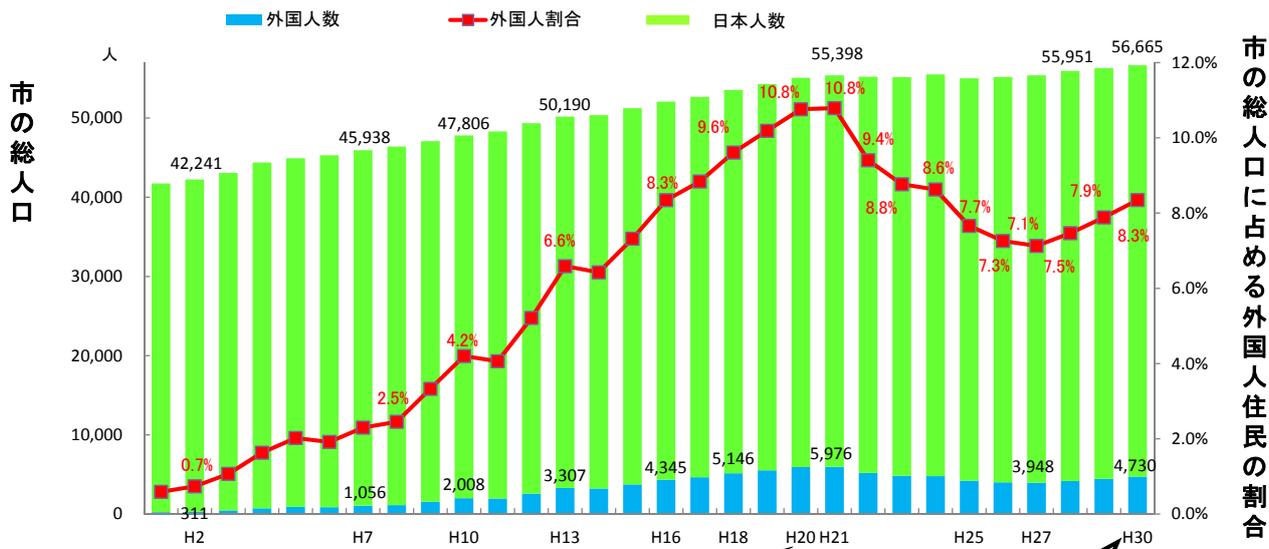
女:2,439人(49%)



外国人比率 8.7%

市の人口の推移と外国人住民の割合の推移

各年4月1日時点

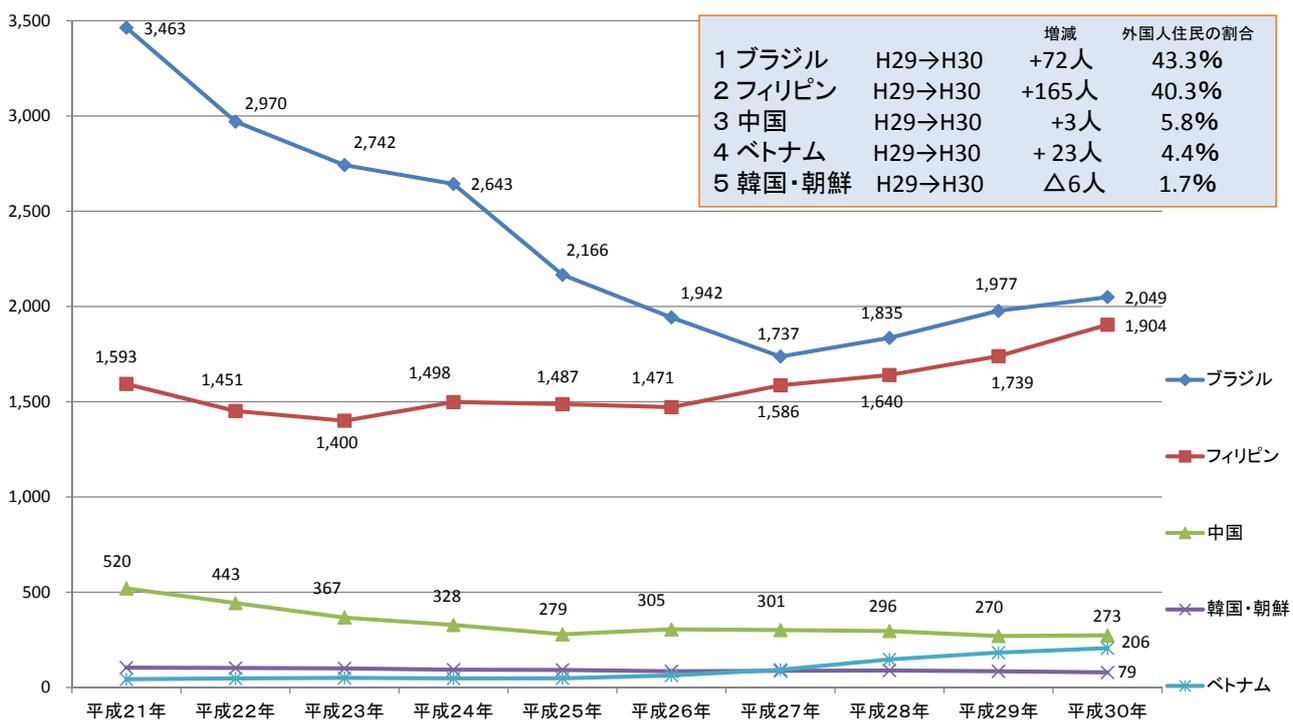


■ ピーク時 ■
 2008年11月1日
 総人口: 55,677人
 外国人: 6,234人
 構成比: 11.2%

■ 現在 ■
 2018年4月1日
 総人口: 56,665人
 外国人: 4,730人
 構成比: 8.3%

国籍別人口の推移 (上位5か国) 各年4月1日現在

(但し、平成21年のみ4月末)



順位	国籍	期間	増減	外国人住民の割合
1	ブラジル	H29→H30	+72人	43.3%
2	フィリピン	H29→H30	+165人	40.3%
3	中国	H29→H30	+3人	5.8%
4	ベトナム	H29→H30	+23人	4.4%
5	韓国・朝鮮	H29→H30	△6人	1.7%

外国人住民の状況

平成30年4月1日現在

(単位:人)

自治体総人口	総人口		56,665					
	うち外国人住民		4,730		総人口に占める割合 約 8.3%			
外国人住民内訳	国籍別の内訳(上位5か国)				国籍別の在留資格の内訳(上位3つまで)			
		国名	人数	男	女			
	1	ブラジル	2,049	1,097	952	1 永住者	2 定住者	3 日本人の配偶者等
	2	フィリピン	1,904	843	1,061	1 永住者	2 定住者	3 日本人の配偶者等
	3	中国	273	142	131	1 永住者	2 技能実習2号口	3 技能実習1号口
	4	ベトナム	206	162	44	1 技能実習2号口	2 技能実習1号口	3 技術・人文知識・国際業務
5	韓国・朝鮮	79	34	45	1 特別永住者	2 永住者	3	
永住者、定住者等の人数と割合	①永住者数(一般・特別)		2,373		②永住者の配偶者等		115	
	③定住者数		1,255		④日本人の配偶者等		216	
	⑤(①~④の合計)		3,959		⑤が外国人住民全体に占める割合		83.70%	
自治体の高齢化率 (全人口に占める65歳以上の人口割合)		22.55% (12,780人) ※日本人・・・12,662人 ※外国人・・・118人		外国人の高齢化率 (全外国人に占める65歳以上の人口割合)		2.49% (118人)		
公立小中学校の在籍児童生徒数			422人					
うち、日本語指導が必要な外国人児童生徒数			209人		(全体の約 50%)			

4

日本語指導が必要な外国人児童生徒数

平成30年4月1日現在

	合計	小学校							中学校			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
外国人児童生徒数	422	41	57	57	62	45	44	306	36	37	43	116
日本語指導必要数	209	27	30	28	30	21	20	156	13	16	24	53
日本語指導必要率	50%	66%	53%	49%	48%	47%	46%	51%	36%	43%	56%	46%

	合計		ポルトガル語			フィリピン語			中国語			スペイン語			その他		
	小	中	小	中	合計	小	中	合計	小	中	合計	小	中	合計	小	中	合計
外国人児童生徒数	306	116	173	81	234	118	53	171	11	1	12	4	0	4	0	1	1
日本語指導必要数	156	53	81	27	108	70	24	94	3	1	4	2	0	2	0	1	1
日本語指導必要率	51%	46%	47%	44%	46%	59%	45%	55%	5%	100%	33%	50%	0%	50%	0%	100%	100%

5

多文化共生に対する市の考え方

第2次 美濃加茂市多文化共生推進プラン(H26～30年度)



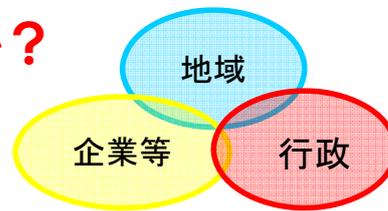
基本理念（考え方）

だれもが仲よくできるまちづくり

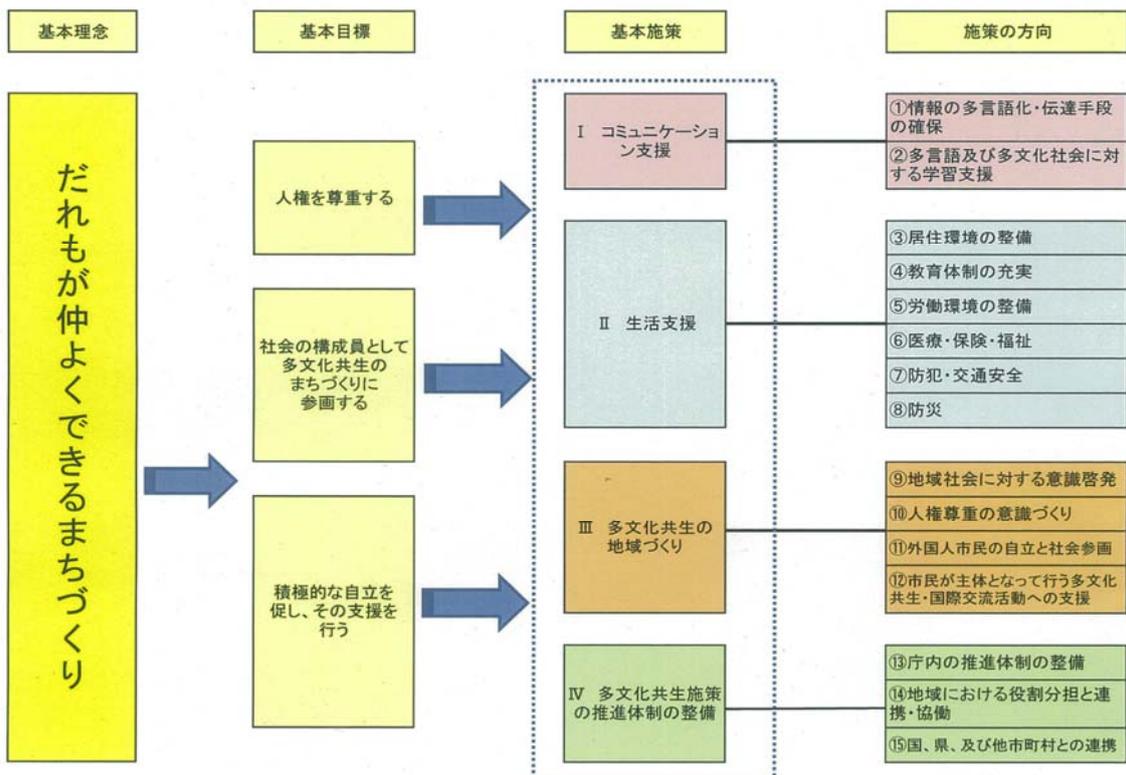
基本施策（何を？）

- I コミュニケーション支援
- II 生活支援
- III 多文化共生の地域づくり
- IV 多文化共生推進体制の整備

誰が？



多文化共生推進の考え方



多文化共生推進の取り組み（一部）

I コミュニケーション支援

■情報の多言語化・伝達手段

- ・外国語版広報紙の発行
- ・外国語版「すぐメール」
- ・外国語版 ホームページ
- ・外国語版 フェイスブック
- ・庁内通訳用タブレット導入
- ・防災災害時緊急放送
(同報無線)

■多文化社会に対する学習支援

- ・外国人向け日本語講座事業
- ・定住外国人向け生活講座

II 生活支援

■教育

- ・初期適応教室(のぞみ教室)
- ・プレスクール(親・子)
- ・外国人児童生徒学習支援事業

■防犯・交通安全

- ・生活講座(警察・消防と協力)

■防災

- ・災害時外国人支援マニュアル
- ・災害時等通訳サポーター制度
- ・避難カード
- ・ハザードマップ
- ・防災訓練

III 多文化共生の地域づくり

- ・地域社会に対する意識啓発
- ・外国人住民の自立と社会参画

IV 多文化共生施策の推進体制の整備

- ・多文化推進協議会
- ・地域協議会
- ・外国人集住都市会議
- ・岐阜県外国人集住9市多文化共生担当者会議
- ・美濃加茂国際交流協会

8

I. コミュニケーション支援

■庁内通訳用タブレット導入

庁内通訳に頼らず、自らの力で手続きができるようタブレットを導入

■外国語版 広報誌の発行

- 【配布】・市内公共施設
- ・外国人関連販売店(教会・食料品店等)

■外国語版 すぐメール

登録を英語又はポルトガル語で出来るよう改良

■外国語版 フェイスブック

生活情報など外国人住民に有用な情報を提供

■外国語版 ホームページ

美濃加茂市HPより英語かポルトガル語を選択

■防災災害時緊急放送（同報無線）

言語：日本語、英語、ポルトガル語

■転入者向けの「ウエルカム・セット」

転入者へ美濃加茂市の各種案内の情報を提供
言語：英語、ポルトガル語

9

I. コミュニケーション支援

■庁内通訳用タブレット導入



タブレット配置課



国際交流員所属課



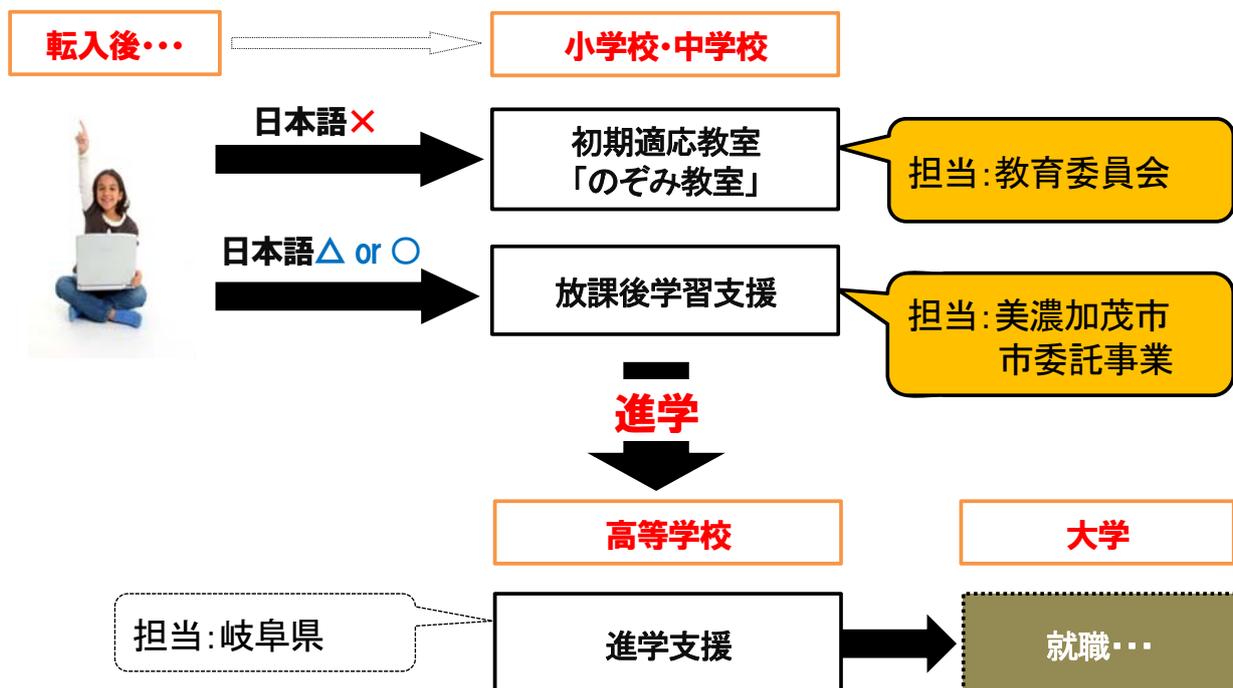
新拠点

- ・ 導入の背景
- ・ 目的・考え方
- ・ 運用方法

10

II. 生活支援（教育体制の充実）①

外国人児童生徒入学の流れ



11

II. 生活支援（教育体制の充実）②

■のぞみ教室（初期適応教室）

【対象】 小学生～中学生
※日本語が話すことができない児童生徒

【内容】 ①学校に必要な『生活指導』、『初期的な日本語指導』を一定期間集中的に行う。
②保護者へ就学情報を提供する。



■外国人児童生徒学習支援事業

【対象】 公立学校に通う外国人児童生徒

【目的】 児童生徒の就学意欲を維持し、公立学校での授業を理解できるよう支援

【内容】 家庭学習や学科の補習、進学指導

【実施日】 太田地区：小・中学生 水・金 18:30-20:30（小・中学生 別室）
古井地区：小・中学生 火・木 16:30-18:00（小学生） 18:30-20:30（中学生）

【場所】 生涯学習センター（太田地区）
上古井交流センター（古井地区）

12

III. 多文化共生の地域づくり

■地域社会に対する意識啓発

多文化理解

- ・自治会配布物を翻訳し、地域マナーの理解

多文化活動

- ・防犯意識の啓発
- ・外国人と日本人住民の交流の支援

■外国人住民の自立と社会参画

地域参画

- ・外国人住民の積極的な地域づくりへの参加
- ・協議会等への登用

■多文化共生・国際交流活動への支援

- ・多文化共生推進・国際交流活動ができる拠点
- ・国際交流事業
 - ・姉妹都市ダボへの学生派遣・受入事業による人材育成
 - ・姉妹都市ダボ日本庭園造成事業の実施による人材育成

13

IV. 多文化共生施策の推進体制の整備 ①

■庁内の推進体制の整備

- 庁内での情報共有を図り、連携して施策が実施できるような体制を整える
- ・庁内連絡推進協議会の開催

■地域における役割分担と連携・協働

- ・自治会
- ・古井地区多文化推進座談会
- ・地域団体

■国・県・他市町村との連携

- 情報交換を密にし、互いに連携しながら現状に合わせた施策に取り組む
- ・外国人集住都市会議
- ・岐阜県外国人集住9市多文化共生担当者会議 他

14

IV. 多文化共生施策の推進体制の整備 ② (岐阜県国際部局、国際交流協会等との連携)

■県国際部局との連携

- ・岐阜県多文化共生推進本部本部員会議（県知事出席の会議）
- ・岐阜県外国人集住9市多文化共生担当者連携会議
- ・岐阜県多文化共生推進員情報交換会（推進員の推薦、推進員推薦市として出席）
- ・外国人県民会議（在住外国人の推薦、オブザーバー参加）
- ・「のぞみ教室」の建設事業として岐阜県多文化共生推進補助金を活用

- ・岐阜県国際交流センター理事に美濃加茂市市民協働部長が就いている
- ・岐阜県国際交流センター各種会議、イベント、行事等について連携を図っている

- ・国際交流分野では岐阜県の関係部局と連携を図り、多方面での事業を実施

■NPO法人 美濃加茂国際交流協会との連携

- ・外国人児童生徒向けの放課後学習支援事業の委託
- ・姉妹都市(オーストラリア・ダボ)青少年派遣・受入事業の委託
- ・姉妹都市関連の各種事業について密に連携を図り、実施している
- ・国際交流分野では密に連携を図り、事業を実施している
- ・外国人住民向け事業(例:日本語教室等)について市の媒体、国際交流員を通じてPR

15

課題

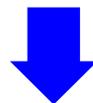
- ・ 定住化や永住化、国籍別の割合の変化による、情報提供のさらなる充実
- ・ 国籍別の割合の変化による、多言語対応が必要
- ・ 就学前の子どもや児童生徒への初期指導が引き続き必要
- ・ 地域で活躍するための日本人市民との交流の場や
お互いの共生の意識づくりが重要
- ・ 防災対策への取り組みや意識づくりが引き続き重要
- ・ 各種政策へ生かすための外国人市民の実態把握が必要
- ・ 次世代を担う若い外国人人材の活用プログラムが重要
- ・ 日本で生活するために必要な各種制度の研修・説明会等の充実が重要
- ・ 外国人を雇用する企業等との連携が重要

16

美濃加茂市が目指すもの

外国人市民の

支援



自立

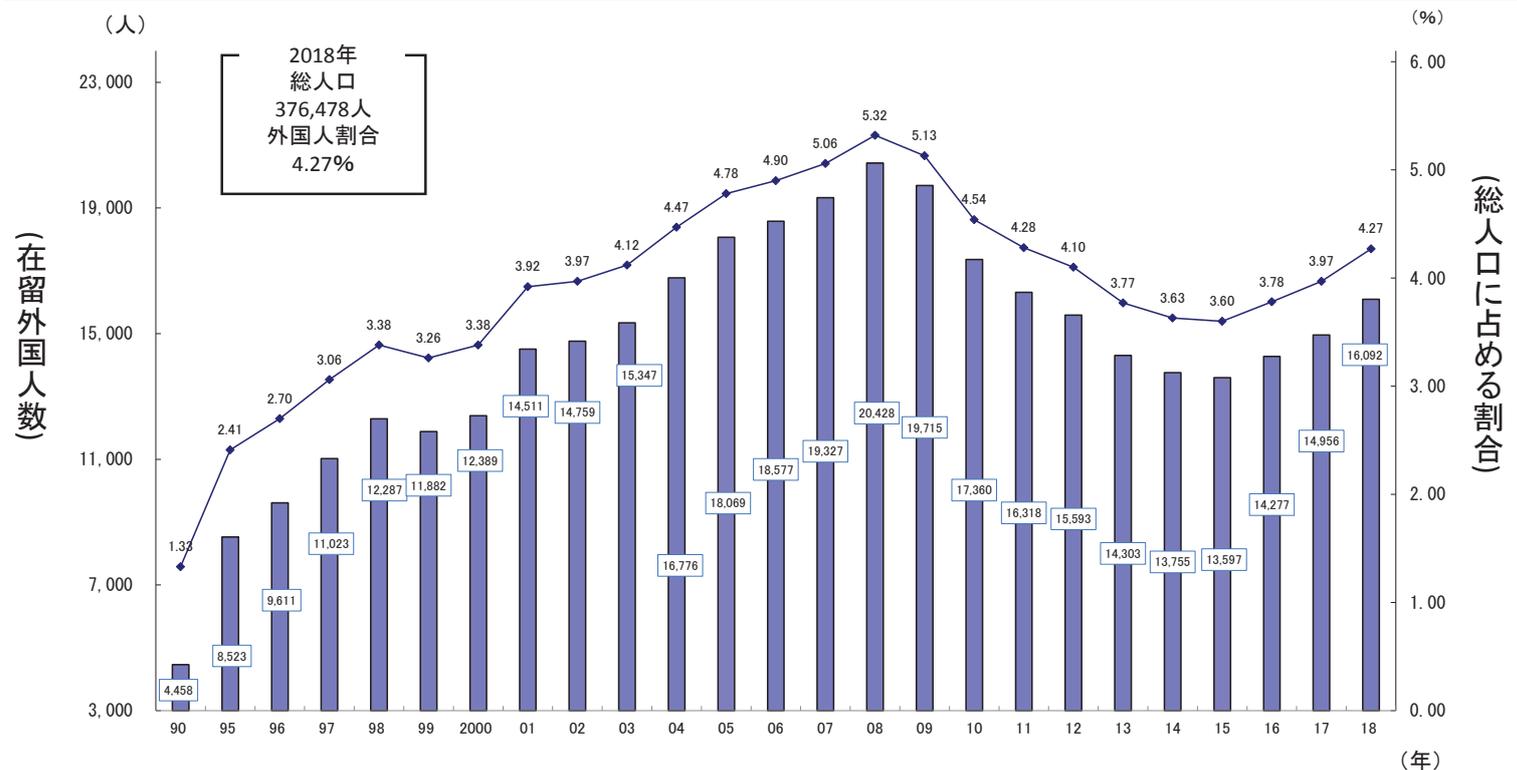


みんなと一緒につくる共生のまちづくり

17

豊橋市における多文化共生 の取組について (H30.9.10 ヒアリング結果)

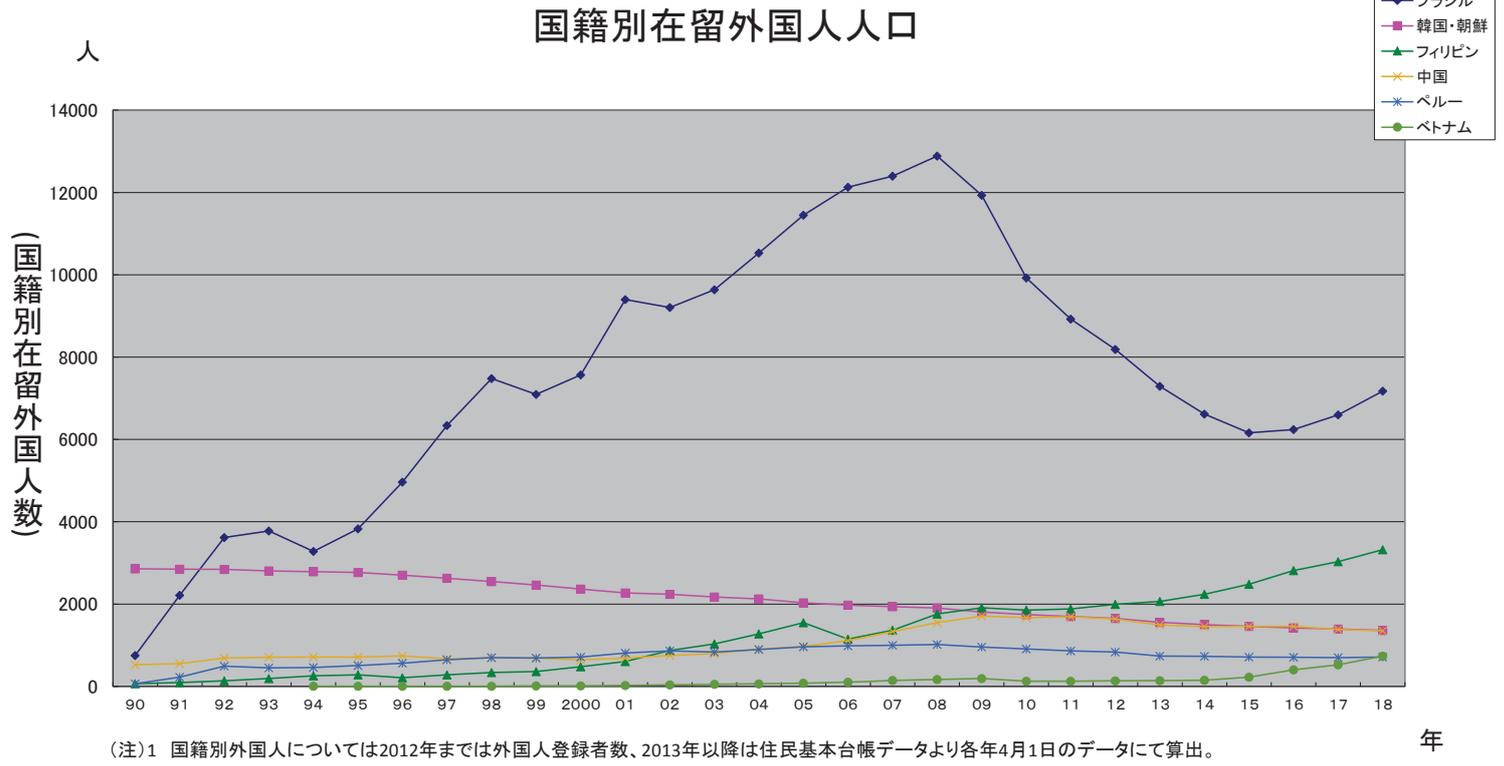
豊橋市における在留外国人数の推移



(注) 1 在留外国人数は各年4月1日現在。「総人口に占める割合」は住民基本台帳データによる各年4月1日現在の人口を基に算出。

(注) 2 在留外国人数については2012年までは外国人登録者数、2013年以降は住民基本台帳データより算出。

豊橋市における国籍別在留外国人数の推移



年

豊橋市における在留資格別人口の推移

平成25年～平成30年にかけて常に永住者・定住者の割合が共に全国平均値よりも10%以上上回る

技能実習の外国人数が平成25年に比べ、平成30年は1.5倍以上

→永住者、定住者の割合が高い

→技能実習での外国人の急増

	特別永住者	永住者	定住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	高度専門職	技術・人文知識・国際業務	技能	その他の就労目的の在留資格	留学	技能実習	特定活動	左記以外の在留資格	合計
平成25年 (割合) (全国平均との差)	1399人 (約9.8%) (-8.3%)	6396人 (約44.7%) (13%)	3312人 (約23.2%) (15.4%)	1095人 (約7.7%) (0.9%)	219人 (約1.5%) (0.3%)	—	155人 (約1.1%) (-4.5%)	82人 (約0.6%) (-1%)	104人 (約0.7%) (-2%)	247人 (約1.7%) (-7.6%)	1024人 (約7.2%) (-0.3%)	16人 (約0.1%) (-1%)	254人 (約1.8%) (-4.3%)	14303人
平成26年 (割合) (全国平均との差)	1351人 (約9.8%) (-7.1%)	6074人 (約44.1%) (12.2%)	3239人 (約23.5%) (16%)	1045人 (約7.6%) (0.8%)	234人 (約1.7%) (約0.4%)	—	173人 (約1.3%) (-4.5%)	73人 (約0.5%) (-1.1%)	85人 (約0.6%) (-2.1%)	211人 (約1.5%) (-8.6%)	1046人 (約7.6%) (-0.3%)	17人 (約0.1%) (-1.2%)	230人 (約1.7%) (-4.4%)	13778人
平成27年 (割合) (全国平均との差)	1318人 (約9.7%) (-5.9%)	5976人 (約43.8%) (12.4%)	3182人 (約23.3%) (16.1%)	963人 (約7.1%) (0.8%)	226人 (約1.7%) (0.4%)	0人 (約0%) (-0.1%)	166人 (約1.2%) (-5%)	78人 (約0.6%) (-1.1%)	65人 (約0.5%) (-2.1%)	201人 (約1.5%) (-9.6%)	1202人 (約8.8%) (0.2%)	38人 (約0.3%) (-1.4%)	218人 (約1.6%) (-4.6%)	13633人
平成28年 (割合) (全国平均との差)	1282人 (約8.9%) (-5.3%)	6170人 (約43%) (12.5%)	3321人 (約23.2%) (16.1%)	947人 (約6.6%) (0.8%)	241人 (約1.7%) (0.4%)	1人 (約0%) (-0.2%)	199人 (約1.4%) (-5.4%)	72人 (約0.5%) (-1.2%)	59人 (約0.4%) (-2.3%)	191人 (約1.3%) (-10.3%)	1478人 (約10.3%) (0.7%)	152人 (約1.1%) (-0.9%)	226人 (約1.6%) (-4.9%)	14339人
平成29年 (割合) (全国平均との差)	1253人 (約8.4%) (-4.5%)	6279人 (約41.9%) (12.7%)	3664人 (約24.4%) (17.4%)	941人 (約6.3%) (0.8%)	261人 (約1.7%) (0.3%)	2人 (約0%) (-0.3%)	206人 (約1.4%) (-6%)	68人 (約0.5%) (-1%)	78人 (約0.5%) (-2.2%)	209人 (約1.4%) (-10.8%)	1532人 (約10.2%) (-0.5%)	258人 (約1.7%) (-0.8%)	236人 (約1.6%) (-5.1%)	14987人
平成30年 (割合)	1203人 (約7.5%)	6419人 (約39.9%)	4275人 (約26.6%)	1009人 (約6.3%)	277人 (約1.7%)	1人 (約0%)	243人 (約1.5%)	59人 (約0.4%)	92人 (約0.6%)	244人 (約1.5%)	1690人 (約10.5%)	331人 (約2.1%)	248人 (約1.5%)	16091人

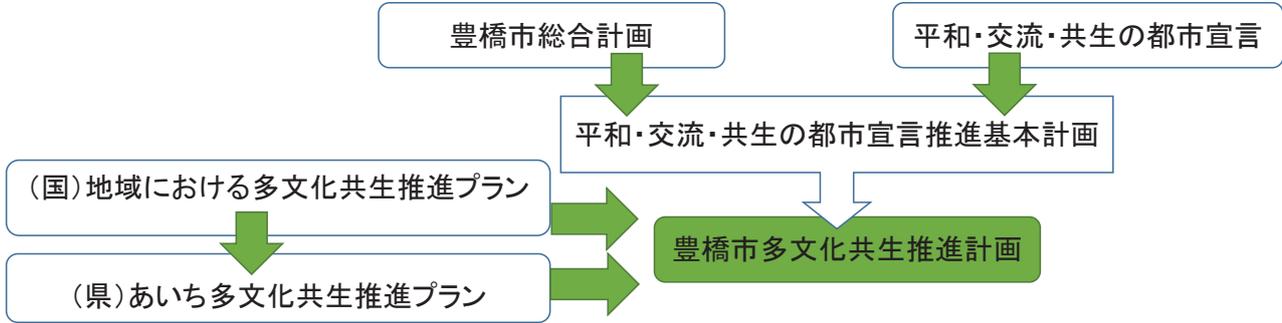
(注)1 平成27年の入管法改正前の「技術」と「人文知識・国際業務」は、合算した値を「技術・人文知識・国際業務」として入力。
 (注)2 「その他の就労目的の在留資格」欄には、教授、芸術、宗教、報道、経営・管理(投資・経営を含む)、法律・会計業務、医療、研究、教育、企業内転勤、興行の合算値を入力。(外交、公用は除きます)
 (注)3 「左記以外の在留資格」は、文化活動、研修、家族滞在などが該当します。
 (注)4 豊橋市データについては各年4月1日現在、住民基本台帳データより算出
 (注)5 全国平均は各年12月末現在(法務省在留外国人統計)の数値より算出

豊橋市における多文化共生の取組の経過等について

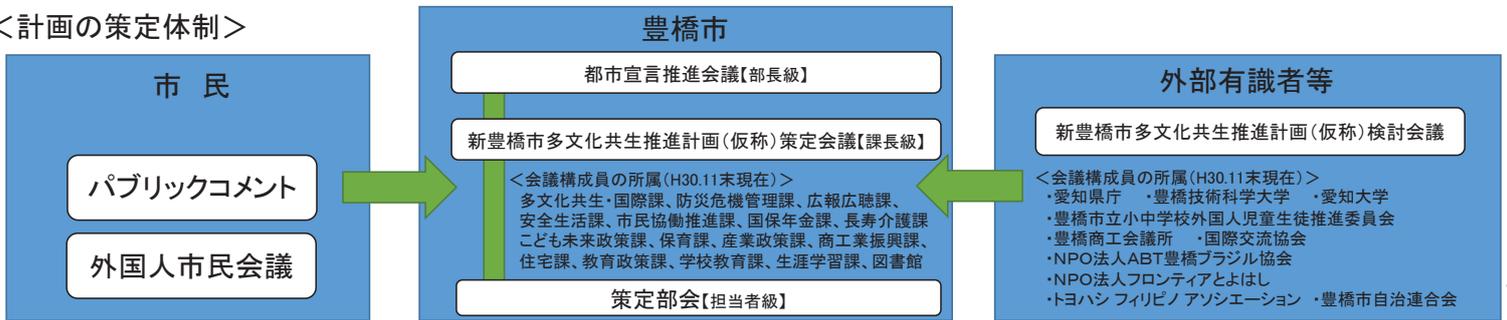
<これまでの経過>

- ・「平和・交流・共生の都市宣言」(2006年)の本旨の実現に向け、2009年に、「平和・交流・共生の都市宣言推進基本計画」を策定し、当該計画における共生分野の具体的な行動計画として、同年に「豊橋市多文化共生推進計画」(計画期間:2009-2013年)を策定
- ・2014年、日系ブラジル人の大幅な減少や外国人市民の多国籍化、定住・永住等在留資格の構成の変化などを踏まえ、「豊橋市多文化共生推進計画2014-2018」を策定

<多文化共生推進計画の位置づけ>



<計画の策定体制>



豊橋市の取組事例① (H30年度関連予算額: 1,448万円)

「行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備」関連の主な取組

①行政・生活情報の多言語化

市役所、市民課隣に外国人情報窓口を設置
 ↓
 転入外国人を中心に行政情報の提供・説明

窓口対応言語:ポルトガル語(常設)、タガログ語(週2日)
 (タガログ語についてはH29より週1日→週2日に増加)
 配布資料:ポルトガル語、タガログ語、英語、やさしい日本語



配布



公共交通乗り方案内



納税のしおり



ごみ捨てマニュアル

③外国人相談対応等の充実

<多文化共生・国際課での外国人相談対応>

多文化共生・国際課において、ポルトガル語(2名)の通訳者を配置し、行政手続き等の相談に対応。相談対応にあたっては、各課や関係機関とも連携しながら、きめ細かな対応をとっている。その他、英語(1名)、タガログ語(1名)通訳者も各課への手続きや相談時に付き添い、通訳対応を実施。

<外国人情報窓口の設置>

初めて来日した外国人や他市から転入した外国人に対して、ポルトガル語や「やさしい日本語」により、ごみ分別や生活上のルール、行政情報などを紹介する窓口を市民課に設置。

<市営住宅外国人相談>

住宅課窓口や豊橋市市営住宅管理センターにおいて、ポルトガル語で入居にかかる相談等に対応。

<豊橋市国際交流協会での外国人相談対応>

地域在住の日系ブラジル人を対象に、日常生活の困りごとに対応するため、ポルトガル語による各種の相談対応を実施。



②通訳等の配置

- ・外国人向け相談窓口のほか、外国人対応の多い部署や学校等に通訳等を配置
- ・通訳が配置されていない場合でも、外国人相談員が同行するなど、安心して市役所を訪れることのできる環境整備を進めている(平成27年度から新たにタガログ語にも対応)
- ・現在、41名の通訳等を配置

(平成30年度庁内通訳等配置状況)

納税課	1名【ポルトガル語】	住宅課	1名【ポルトガル語】
多文化共生・国際課(外国人相談員)	2名【ポルトガル語】	市営住宅管理センター	1名【ポルトガル語】
多文化共生・国際課通訳	1名【タガログ語】	市民病院	4名【ポルトガル語、スペイン語、英語】
多文化共生・国際課(国際交流員)	1名【英語】	豊橋高等学校	1名【ポルトガル語】
国保年金課	1名【英語、ポルトガル語、スペイン語】	くすのき特別支援学校	1名【ポルトガル語、スペイン語】
子ども家庭課	1名【ポルトガル語】	公立小中学校	23名【ポルトガル語、スペイン語、タガログ語】
子ども保健課	2名【ポルトガル語】	多文化共生・国際課(フロアアシスタント)	1名【ポルトガル語】

豊橋市の取組事例② (H30年度関連予算額: 8, 211万円)

「外国人児童等の学習環境の充実」関連の主な取組

①外国人児童生徒教育相談員等の充実

- 「外国人児童生徒教育相談員」「外国人児童生徒教育スクールアシスタント」「登録バイリンガル」の3種類の支援者を設定し、外国人児童生徒をフォロー
- 市内に外国人児童生徒相談コーナーを設置し、外国人児童生徒教育相談員として、以下を配置
 - ・外国人児童生徒コーディネーター1名(ポルトガル語対応、非常勤嘱託職員)
 - ・日本語教育巡回相談員7名(日本人)
 - ・バイリンガル常駐相談員7名(ポルトガル語5名、タガログ語2名)
 - ・バイリンガル巡回相談員4名(ポルトガル語2名、タガログ語1名、スペイン語1名)
- 巡回相談員は、相談コーナーを拠点に市立小中学校を巡回し、通訳対応や教諭からの相談対応も実施
- 外国人児童生徒の多い市立小中学校には、外国人児童生徒教育スクールアシスタントを5名配置
- そのほか、上記相談員等を補完する形で、登録バイリンガル35名が通訳ボランティアとして活動



(「みらい」修了式)

②日本語初期支援校「みらい」の実施(平成30年新規事業)

- 来日して間もない外国籍の中学生や外国人学校から市内に編入した生徒たちの日本語指導を集中的に行う初期支援校「みらい」を市立豊岡中学校に設置し、2018年4月9日に開校
- 外国籍生徒は、居住校区に学籍を置きながら、市立豊岡中学校において、週4日間160時間にわたり、日本語の読み書き、会話などを中心に指導を受ける機会を提供
- 指導は、豊岡中学校の教諭2名に加え、ポルトガル語、タガログ語の相談員、教室運営を行うコーディネーターを配置
- 11月末現在、延べ36名の外国籍生徒が活用(うち現在通級中6名)(内訳 ブラジル:24名、フィリピン:11名、中国:1名)

(参考1)市立小中学校児童生徒数
(平成25年4月現在)

市立小中学校	児童生徒数	うち、外国人児童数
小学校 52校	21,576名	876名(4.1%)
中学校 22校	11,455名	402名(3.5%)
計	33,031名	1,278名(3.9%)

(平成30年4月現在)

市立小中学校	児童生徒数	うち、外国人児童数
小学校 52校	21,019名	1,264名(6.0%)
中学校 22校	10,473名	574名(5.5%)
計	31,492名	1,838名(5.8%)

(参考2)外国人児童の多い市立小学校
(平成25年4月現在)

小学校名	児童数 A	外国人児童数 B(B/A)
多米小学校	736名	116名(15.8%)
岩田小学校	750名	115名(15.3%)
中野小学校	464名	65名(14.0%)
汐田小学校	412名	61名(14.8%)
岩西小学校	496名	56名(11.3%)
飯村小学校	773名	42名(5.4%)

(平成30年4月現在)

小学校名	児童数 A	外国人児童数 B(B/A)
岩田小学校	824名	184名(22.3%)
多米小学校	747名	144名(19.3%)
汐田小学校	484名	99名(20.5%)
飯村小学校	731名	79名(10.8%)
岩西小学校	532名	69名(13.0%)
中野小学校	417名	58名(14.0%)

豊橋市における多文化共生の取組にかかる今後の方向性等について

○現状・課題認識等

- ・これまでの取組などにより、多文化共生に関する市民意識は少しずつ向上
- ・現在では、外国人市民が自治会役員を務めたり、外国人の赤十字救急法指導員が日本で初めて誕生するなど、外国人市民が外国人市民のために活躍できる土壌が育ちつつある
- ・外国人市民を「支援される側」としてだけとらえるのではなく、「支援する側」でもあるという視点を持ち、外国人市民の持つ個性が発揮できる環境づくりが重要
- ・こうした取組を拡げていくためには、行政だけでなく、NPO等の民間レベルの取組も支援していく必要がある

○今後の方向性

- ・外国人市民の永住化の進展や国の外国人受入れ施策の拡大による外国人市民の多国籍化により、外国人市民の支援ニーズがより多様化することが想定
- ・これまでの取組みを充実させ、多様な支援ニーズに対応するとともに、外国人市民が活躍できる環境整備をすすめていく
- ・また、外国人市民の自立と活躍をより一層促進するよう、乳幼児期から老年期までのライフステージごとのターゲットを見据え、各ステージで切れ目のない施策を実施していく

○多文化共生推進計画の改定に向けた動き

- ・平成30年5月より、上記の方向性を盛り込んだ新多文化共生推進計画の改定作業を開始
- ・年明けのパブリックコメントを経て、平成31年3月に公表予定

地域国際化推進アドバイザー制度について



目的

多文化共生、国際交流・協力に係る専門知識・経験を有する方を、クリアが『地域国際化推進アドバイザー』として委嘱したうえで、希望する自治体等に派遣し、必要な情報、適切な助言・ノウハウの提供などを行うことにより、施策の推進、住民理解の促進等に寄与する。

制度概要

【派遣対象団体】 自治体・地域国際化協会・市区町村国際交流協会

【アドバイザー・アドバイザーの業務】

以下に関する業務に係る知識・実務経験を有する者(※1)で、当該知識やノウハウの提供、助言等を行う(※2)。

- ① 多文化共生推進のための施策構築・実施
- ② 国際協力・国際交流・国際理解教育
- ③ 自治体等とNGO/NPO等との連携・協働

(※1) 別添「地域国際化推進アドバイザー一覧」参照 (登録者数計:70人)

(※2) 研修や講演会といった形式は問わない

【アドバイザーの委嘱期間】 二年間

【経費負担】 アドバイザーの謝礼金・旅費はクリアが負担

【制度の運用】

限られた予算の中で、より多くの団体に本制度を活用していただくべく、一団体につき二年度に一回(上限4時間)活用できることとして運用中。



【参考】平成29年度 地域国際化推進アドバイザー派遣実績



業務区分 派遣先	多文化共生				国際協力 国際理解	その他	合計
	災害時の 外国人支援	日本語学習 やさしい日本語	意識啓発	小計			
都道府県	3	0	0	3	1	1	5
市区町村	4	11	13	28	1	2	31
地域国際化協会	4	2	0	6	3	3	12
市町村国際交流協会	10	3	4	17	3	1	21
合計	21	16	17	54	8	7	69

※その他は通訳・翻訳、ボランティア育成など

平成29年度予算執行状況 (単位:千円)	
予算額	23,784
決算額	21,874

【参考】これまでの地域国際化推進アドバイザー派遣事例



◆災害時の外国人支援◆

【宮崎県都城市主催による「平成30年度都城広域定住自立圏多文化共生職員研修」に講師として派遣】

行政職員144名を対象に、災害時に外国人が直面する課題について、準備段階として必要なこと、過去の災害時における外国人対応の事例と対処法などについて講義を行いました。



◆日本語学習・やさしい日本語◆

【群馬県大泉町主催による「多文化共生に関する職員研修会」に講師として派遣】

町役場職員109名を対象に、職員一人ひとりの外国人住民への対応能力の向上と、多文化共生に対する意識啓発を図るため、「やさしい日本語」に関する講義を行いました。



◆意識啓発◆

【佐賀県国際交流協会主催による「医療通訳サポーター養成講座」に講師として派遣】

ボランティア登録者、医療従事者等45名を対象に、医療通訳の心構え、倫理規定及び、医療通訳の必要性などについて講義を行いました。

【参考】地域国際化推進アドバイザー一覧（平成30年度）



主たる所属種別の内訳 学識経験者：14 地域国際化協会・市区町村の国際交流協会20
 (全70名) 地域国際化協会・市区町村の国際交流協会を除く民間団体：36

No.	氏名	所属/役職	No.	氏名	所属/役職
1	秋尾 晃正	(公財)民際センター/理事長	11	榎井 緑	大阪大学/特任准教授 ((公財)とよなか国際交流協会/理事、 (特活)開発教育協会/理事、(特活)クロスベース/理事)
2	阿部 一郎	多文化共生コーディネーター	12	大橋 正明	(特活)国際協力NGOセンター/理事 ((特活)シャブラニール=市民による海外協力の会/評議員、聖心女子大学 人間関係学科/教授、聖心女子大学グローバル共生研究所/所長)
3	阿部 真理子	(特活)IVY/理事	13	大森 典子	(公財)愛媛県国際交流協会/室長(外国人支援・国際連携事業担当)
4	有田 典代	国際文化交流協会/事務局長	14	荻村 哲朗	神奈川大学/非常勤講師 (明治学院大学 国際平和研究所/研究員)
5	飯田 奈美子	(公財)京都市国際交流協会/行政通訳・相談事業コーディネーター (多言語コミュニティ通訳ネットワーク(mcnet)/共同代表)	15	御館 久里恵	鳥取大学 教育支援・国際交流推進機構 国際交流センター/准教授
6	石井 ナナエ	認定特定非営利活動法人ふじみの国際交流センター/理事長	16	片山 信彦	(特活)ワールド・ビジョン・ジャパン/常務執行役員
7	稲葉 哲朗	(公財)名古屋国際センター/広報情報課長	17	勝 千恵子	(公財)名古屋国際センター 広報情報課/主査
8	犬飼 康弘	(公財)ひろしま国際センター 研修部/日本語常勤講師 (日本語講師チームリーダー)	18	勝谷 知美	(一財)熊本市国際交流振興事業団/事務局次長
9	井上 八三郎	(公財)京都市国際交流協会/事務局次長	19	加藤 理絵	(公財)名古屋国際センター 交流協力課/主査
10	岩本 郁子	(公財)茨城県国際交流協会/事務局長	20	菊池 哲佳	多文化社会専門職機構/多文化社会専門職機構認定・多文化社会 コーディネーター、事務局長 ((公財)仙台観光国際協会 国際化推進課/交流係長)

No.	氏名	所属／役職
21	木下 理仁	かながわ開発教育センター(K-DEC)／事務局長 (東海大学教養学部国際学科／非常勤講師)
22	金 迅野	マイノリティ宣教センター／共同主宰 (中央大学社会科学研究所／客員研究員)
23	金 宣吉	(特活)神戸定住外国人支援センター／理事長 (神戸大学国際人間学部／非常勤講師)
24	木村 博之	(公財)横浜市国際交流協会／事務局担当次長
25	金 東暎	行政書士金東暎事務所／行政書士 (在日本大韓国民団宮城県地方本部／監察委員長)
26	黒田 正人	ロイヤルシルク財団 東京事務所／特別アドバイザー (東京大学生産技術研究所／目黒研究室 協力研究員 (株)黒田設計室／代表取締役)
27	小山 紳一郎	ちがさき市民活動サポートセンター／スタッフ (明治大学、亜細亜大学／非常勤講師)
28	佐渡友 哲	日本大学 法学部／教授 (オックスファム・ジャパン／理事)
29	柴垣 禎	(特活)多文化共生マネージャー全国協議会／理事 (NGOダイバーシティとやま／事務局長)
30	清水 由美子	(公財)柏崎地域国際化協会／常勤理事 事務局長 (多文化共生マネージャー)

No.	氏名	所属／役職
31	菅波 茂	認定特定非営利活動法人AMDA／理事長
32	杉田 理恵	東村山市市民相談・交流課/多文化共生相談員
33	杉本 正次	(特活)地域国際活動研究センター／理事
34	須藤 伸子	(公財)仙台観光国際協会 国際化推進課／課長 (宮城教育大学／非常勤講師)
35	仙田 武司	(公財)しまね国際センター／多文化共生推進課長
36	高木 和彦	(特活)多文化共生マネージャー全国協議会／副代表理事 (滋賀県 滋賀県総合政策部広報課／参事)
37	高倉 弘二	高倉環境研究所／代表
38	高橋 伸行	(特活)多文化共生マネージャー全国協議会／理事 (船橋市市長公室国際交流課／課長)
39	竹内 よし子	(特活)えひめグローバルネットワーク／代表理事
40	田村 太郎	(一財)ダイバーシティ研究所／代表理事

5

No.	氏名	所属／役職
41	丹下 厚史	(公財)名古屋国際センター / 交流協力課長
42	土井 佳彦	(特活)多文化共生リソースセンター東海／代表理事 (特活)多文化共生マネージャー全国協議会／理事)
43	豊島 行宏	元(公財)名古屋国際センター／元専務理事・事務局長・国際留学生 会館館長
44	内藤 稔	東京外国語大学大学院総合国際学研究院／講師
45	長坂 寿久	(一財)国際貿易投資研究所／客員研究員 (逗子フェアトレードタウンの会／代表理事、プラン・インターナショナル・ ジャパン／理事)
46	中村 絵乃	(特活)開発教育協会／事務局長
47	西村 明夫	RASCコミュニティ通訳支援センター／代表
48	野田 真里	茨城大学人文学部人文コミュニケーション学科／准教授 (国際開発学会／理事)
49	野山 広	国立国語研究所日本語教育研究領域／准教授
50	蓮井 孝夫	(特活)香川国際ボランティアセンター／会長(理事) (福)香川いのちの電話／理事、 (特活)たかまつ市民活動応援団(副代表))

No.	氏名	所属／役職
51	藤井 誠	HR Japan／代表理事 教育プロデューサー) (一社)障がい者起業就労支援協会／会長)
52	藤原 孝章	同志社女子大学／教授
53	堀 永乃	(一社)グローバル人材サポート浜松／代表理事 (日本大学／非常勤講師)
54	松尾 慎	東京女子大学現代教養学部／教授
55	松岡 洋子	岩手大学教育推進機構グローバル教育センター／教授
56	松本 義弘	(公財)横須賀市産業振興財団／常務理事・事務局長 (三浦半島中小企業勤労者福祉サービスセンター／所長、 日本フェアトレード・フォーラム／認定委員)
57	水口 章	敬愛大学 国際学部／教授
58	村上 公彦	(公社)アジア協会アジア友の会／専務理事兼事務局長 (日本基督教団寝屋川教会／牧師)
59	村松 紀子	(公財)兵庫国際交流協会／相談員 (医療通訳研究会 (MEDINT)／代表)
60	八木 亜紀子	(特活)開発教育協会／事業主任 (特活)アジア太平洋資料センター／理事)

6

No.	氏名	所属／役職
61	八木 浩光	(一財)熊本市国際交流振興事業団／事務局長
62	山内 康裕	(一社)滝川国際交流協会／理事 (滝川市 産業振興部 観光国際課／課長)
63	山本 晃史	(一社)ISP／代表理事 (特活)カタリバ／職員)
64	楊 廷延	群馬県立大学地域日本語教育センター／講師
65	柚木 美穂	(公財)鹿児島市国際交流財団
66	湯本 浩之	宇都宮大学／教授 (特活)開発教育協会／副代表理事)
67	横山 勝	岩手県行政書士会／一般会員
68	吉富 志津代	名古屋外国語大学世界共生学部／教授 (特活)多言語センターFACIL／理事長)
69	米山 敏裕	(特活)地球の友と歩む会／事務局長
70	若林 秀樹	宇都宮大学国際学部/客員准教授

国際交流員 (CIR : Coordinator for International Relations) は、地方公共団体の国際交流担当部署等所属長の指示を受け、主に国際交流活動に関する職務に従事します。



北海道 東川町立中学校でインドネシアの楽器を紹介する CIR

【配属先】

国際関係担当部署 (国際課、国際経済課、海外プロモーション課、商工観光課等)

【職務内容】

- ①任用団体の国際交流関係事務の補助 (外国語刊物等の編集・翻訳・監修、国際経済交流事業を含む国際交流事業の企画・立案及び実施に当たっての協力・助言、外国からの訪問客の接遇、イベント等の際の通訳等)
- ②任用団体の職員、地域住民に対する外国語教室または異文化理解講座等への協力
- ③地域の民間国際交流団体の事業活動に対する助言、参画
- ④地域住民の異文化理解のための交流活動 (学校訪問を含む) 及び外国人住民の生活支援活動への協力等

観光インバウンド戦略など経済交流のサポーターとして

自治体の観光情報の多言語化やHPやSNSを活用した情報発信、外国人目線による観光パンフレット・ポスターの作成サポートなど幅広く力を発揮します。

多文化共生推進のために

CIRの魅力はなんといっても、日常会話からビジネスまでこなす日本語能力の高さです。翻訳・通訳に対応し、地域の外国人住民の環境整備にも力を発揮します。また、地域住民や職員を対象とした語学講座や料理教室等を通じて、異文化理解の推進を図ります。



京都府京田辺市 伝統行事「月堂竹送り」に参加するイギリスからの CIR



静岡県伊豆の国市 家庭教育講座「教えてモンゴルの子育てとおやつ作り」



兵庫県 知事の通訳をする韓国の CIR

県費負担留学生の心のよりどころとして

ヨシムラ・マルセロ・トモアキ 孫 肖
シャーフ・スタニスラフ ダーサリ・ラメーシュ

ヨシムラ・マルセロ・トモアキ：ブラジル・サンパウロ州出身。
孫 肖(シウ・シウ)：中国遼寧省出身。
シャーフ・スタニスラフ：ロシア・チェリヤビンスク州出身。
ダーサリ・ラメーシュ：インド・アンドラプラデシュ州出身。

富山県

面積：4,247.61 平方キロメートル
人口：1,050,770 人 (平成 30 年 7 月現在)
著名な観光地：立山、黒部峡谷、五箇山合掌造り集落
特産品：フジ、ホタルイカ、シロエビ、ます寿司
外国人人口数：237,720 人 (平成 29 年)

県の国際交流・多文化共生にかかせない CIR の存在

富山県では、平成元年 (1989 年) に英語圏 CIR を任用開始して以来、30 年の活用実績があります。現在は、米国オレゴン州、ブラジル・サンパウロ州、中国遼寧省、ロシア沿海地方、インド・アンドラプラデシュ州などと友好交流関係にありますが、それらの国を含む6か国7名を CIR として任用しています。

各 CIR には、各国・地域との国際交流事業において、事業計画の立案から実施、各政府・団体との連絡調整に至るまで、全てにおいて主体的に参加してもらっています。当該国・地域の出身であるからこそ、日本人ではなかなか理解できない習慣や考え方の違いがわかり、現地の人脈等も生かして、より強固な友好関係を築くことができると期待しています。

具体的な業務内容としては、各国・地域との国際交流事業のほか、県の魅力を各国・地域の方々に伝えるために、SNS や各国大使館・領事館等のホームページ等を活用して、県の観光名所やイベント情報について発信しています。

また、県職員や県民向けに語学講座を行うとともに、学校等での異文化理解講座も担当し、各国の言語や文化を広く県民に紹介しています。近年では高校教員向けの指導者研修でも講師を務めるなど、県の国際教育にも貢献しています。

このほか、週に1回勤務する (公財) とやま国際センターでは、県内に在住外国人のために各国の言語で生活相談を行っており、必要に応じて関係機関との連絡調整を行い、問題解決の手助けをしています。

その国の文化や背景を知らないと問題の本質を理解できないことがあるため、多文化共生の観点においても、CIR の果たす役割は大きいと言えます。



県費負担留学生の相談に対応するブラジル人 CIR (左)

留学生が安心して暮らせる毎日を支える CIR

県は、ブラジル・サンパウロ州、中国遼寧省、ロシア沿海地方、インド・アンドラプラデシュ州から県内の大学に県費負担留学生を迎えており、CIR が県費負担留学生の来県準備から帰国まで、生活相談を担当しています。空港に出迎えに行き、インターネット接続やスマートフォンの手配、身の回りのものの買い物などを支援することから始まります。スーパーマーケットやドラッグストアなどが分る周辺の地図を作成するなどして、新生活のスタートに当たり困らないよう工夫しています。県費負担留学生はある程度日本語ができるものの、大学や役所での様々な事務手続きなど、外国人にとって理解しにくい場面では支援を必要とすることが多いです。県費負担留学生が病気になる時には、日本語で症状を伝えたり、医師の話す日本語の意味を理解したりすることができないこともあり、通訳として付き添うこともあります。

CIR は日本語能力が高く、日本で留学経験もある場合が多いので、県費負担留学生からは「自分たちの気持ちに寄り添って相談のしてくれる存在」として頼られています。県費負担留学生が週に1回国際課へ来た際に、何か困ったことはないか、CIR が1週間の様子を確認し、県費負担留学生の質問に答えているほか、SNS を利用して、CIR、県費負担留学生、技術研修員等のグループを作り、いつでも相談し合える環境を整えています。

このような強固な良好な関係を築くことによって、CIR が実行委員を務める国際交流イベント「JET 世界まつり」の運営に県費負担留学生にも協力してもらうなど、県における国際交流や多文化共生の推進に大いに役立っています。



県費負担留学生の相談に対応するロシア人 CIR (右)

市内在住ベトナム人を対象とした情報発信

レー・ガン・ハー

ベトナム・ハノイ出身。大学で日本語を専攻。大学時代に日本語・日本文化研修生として1年間の広島大学留学を経験した。ハノイで、人材紹介会社に勤務後、平成 29 年 7 月末から千葉県松戸市に任用され、経済観光部文化観光課に配属される。

ベトナム人住民の急増を受け任用

松戸市の外国人登録者数は、平成 30 年 (2018 年) 5 月末日現在、16,133 人であり、県内 4 番目です。国籍別では、1 位が中国 (6,836 人)、2 位がベトナム (2,231 人)、3 位がフィリピン (1,773 人) であり、韓国、ネパールと続いています。ベトナム人は、5 年間で 4 倍となっており、ネパール人とともに急激に増えている外国人です。このような状況で、在住外国人に関する施策 (多文化共生施策) と東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会開催を契機とした訪日外国人誘致施策にベトナム人目線でアドバイス・サポートしてもらうために、平成 29 年 7 月末から、ベトナム人 CIR を 1 名任用しました。

生活情報を新たにベトナム語で提供

ベトナム人 CIR は、主に情報発信業務、市民交流業務、通訳・翻訳業務などを行っています。

外国人向けの情報発信は、今まで市ウェブサイトの自動翻訳機能に頼っていましたが、これだけでは外国人にとって分かりやすい情報になっていませんでした。この問題を解決するために、市は、平成 27 年度からオーストラリア人 CIR を 1 名任用し、外国人向けサイト「International Portal」を立ち上げ、日本語だけでなく英語による外国人にとって分かりやすい情報提供を始めました。しかしながら、市の在住外国人は、英語圏の方だけでなく、中国人及びベトナム人が全体の半数以上を占めています。とりわけベトナム人が急増したことから、市で生活する上で必要な情報をベトナム語で分かりやすく提供することが緊迫の課題となりました。ベトナム人 CIR を任用後は、従来の「International Portal」英語版に加えベトナム語版も作成し、ベトナム人にとって分かりやすい記事作成・編集業務を行っています。彼女には、ベトナム語で作成した記事を英語及び日本語に翻訳してもらっています

で、オーストラリア人 CIR が選任した現在でも、充実した外国人向けの情報提供ができています。オーストラリア人 CIR が始めた市の広報紙へのコラム掲載も引き継いでいます。CIR が市内で体験したこと、感じたことを掲載しているこのコラムには、CIR 専用のメールアドレスを記載しており、月に何度かこのコラムを読んだ読者から感想や意見などのメールが寄せられています。時には、市民が主催するイベントに招待されることもあり、少しずつですが市民の認知度が上がってきています。

またベトナム人は、Facebook 利用率が高いことから、ベトナム語版の「International Portal」Facebook ページを新たに立ち上げ、市内のイベント情報や生活に役立つ情報等を 1 週間程度程度ベトナム語で発信しています。様々なツールを使うことにより、どうしても在住外国人、特にベトナム人とベトナム人観光客に市の情報が伝わるか日々検討しています。

今後は、ベトナム人 CIR の提案により、在住ベトナム人・ベトナム人観光客向けブログ (ベトナム語) の作成を予定しています。

様々な機会をとらえベトナムの文化を紹介

市民交流業務では、年に 1 回市内で開催している「国際文化祭」において、参加した市民にベトナムの文化紹介等を行いました。この他にも、市内英語ツアーやシティガイド勉強会でもベトナムの文化紹介をしています。

さらに市内大学生と日本語学校で在学中のベトナム人と交流するワークショップにも参加するなど、市民との交流にも積極的です。今後は、ベトナムの料理教室を自ら企画して行う予定にしています。

最後に訪日外国人観光客誘致に対する取組についてですが、ターゲット国の一つとしてベトナムからの観光客誘致に向けた施策を展開していく予定です。施策立案のために実施している、市内の日本語

千葉県 松戸市

面積：61.38 平方キロメートル
人口：490,256 人 (平成 30 年 6 月 1 日現在)
特産品：梨・ねぎ
主要な観光地：戸定邸、矢切の渡し等

学校在学中のベトナム人を対象としたモニターツアーにおいて、CIR は企画へのアドバイスやツアー中の通訳をしています。

また、市内大学の観光学科の授業においては、学生がテーマごとに企画するベトナム人向けのツアー造成をするプログラムのアドバイザーを行うなど、観光人材の育成に一役買っています。

ベトナム人 CIR ならではの今後の取組

今後は、市内に暮らすベトナム人をはじめとした市民との交流をさらに進めるほか、ベトナム人観光客を誘致するため、現地の旅行会社や企業との連絡調整と一緒に取り組んでいきます。



シティガイドの勉強会でベトナムの文化紹介をする CIR (中央)



ベトナム人留学生対象のモニターツアーで 案内をする CIR (前列左)



平成 30 年 7 月中の市内でのイベント情報をベトナム語で記載した Facebook ページ

一家で来日！家族ぐるみで国際交流

サンジドルジ・ムフジャルガル

モンゴル・ウランバートル市出身。大学で日本語の教職課程を取得。大学卒業後、鳥取県 CIR、在モンゴル日本大使館にて勤務後、平成 30 年 1 月から伊豆の国市に任用され、市長親睦部市長官室に配属される。日本語能力試験 1 級。夫と子ども 4 人と来日。

都市交流事業をきっかけとした CIR の任用

伊豆の国市は、平成 27 年（2015 年）8 月にモンゴル・ウランバートル市ソングノハイルハン区と「都市交流に関する覚書」を締結し、モンゴルとの交流がスタートしましたが、文化や習慣、言語の違いなどから、交流を進めていく上で大きな壁を感じておりました。こうした壁を取り除くことができるかと検討していく中で、モンゴルを熟知した人材に手伝わってもらうことが最適であると判断し、平成 28 年 8 月から CIR の任用を開始しました。

CIR を任用したことをきっかけに、モンゴルとの交流をさらに進めるべく、平成 29 年 2 月に「モンゴル国柔道競技代表選手の 2020 年東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプに関する覚書」を締結しました。

CIR の活動で深まる市民交流

CIR の主な業務としては、都市交流事業の企画・立案、モンゴルからの訪問団の対応や通訳、市民へのモンゴルの文化の紹介やモンゴル語講座の開催、小中学校を中心とした児童・生徒への出前講座の開催などがあります。

特にこれまで、学校や市民を対象とした各種講座、モンゴル訪問時・受入時の対応や通訳などで CIR が活躍しています。具体的な活動としては、小学校でモンゴルの文化の紹介をしたり、モンゴルの絵本の読み聞かせを行ったりしてきました。中学校においては、社会科の授業を活用し国際理解を深めることを目的に、CIR がモンゴルについて講義しました。また、市民を対象にモンゴル語講座やモンゴル家庭料理教室などを開催しました。その他、市広報紙へのモンゴルの紹介コーナーに寄稿したり、コミュニ



出前講座で小学生にモンゴルの文化を紹介する CIR



ふるさと博覧会で市民にモンゴルの文化を紹介する CIR (右)

5

静岡県 伊豆の国市

面積：94.71 km²
人口：48,964 人（H30.6 月現在）
著名な観光地：韮山反射炉（世界文化遺産）、伊豆長岡温泉
特産品：いちご、トマト、スイカ、鮎、大根、みかん



ティ FM を活用してモンゴルの PR を行ったりしています。

こうした活動に加え、平成 28 年度から、毎年 8 月に中学生をソングノハイルハン区へ派遣する事業を行っています。これまで参加者の確保に苦慮していましたが、平成 30 年度は募集人数を大幅に上回る応募がありました。また、今年新たにモンゴル国の乗道アカデミーの小中学生が日本に来て、日本での乗道を通じた交流を行うことが決定しています。CIR の活躍により、市民のモンゴルに対する理解も深まってきたものと認識しています。

一家全員で地域コミュニティに参加

現在任用している CIR は、平成 30 年 1 月から採用していますが、鳥取県で CIR として働いていた経験や在モンゴル日本大使館において勤務していた経験があることから、日本語が堪能で、職場でもすぐに打ち解けて活躍しています。また、配偶者と 4 人の子どもたちも一緒に来日したため、家族の支援も充実しており、本人の日々の活動の支えになっていると感じています。

4 人の子どもたちはそれぞれ中学 1 年生、小学

5 年生と 2 年生、保育園の年長ですが、市に外国向けに学校がないので、日本人の子どもと同じ学校に通っています。子どもたちも最初は日本語を話すことができないので不安だったと思いますが、来日してから半年以上が経つと、学校生活や日本での生活にも徐々に慣れてきて、部活動やスポーツを通じて、日本の子どもたちとコミュニケーションも取れるようになってきました。また、CIR の配偶者も日本語を話すことができ、地域の清掃作業、地域活動や学校の行事にも積極的に参加してくれています。さらに、最近では、自動車の運転免許も取得し、隣市の企業への就職も決まりました。家族全員が市での生活を楽しみ、それぞれの生活を充実させているのではないかと感じております。

2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるモンゴルの乗道選手受入時には、CIR と協力して市全体で選手のサポートや応援ができる体制を整えるとともに、都市交流の覚書を締結しているソングノハイルハン区との交流もさらに充実させていきたいと思っています。



コミュニティ FM に出演する CIR

6

外国にルーツを持つ子どもの居場所づくりに CIR が貢献

ナターリヤ・クリスチナ・ヒペイロ・アブレウ

ブラジル・ミナス・ジェリス州出身。国際交流基金日本語センターでの日本語教師の長期研修に参加し、ブラジルで日本語とポルトガル語の教師として勤務。平成 26 年 4 月から彦根市に任用され、市民環境部人権政策課に配属される。

日本人と外国人がいきいきと暮らせるまちづくり

彦根市における在留外国人数は、平成 30 年（2018 年）4 月末日現在で、中国、台湾に続きブラジルの国籍が多く、在留資格別に見ると、永住者、定住者及び日本人の配偶者でブラジル国籍の外国人が最多となっています。こうした外国人住民の定住志向の高まりに合わせて、平成 11 年からブラジル出身の CIR を招致し、行政サービスや市民の意識の向上を図り、日本人と外国人がともいきいきと暮らすことができるまちづくりを進めています。

CIR は、日本人の職員と同様に事務を分担しており、広報紙へのコラムの掲載、「FM ひこね」での広報紙のニュースのポルトガル語による放送、通訳・各種相談業務、多文化共生に関する講座の講師、外国の文化の理解を広める事業のほか、外国にルーツを持つ子どもたちの支援を行う「母語教室」、「子ども多文化クラブ」の事業を受け持っています。

CIR の提案による小学校での母語教室

「母語教室」は、外国人の児童・生徒が、アイデンティティを育み、母語が話せない家族と上手にコミュニケーションを取ることができるようになること、また、同じルーツを持つ仲間と過ごす居場所をつくり、学校生活での孤立を防ぐことを目的に平成 26 年に始まった事業で、市内でブラジルにルーツを持つ子どもが多く通学している小学校で、月 2 回程度、ブラジルにルーツを持つ子どもにもポルトガル語やブラジルの文化を教えています。

その小学校には 1 年生から 6 年生まで 13 人のブラジルにルーツを持つ子どもが在籍していますが、保護者の送迎ができないなどの理由で参加できない子どもを除き、12 人が参加しています。平成 28 年度までは、駅前にある会議室を利用していたが、参加率が低く、実施方法の見直しが必要



小学校での母語教室で子どもたちと触れ合う CIR

れる中で、CIR の改善の提案により小学校で実施することになり、子どもの参加率が向上しました。参加している子どもの環境は様々で、ポルトガル語で日常会話も読み書きもできる子どももいれば、読み書きができない子ども、どちらもできない子どももいます。そのような中、CIR は、教材を工夫するほか、勉強が苦手な子どもも遊びながらポルトガル語を話せることができるようになっていく様子などから学習の方法を考えるなど、教師の経験を生かした教室の運営を行っています。

外国にルーツを持つ子どもを孤立させない「子ども多文化クラブ」

外国にルーツを持つ子どもは、両親が仕事をしていることが多く、特に夏休みや冬休みの長期休暇中は外出することなく家の中で過ごしがちになります。また、日本で生活する中で日本文化や習慣を覚えていく一方で、自分のルーツに触れることがなくなり、自分自身のアイデンティティを見失ってしまうことがあります。

「子ども多文化クラブ」は、そのような小中学生を対象に、学校や国籍を越えて、世界の国の文化や習慣に触れ、一緒に学習をし、地域のことを学ぶことにより、同じように外国にルーツを持つ子ども同

7

滋賀県 彦根市

面積：196.87 平方キロメートル
人口：112,847 人（平成 30 年 5 月末現在）
著名な観光地：国宝・彦根城
特産品：仏壇、ハルビ、近江牛、彦根梨
市のキャラクター：ひこにゃん
姉妹都市：米国ミシガン州アナーバー市
友好都市：中国湖南省湘潭市



士のネットワークづくりを進める事業で、夏休みに 4 回、冬休みに 1 回、学習支援、様々な体験活動の補助等を、市に登録している多文化共生ボランティアの方の協力を得ながら実施しています。



「子ども多文化クラブ」では子どもたちが様々な文化に触れる

CIR は、事業の計画はもちろん、講師への依頼や打合せ、会場や準備物の手配等、事業の実施に至るまでの事務を、日本人の職員とともにこなしています。CIR は、ボランティア、NPO などの団体、大学講師等様々な方と関わって仕事をしていますが、これまで 4 年間の活動で広がった人脈を活かして、体験活動の講師を自ら探し、依頼をすることもあります。

平成 29 年度は、CIR の提案により、交流の時間を増やし、子どもとスタッフ全員がお弁当を食べるランチタイムを実現し、38 人の小中学生が、フィリピンの理解を深める学習、日本文化を学ぶ折り紙体験、創造性を高める焼杉工作体験等を通して、自分が通う学校以外の新しい友達を

作ることができました。

「多文化共生」という言葉が不要となる日を目指して

「母語教室」「子ども多文化クラブ」は、日本人の職員がたとえポルトガル語を話すことができたとしても、外国にルーツを持つ子どもの気持ちに寄り添って進めることは容易ではないでしょう。同じく外国にルーツを持つ一人の人間として、日本で生活している CIR だからこそ、子どもの置かれている環境や気持ちを誰よりも理解した上で、これらの事業をより良く進めていくことが可能なのだと思います。ここで学んだ子どもたちが、将来、社会に貢献できる大人に成長することが CIR も含め私たち職員的心愿です。

「ブラジルでは多文化共生が普通のこと、日本でも多文化共生が普通のこととなり、将来『多文化共生』という言葉がなくなるのが本当の『多文化共生』だ」と CIR が話したことがあります。私たち日本人の職員は、目指す多文化共生について、CIR とともに考えていきたいと思っています。



CIR と一緒に焼杉工作体験

8

